

開会 午前11時00分

○分科会長（赤堀 博君） それでは、総務課・秘書広報課の審査に入る前に、長谷川市長にお見えにいただいておりますので、ご挨拶をお願いいたします。

○市長（長谷川寛彦君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

本来なら、敬老の日、それから、秋分の日ということで、3連休、4連休の、いわゆるシルバーウィークというところの中では、娯楽シーズンということになるのかなというふうに思いますけれども、新型コロナウイルス感染症の緊急事態宣言の延長がされて、市民の皆様にも本当につらい日々の中で、感染対策にご協力いただいておりますこと、本当にお礼を申し上げたいというふうに思います。

ちょっと、このグラフを見ていただきたいと思うんですけれども、菊川市の10万人当たりの何人かというグラフ、この折れ線グラフもそうなんですけれども、8月18日に静岡県に蔓延防止、20日に緊急事態という中で、25日に菊川200.6という数字。このときに県が107.3という数字だったものですから、それよりもはるかに上の状態だったんですね。25というのが、一応、国のステージの4というラインなものですから、この25というラインを早く切りたいというところの中で動いている中では、大分厳しい状態が25日、それから、しばらく、上下があったんですけども、菊川市は1回9月2日21人という人数が出てという状況になります。そこから、今、やっと、少し、下げ勾配という、皆様方のご協力の中で、今、昨日の数字が1人だったものですから、今、73.9という数字まで落ちてきました。県のほうが、実は、31.8という数字になっております。ここがですね、これから加速的に、これが落ちてきていただければという中で、今、いろんな施設も閉鎖させてもらっているのは、そういう中でのご協力のということの中で、ぜひ、ご理解いただければというふうに思います。山が大分落ちてきてということの中で、これから全国的に、全国的にというか、緊急事態が出るところは、とにかく30日までにしくじりがないように、ぶり返しがないようにということをやっておりますので、ぜひ、ご理解をお願いできればというふうに思います。

その中で、本日から明日にかけて、一般会計予算、それから、決算特別委員会の分科会で令和2年度の一般会計決算を、そして、各常任委員会では令和2年度の特別会計決算の審査をお願いいたします。

それでは、2日間になりますけども、ご審査のほうをよろしくお願ひしたいというふうに
思います。よろしくお願ひいたします。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、市長は退席を……。

○市長（長谷川寛彦君） では、よろしくお願ひいたします。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、これより議事に入ります。

本委員会に付託されました議案第38号令和2年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定につ
いての総務建設分科会所管に係る項目についてを議題といたします。

会議時間短縮のため、事前質疑を一通り行い、事前質疑における関連は課ごと最後に行い
ます。また、事前通知については、あらかじめ提出された内容の範囲内で行っていただき、
事前通知以外の質疑は関連程度にとどめていただけるようお願いいたします。また、関連質
疑を行う際には、補正予算時同様にしていただきたく、お願ひをします。

なお、この事業のものについては補正予算時同様……。

それでは、総務課・秘書広報課について行いますけど、はじめに、総務部の審査を行いま
す。大石総務部長、所管の課名等を述べてください。大石総務部長。

○総務部長（大石芳正君） 総務部長の大石です。

午前中の補正予算に引き続き、今度は一般会計決算についてご審議をお願ひいたします。

今から入りますのは、総務課と秘書広報課となります。

入れ替えで、地域支援課と所轄内の監査事務局のほうをお願ひいたします。よろしくお願
ひします。失礼します。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、事前質疑のある委員からお願ひをします。小林委員。

○7番（小林博文君） 7番です。それでは、私のほうと議長のほうと2つ質疑いたします。

2款1項1目地域管理費のところですか。説明資料の5ページ、タブレットでは9ページにな
ります。

1つ目として、令和3年度の新規採用職員で、合計18名を採用していますが、市がこうい
う場所にこういう人という形、あるいは、こんな人という、想定していた各職種別採用予定
者数と実際採用した人が合致しているのか。また、その採用内定者に対する、最近では辞退
者が多いということとお聞きしましたが、その割合というのは、どのくらいあったのか。そ
の要因の分析等はされていますでしょうか。

2つ目です。人事異動は人事評価を基にされているのかどうか。また、高ストレス対象者
と面接指導の件数は、2点です。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。それでは、初めに、令和3年度の職員採用の件ですけれども、令和3年度の新規採用職員としては、一般事務職を16名、保健師を1名、診療情報管理士を1名の計18名を採用しました。

各職種とか、予定者数が確保しておりましたけれども、職員の採用試験の終了後に、一般事務職で普通退職者が1名出たものですから、令和3年4月1日現在では、一般事務職1名が不足しているというような状況になっています。

それから、採用内定者に対する辞退の割合ということですが、令和3年度の新規採用職員における採用内定者には、辞退者はおりませんでした。内定後の辞退者がいなかった要因としましては、例年、静岡県や近隣市町の採用試験と重複して受験すると思います。他自治体の内定を受けて、菊川市の内定を辞退とするというようなケースが生じていたんですけれども、令和3年度については、試験日程を静岡県や近隣市町と可能な限り重複させたものから、辞退者はいなかったというふうな感じで、分析はしております。以上です。

それから、次に、人事評価の関係ですが、人事評価の結果は、一応、人事異動の際の資料としては使用しております。また、主任者級以上への承認に関しましては、人事評価結果による承認基準を設定しまして、基準を満たした候補者の中から、人事異動に合わせて承認者を決定しているというような状況になっております。

それから、高ストレス対象者の関係ですが、令和2年度は、職員と会計年度任用職員のおおむね510人を対象にストレスチェックを実施しまして、高ストレスと判定された人は66人、そのうち、医師の面接指導を受けた方は3人となっております。

以上となります。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。小林委員。

○7番（小林博文君） ①の方でちょっともう1点で、一般事務職ということで、16名なんですけど、ちょっと、そういう棲み分けしてるか分かんないですが、技術系というんですか、例えば、工学系とか、そういう形での採用枠というのは設けていないんでしょうか。また、この一般事務職の中に含まれているのかどうかお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。技術系の職員も、基本的には一般事務職という扱いで採用の募集をかけています。実は、昨年度も、土木、建築という恰好で募集はかけたんですけれども、残念ながら応募はなかったという状況で、応募者は、基本的には文系の子が

多くて、技術系は、どこの市町もそうなんですけれども、苦勞しているというような状況でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 小林委員。

○7番（小林博文君） 今、土木系というのは、かなり、今、そういう技術者がなかなか公務員にならないとか、大手企業に流れてしまうとかして、その辺を、今、県のほうで、補助しますみたいなのがあるんですが、実質的には県のほうにも人がいないということをお伺いしまして、その辺のですね、僕も一般質問したんですけど、将来的にそういう土木、建築に関しては、かなり、これから公共施設の管理とか、橋梁等のことで、これから育っていくということには間に合わないかもしれないですが、そういう人間が中にはいないと、ちょっと不安視もあるんですが、その辺の技術系の方ですね、前から言ってるんですけど中途採用みたいなというのは考えないんでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。中途採用とかは、今、特に予定はしておらないですけれども、2年ぐらい前ですか、建築系の職員は3名ほど採用いたしております。まだ、今、内定の段階ですけれども、今年度の採用試験で、土木、建築で、1人、土木の、前職は土木会社にいた子になりますけれども、一応、採用内定ということで、今、出しております。小林議員がおっしゃるように、県のほうも土木系の技術職員がいないということで、今、人事交流で、それこそ、建設経済部に、今、参事が来ていただいておりますけれども、若手の職員のほうも、今、1名袋井土木、土木事務所の掛川支所の方への1名派遣しております。そこについては、土木の勉強ということで、引き続き、できれば、そういった分野で交流といたしますか、やりながら、技術を磨いていきたいというふうには考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。まず、人事異動に関してなんですけれども、例年3月には毎年実施をしておりますけれども、その中に適材適所という言葉が基本的にはあるんですよ。やった後は、恐らく適材適所という言葉になり代わっていくかと思うんですけども、先ほど説明の中では、人事評価、いわゆる、そういった資料を基にということで説明があったんですけども、その中には、人事評価とは別に本人希望というものが多分第1希望、第2希望ぐらいであるんじゃないかなと思うんです。そういったものが実質的に生かされてい

るかどうか。その点について、まず、お伺いをしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。本人の希望ということに関しましては、例年10月、11月ぐらいですか、勤務意向調査という調査を実施しております、その中で、将来、自分はどういった職で生きていきたいとか、自分を生かしてもらいたい技術と、そういったもの、それから、今、松本委員がおっしゃったように、第1希望、第2希望、第3希望、全部が、一応、フォーマット上はあるんですけど、書いてくるばかりはないですけども、基本的には、やはり、そういったものも参考にしながら人事異動はしているところです。若手の職員については、10年間で3つぐらいで部署を回って、適正を見極めるということでやってはおりますけども、全てが希望のほうがかなくというわけではありませんので、ただ、ある程度、何年かやってきた職員というのは、それまでにいろいろ見てくる中で、こういったところが向いているんじゃないかということありますので、ある意味、希望も加味しつつ、職員の適正を見極めながらということで、配置はしております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。10年で3つぐらい部署が変わるということは、基本的には3年ということになるかと思うんですけども、1年でも人事異動の対象になってしまうという方も本当はあるんですよ。実質的に。その方が、その部署に合っていないということやなくて、他の理由もあるんじゃないかなと思います。そこら辺の考え方というものは、やはり、人事異動、担当課とか、市長の考え方もあるでしょうし、そういったものにやっていかなければならないと思います。そういったことで、非常に人事異動によってストレスを感じる職員もいるかと思うんです。そういったものは、やはり、基本的に何らか早い対応ですか、そういったものを考えていかなければならないと思うんですけど、それによって、ストレス、高いストレスが出るケースというのものもあるんじゃないかなと思うんです。それで、先ほど部長のほうから説明がありましたけれども、510人の職員に対して、高ストレスを感じている職員は66人。それから、うち3人がいわゆる面接指導、こういったものをしておりますよと言うんですけども、少し、考え方なんですけれども、受診される職員が少ないんじゃないかなと思うんです。そういったこともありますんで、何らか具体的な取組を考えているのか。その辺についてお伺いをしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。今、松本委員がおっしゃったように、人事異動に際して、それをストレスに感じるという職員はどうしてもいます。特に1回目の人事異動、初めて人事異動するというときに、本人にとっても、かなりプレッシャーになるのかなというところは感じております。ただ、その業務が合わないというだけではなくて、いろんな要因がございますので、年度途中で異動させるということもございますし、それは職員の体調等を考慮しながら、それは随時行っております。

それから、高ストレス者として判定された人への受診の勧奨ですけれども、基本的には、この業務を実施できるのが、うちの総務課の担当の職員が実施できるということで、正直、私も誰が高ストレス者か分かってないです。何でかというと、一応、厚労省のほうのマニュアルで、人事の人に権限があるっていうのは、それをちょっとできないという形になっているものですから、担当の方になっています。で、一応高ストレスに判定された方には、受診の勧奨ということで、通知は出しております。その中で、それを受けて、カウンセリング受けたいよという人が総務課のほうに申出に来てやっていただいているという状況で、実際、自分がどれほど高ストレスと感じているのかと結果というところの乖離がある人もいますので、そこはご判断になってしまうということがありますけれども、ちょっとでも、そういったカウンセリングなり、人に話を聞いてもらえれば楽になる可能性もありますので、引き続き受診の勧奨はしていきたいと思っております。

以上です。

○17番（松本正幸君） ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○分科会長（赤堀 博君） 関連で。10番 西下議員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。今の話の関連で、高ストレスの原因というのは分析できているのか。人によって、多分違うと思うんですけど、こういったものが要因で高いんじゃないかという分析があれば、お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） ストレスチェックの結果は各個人に渡されます。その中で、仕事に関するものもあれば、プライベートに関するものもありますので、それは各個人が、その結果を見て分析をするという恰好になりまして、我々組織とすると、一応、各課ごとの要因は分析をしております、やはり、かなりストレスが高く判定される人は、中間層の職員、係長職ぐらいの人が若干高いのかな。どうしても業務の責任であるとか、業務のボリュームも多いもんですから、業務の関係するところで、そういったところが多いのかなと思います。

それから、あと、各課ごとに、一応、委託しているコンサルのほうに、中身を分析してもらって、我々説明を受けているんですけども、先ほど人事異動の話ありましたけど、やはり、人事異動によって、メンバーが変わったりすることにより、どうしても環境が変わってきますので、そういったものも影響はしているものというふうに分析はしているところで

す。

以上です。

○10番（西下敦基君） 分かりました。いいです。

○分科会長（赤堀 博君） 3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 3番です。510名中66名、1割以上の方がストレスを強く感じているということは、その標準、標準って一概に言わないんですけど、この数値は健全なところからいって、多いのか、少ないのかとか、それは分かりますか。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。パーセンテージというよりも、指標として、100というボーダーラインがあるとすると、全体的に見れば、これ公務員だけじゃないんですけども、全体から見れば、それよりは低い水準にはなっております。全体として見るとそうなんですけど、個々に見ていくと、やはり、それより110幾つとか、指標に、数値になっているところもあれば、90幾つになっているところも、各部署によってはありますけど、市役所全体とすると平均よりはストレスはかかっていないという形にはなっています。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。小林委員の質問の一般職も含めその他もいましたけれども、私の心配は、市の持っている保育園、幼稚園、こども園に対しての法令の保育士さんの定員、これは満たされているということでよろしいですか。プラスオーバーなのか、余裕あるのか、欠員はないのか。要するに、2歳児までだったら、子ども3人で1人の保育士が必要なわけですよ。そういった法令の決まった定員数がありますので、市で持っている施設の定員数について、ちょっとお尋ねしますけど。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。子ども何人に対して、職員がつく人数というのは決まっていますけれども、正規の職員だけでは、やはり、賄い切れない部分がありますので、うちのおおぞら、小笠北のほうに、相当数の会計年度任用職員が入っております。それで、

基準を満たすような形で、保育等を実施しているというような状況でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。これ、なぜ、聞いたかといいますと、理由がありまして、そういうところにお世話になってないで、お母さんが1人で見ていると、そういう子どもがちょっとしたことで、一時的に預かるという制度が市にはあります。一時預かりという。ただ、それを申し込んだ方が、絵に描いた餅だと、ほとんどが受け入れてもらえないという、それはなぜかということで、園長さんとも私は話をしているんですけども、やはり、保育士が足りない、こういうことを言うんですよ、理由として。ですから、私は、いろんな施設、これ、今日ももらっていますけども、16施設がありますよね。小規模保育も入れます。ですから、こういった中で、何人かの予備の保育士を置くことによって、そういう要求に対しては対応できるというふうに思うわけです。子育てしやすい菊川市を言うのであれば、このことは絶対やらなきゃいけないと私は思うんですけど、いかがですか。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。それぞれのニーズに対して応えるべきは、私たち行政のほうの仕事だと思いますので、それなりに保育士の確保というのはしていかなくちゃいけないと思いますけど、保育園だけじゃなくて、民間の施設もありますので、そちらとの当然バランスとか、すみ分けとか、そういったものもあろうかと思いますが、うちのおおぞら、小笠北幼稚園に関しましては、なるべく、当然、職員の負担の軽減という部分もありますので、会計年度任用職員に頼らざるを得ない部分もありますけれども、極力そういったところに隙間ができるというか、不足が生じることのないようには、なるべくは努めるつもりでございますので、その都度、保育園、幼稚園のほうから、そういったお話いただきますので、そういったときに、今まで保育の経験がある人、それから、免許を持っていて、潜在保育士ですね、そういったものの把握というか、確保にも努めているというふうなことは伺っておりますので、引き続き、そこら辺注意していきたいと思っております。

以上です。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） その次は、渥美さん。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページの10ページになります。

当初予算時より新規採用職員研修が1つ減った理由は何か。また、3市と外部の研修は、

予定より研修数が40減ったが、減った分をどのように補ったか、伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。新規採用職員研修の1つ減った理由ですけれども、当初予算時には、新規採用の教育講座として、おおぞら認定こども園で保育の実習というような恰好で、それを予定しておりましたけれども、新型コロナウイルス感染拡大の影響で、その講座は中止としたということで、1つ減っております。

それから、3市と外部の研修が40減ったがという話ですけれども、これも新型コロナウイルス感染拡大に伴って、感染拡大地域との往来が制限されたものですから、多くの研修が中止になったというところです。

中止となった研修の受講予定数だったものにつきましては、翌年度以降に受講するようにということで促しております。昨年度は、オンライン研修の体制が整ってなかったです。多くの研修がそういったことから中止という恰好で不参加したわけですが、今年度は、そういったような研修についても、オンライン研修に切り替えて開催をするように心がけておりますので、今年度については、中止となる研修は、昨年と比べれば、減るような恰好にはなると思っています。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 次、行きます。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。2款1項3目検査総務費、タブレットのほうは28ページになりますかね。検査業務の体制と検査員となる資格、こういったものは、あるなんか、ないなんか、その辺からお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。検査業務の体制と検査員の資格ですけれども、検査業務の体制については、当課も契約検査係において、現場の検査に加えまして、各課で作成した設計書の審査、それから、業者から提出された書類の確認など、職員2名の体制で行っております。

検査員の資格についてですけれども、これ、免許みたいなものは特にはございませんで、うちのほうも、市の職員の給与に関する条例の中に表がありまして、等級別の基準職務表というものがありまして、その中で、検査員に該当する職務の級というのが、4級の主任主査と係長、それから5級の主幹、それから6級の課長までが検査員を務めるという形になっております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。資格の要するに關係なんですからけれども、実質的に市のほうとか、市長が基本的に、この職員をという任命をしますけれども、そういう方法で任命されるのか。また、いろいろ職務の關係を参考にしながら、技術職、こういったものの關係を何年やって、検査員としての資格的なものがあるねというようなものがあるのか、どうなのか、その辺をお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。その業務経験が何年以上とかという基準は特に設けてありません。基本的には工事発注事務の経験をしたことのある職員ということで、これまで、合併以後務めてきた職員は、基本的には、今の建設経済部なり、下水なり、水道なりで、そういった主に工事を発注する担当課の経験が長い職員が務めているというような状況です。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 特に設計業務とか、そういったものができる人間とか、職員については、当然、検査の資格の關係に合致するんじゃないかなとは思いますが、そういうような形でやられているという事実だと思います。業務のほうでありますけれども、2人の職員でやられているというんですけれども、それぞれの課からの委託みたいなものも当然あるでしょうし、かなりのものになるんじゃないかなと思うんですよね。原則的に。実質的に他の業務、総務課のほかの仕事、こういったものを兼務しているということはないですか。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。基本的に設計の審査等をする者は、委託が、工事関連業務の委託については審査をさせていただいていますので、通常の一般の委託等の中身の審査までは行ってはいないです。ただ、うちのところの契約検査系の業務というのが、入札、それから指名委員会がありますので当然、うちの森主幹が、主幹兼係長ですから、その入札業務も指名委員会の業務も当然出席をしていただいております。それから、各種そういった入札以外の随意契約等の案件についても我々のところに書類が回ってきますので、この書類の中身について、そういった随意契約の理由であるとか、第何号という、そういうところが合致しているのか、そういったチェックまで、一応していますので、かなり、

そういった分では、負担は多いのかなと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 総務課について、ほかに質疑ありますか。

〔発言する者あり〕

〔「続けてやる」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） ごめんなさい。じゃあ、松本委員。入札の。

○17番（松本正幸君） それじゃあ、続けさせていただきます。

2款1項3目入札契約総務費ということで、タブレットが29ページになります。先ほどの検査業務の関係と少し同じような仕事の内容のものと思います。

入札執行された入札の種類、それから早期発注を心がけた件数、こういったものをお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。入札の種類については、制限付きの一般競争入札と、それから公募型の指名競争入札、それから通常の指名競争入札、3種類があります。それから早期発注に心がけた件数ですけれども、債務負担案件の舗装補修工事以外では、それを心がけたというところの明確な件数の把握ができないものですから、令和2年4月から6月の第一四半期の入札を執行した件数で説明させていただくと、工事は34件で34%、業務委託が29件で59%、物品役務は52件で31.7%となっております、合計で、115件、36.7%となっております。

これ第一四半期だけの数字で、今、申し上げましたけど、この間、6月の一般質問で、横山隆一議員の質問にも答えさせてもらいましたけど、昨年、上半期ということで捉えさせてもらおうと、件数ベースで64.2%、金額ベースで言うと77.1%。特別早期発注に心がけているというところで、特に通年業務を行わなきゃいけない管理業務的なものというのは、なるべく早くもちろん出して、4月1日から動かなきゃいけないものですから、そういったところは、早期発注に心がけている業務という形にはなろうかと思えます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。先ほど指名委員会という関係がありましたけれども、やはり、指名委員会等で、いろいろ早い発注の関係については、いろいろ協議されていくと思います。そんな件があるんですけれども、やっぱり、何らかの形で出していかないと早期発

注ができないというケースも起こり得ますよね。ですので、この前の一般質問も、横山議員に対しての答弁の中でもあったんですけれども、実質的には、やっぱり、債務負担行為、こういったものを活用するという一つのものを打ち出していく必要があるんじゃないかなと思うんですけども、それについて、どう。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。平準化という話の中で、債務負担行為の活用であるとか、繰越しの活用であるとかいう話がございます、国のほうの方針も、そういったものを活用して平準化に努めなさいというような話でありますので、債務負担行為等々に活用できるものについては、活用したいとは思いますが、ただ、なかなか、実際にそういった事務手続的な話の中で、国が言うほど、我々、末端の行政のほうからすると、そんな簡単な話じゃないなと思っているところもありますし、当然、議会の皆様のご同意も必要になる話ですから、協力、平準化については、我々も求められていて、さらに平準化率を上げなさいというふうな、今、指導を受けているところでもあるものですから、極力、そういったものを活用しながらやっていきたいとは思っております。

以上です。

○17番（松本正幸君） ありがとうございます。それともう一つ、発注者と受注者、当然、受注者のほうは、基本的にそういった要請があるのかなのか分かりませんが、考えなくちゃいけないということもあるんですけども、やっぱり、その中にメリットデメリットというもんが当然出てくる話であると思うんです。そういったものの考え方というのは、どういうふうな形で、今、総務課長、思っておりますか。

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。早期発注なりして、今、柔軟な工期設定ということが言われて、要は、受注者のほうで、ある意味、工事期間を決められるということがあるんですが、ただ、そうすると全体の工期としては、現場が動いてない工期も含めて長くなるものですから、どうしても設計金額が上がってしまったりとか、いろんな、そういった我々とするとならば支出が多くなるというデメリットがあるのかなと思っています。どうしても、やっぱり、現場との、要は地元との調整なり何なりで、本当に早期にやんなきゃいけないとか、ある意味、融通が利くであるとか、いろんなパターンが考えられると思うんですけども、そこに業者さんのほうも、なるべく協力してもらって、今、業務のほうは、もちろん進めているところなんですけれども、そういった、いろんなことをそれぞれ、まだ、話し合いという場は

特に設けてはおりませんが、特にそういったものに対してのご意見も伺ってはいないですけど、そこについては、やっぱり、話をしていきながら、双方がウイン・ウインになるようにしていかなければいけないなどは思っております。

以上です。

○17番（松本正幸君） ありがとうございます。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに総務課についてのご質疑はございますか。よろしいですか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、秘書広報課について事前質疑。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。これ両方やっていいですか。

○分科会長（赤堀 博君） はい、お願いします。

○10番（西下敦基君） 2款1項2目の広報広聴費、説明のタブレットの資料ですと、26ページで、①として、広報菊川について、自治会から配布物削減を求める声も市民からあったんですけど、ネットでの閲覧にシフトしていくなどの変更はされているのか。

②として、SNSでは、市民からの意見や提言が寄せられたか。また、それに対する対応はどのようなものだったか、2問の質問になります。お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 澤崎秘書広報課長。

○秘書広報課長（澤崎文宏君） 秘書広報課長でございます。広報菊川をネット閲覧へシフトすることの検討についてお答えいたします。

広報菊川につきましては、毎月第3木曜日に自治会文書として、各戸配布をさせていただいております。

自治会から、配布物が多くて大変であるとの声をいただいていることも承知はしておりますが、現時点でネット閲覧へシフトすることについての具体的な検討は行っておりません。昨年度は感染症の影響により家にいる時間が増えたという方が多くいらっしゃいまして、そういった方から、「広報をよく読むようになった」、「毎月の広報が楽しみ」、そういった嬉しい感想も何通も頂いたところでありました。昨年から続く、この不安な状況下において、新型コロナウイルスなど感染症に関する情報周知を図ることに支援策等の詳細を伝える上で、全世帯への配布と保存機能が生かせる広報紙が大変重要なメディアであると認識をしております。情報の即時伝達を図る上でホームページやSNSは非常に有効ではありますが、情報を隅々まで行き渡らせるという部分を補完するには、広報紙が不可欠であると考えております。

自治会文書の配布物削減については、担当課において、ICTを活用した回覧物電子化の実証実験を進めていると聞いておりますので、広報紙の扱いについても、そうした取組が進んでいく中で、方針を定めていくことになるものと理解しています。

以上でございます。

次に、SNSで寄せられた市民からの意見、提言とその対応についてにお答えします。

本市の公式SNSに関しましては、市からの情報発信に限定した運用を行っており、市民からの意見、提言をSNSで受け付けることは行っておりません。市民の皆様からのご意見等は、本庁舎1階総合案内及び小笠支所市民課にあるご意見箱や市ホームページ内の投稿フォーム、また、手紙や電話によりお受けしているところでございます。

令和2年度は、135件のご意見等もいただきました。これらについては、秘書広報課で受け付けた後、それぞれの担当課に報告し、当該課内で情報共有をしており、お名前、ご連絡先の控えを頂いたものについては、直接回答も行っております。

なお、各ご意見については、市長も目を通しております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。SNSの意見等への対応についての再質問ですが、この事業の目的にも、市民からの声を市政運営に生かしていく、と書いてある中で、SNSで、そういった意見への集めないという理由を伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 澤崎秘書広報課長。

○秘書広報課長（澤崎文宏君） 秘書広報課長でございます。私ども、SNS、最近LINEを活用しているんですが、そのリッチメニューの中に、市ホームページに直接つながるような状況にもなっています。また、そのLINEの中に投稿フォームというか、ご意見をいただくものを追加に入れるとなると、また、それに費用もかかってまいります。今現在、そうしたご意見箱、ホームページ、また、電話、お手紙等で、皆様のご意見は頂戴して、それぞれ市政運営に反映できるものはしておりますので、そういった費用の面も考えて、現状の対応としておるところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。LINEについてなんですが、自治体によっては、例えば、道路が破損しているところがあったりしたら、市民の方がそれをLINEで送れる

ようなシステムを導入しているところがある中で、それが1点と、もう一つは、やっぱり、ここにも、目的にも書いてあるように、市民からの声というのを聞いていくことで、市民感覚というのを常に市役所としても持ち続けるというのは重要だと思うんですが、そういった中で、今後、LINEとか、SNSで、そういった声も集めていくという方針があるのか、伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 澤崎秘書広報課長。

○秘書広報課長（澤崎文宏君） 秘書広報課長でございます。市民の皆様からのご意見をすぐに生かしていく、そういった大きな目標がございます。それで、渥美委員の最初の写真を撮って、こう、道路破損箇所を通報するシステム、それにつきましても、今回LINEを導入するに当たっているような業者から提案を受けた中で、今回採用にはなっていないんですが、別の業者からそういったシステムを追加することもできますと、その場合の月額に費用を提示は頂いたところなんです、なかなかその費用をかけてやるということについての現時点の必要性がそれほど高くなかったことと、道路ですとか公共施設の破損、そういったものの連絡をお受けするとすると、それに対応すると各部署の体制等も整備する必要があると思いますから、それについては今後の検討かなと思います。

市民の皆様からのご意見ということで、今までまちづくり懇談会開催をしておりましたが、去年はコロナウイルスの影響でこれが開催できませんでした。そういったところで市民から直接ご意見頂く機会がございます。それをLINE等を通じてできるようにすべきだろうと、これもまた今後検討していく事項なのかなと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

最後にちょっとこの質問をした趣旨なんですけれども、自分もSNSをやっているんですけれども、結構市民の方からいろんな意見をいただいて、それをそのまま担当課の方にメールで転送したりとしているんですけれども、確かに自分がやっている感じだと確かにニーズがあるということがあると思います。コロナ禍において直接聞けないような声もSNSとかで気軽に聞けると思いますし、市役所にとって市民の方の意見を聞くということは何よりも重要なことだと思いますので、ぜひSNSでも意見を、全部に回答する必要はないと思うので、頂いた意見は回答はできないんですけれども全部見えていますというようなアナウンスをして、あと担当課にこういった声がありましたと伝えるだけでも意味はあると思いますので、

ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

今の意見は全く私も同感でありまして、9月定例会で専決が出ております。道路の陥没による12万円の補償費、同じ場所で2件の補償を出しています。こういったことが今のようなことができれば、市民が気がついて、すぐ連絡をして、それをすぐ直せばなくなるわけです。ですから、これは対応が悪いからこういうようなことにもなるわけですね。だから、絶対にこんなことはやらなきゃいけないことです、LINEですぐに知らせると。当然のことでもう何年も前に小林議員のほうからこういう提案は出ています。それを放置しているわけです、執行部は。ぜひ考えてもらいたいと思います。いいです。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに秘書広報課についてご意見ありますか。

7番 小林委員。

○7番（小林博文君） ちょっと今のページの項目に関連するんですけど、市のほうで順次フェイスブック、インスタグラム、LINE、ツイッター等、活用を増やしてきているんですが、この辺の負担というのかなりあるんじゃないかなという気がしてまして、フェイスブックとインスタグラムは連動できるものなので一気に流せるのかもしれないですが、情報自体をそのSNSに関して何かランクづけというんですか、これは若い人向けだからこっちに流すとかいうことまでやっているのか。それとか全く同じ情報をこの4つの媒体を通じて同じ情報を流しているのか、その辺の今、運用の仕方というのはどういう形なんでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 澤崎秘書広報課長。

○秘書広報課長（澤崎文宏君） 秘書広報課長でございます。

私どもツイッター、フェイスブック、インスタグラム、それぞれSNS活動をしております。フェイスブックとツイッターについてはほぼ同じ内容を流しております。ただツイッターについては字数制限がございますので、フェイスブックの原稿をもう少し簡略化したものをツイッターで上げております。インスタグラムにつきましては、やはり写真がメインなものですから、もともと菊川市の魅力発信という目的で開設したものでありますので、それで同じものを発信することはありますが、一応インスタグラムにつきましては菊川の特徴的な写真、印象的な写真などを発信することをメインに活動しております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 質問はありますか。小林委員。

○7番（小林博文君） LINEのほうの情報発信というのはどういうスタンスですか。

○分科会長（赤堀 博君） 澤崎秘書広報課長。

○秘書広報課長（澤崎文宏君） 秘書広報課長でございます。

LINEにつきましても市政情報、特にコロナ情報なんかが多いわけですが、これを発信しておりまして、LINEの情報は主にはツイッター、フェイスブックと連動といいますか、同じような内容を発信するようにしております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 合わせて「茶こちゃんメール」も同じ内容をほぼ送信しているかと思えます。この辺の今のどのくらいのニーズでやられていて、その辺の作業量というのはかなり負担になっているかどうかという、その辺の職員としての感覚的にどうなのか、ちょっとお伺いしたいんです。

○分科会長（赤堀 博君） 澤崎秘書広報課長。

○秘書広報課長（澤崎文宏君） 秘書広報課長でございます。

「茶こちゃんメール」につきましては、所管が危機管理課になりますので、それ以外のものにつきまして秘書広報課の状況ですが、やはり昨年の1月からLINEとツイッターが追加になりまして、それ以降、コロナ、情報発信する必要のあるものがずっと続いているものですから、職員の負担といいますかそれに伴って時間外等も増えてしまっている状況ではあります。

私ども広報としたら3人おりまして、それにプラスして係長、この4人で情報発信を交代しながらやっているんですが、なかなか従来よりは事務量が増えていると認識をしております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 小林委員。

○7番（小林博文君） 長谷川市長のほうも個人でやられていると思うんですが、結構だぶついているところがあるんで、市長とかにも応援をぜひしていただいて、効率的に、同じものが同じ形でくるとっていうと、まあいいでしょうけど、これさっき見たなという感じでちょっとだぶられている感があるところもあるので、そういうところをちょっとうまく調整して負担軽減、調整するのは逆に時間がかかるのかもしれないですけども、できればもっとここ

までは誰がやるとかというのをやっていって、何か作業効率を図っていただけたらと思います。その辺をお願いしたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 大石総務部長。

○総務部長（大石芳正君） 総務部長です。

ご意見ありがとうございます。それこそ今、SNSの過渡期というか、そういう時期じゃないかなと思います。実は私が心配しているのはこちらに載っていたけどこちらに載っていないとかということで情報が片方に寄ってしまうのが一番怖い。

もう一個は、今、災害情報も「茶こちゃんメール」は気象庁とある程度連動しているのと同じようなことがさっと行くようになってはいる、難しいのはちょっとあれですけど、一定のものはそういうふうに、ただそれ以外のLINEとかは全部手で入力するのでどうしてもタイムラグが出ます。本部も地域支援課とかそういうものの第1次配備のほうに行けば出てきますけど、その前には地域支援課はいないものですから外国の関係するとかそういったところにはなかなか時間がかかってしまったりとかということで、それを一斉にそろえるのはまた莫大なお金がそこにかかりますし、そういったシステムがどんどん更新されるとまた何年かこうやって同じような金額がかかるという、ここについてはよくよく考えていくとかなり経費がかかってくるので慎重に考えています。一本化すればいいわけですが、やはりそれぞれのニーズがありますので、外国人ですとフェイスブック、若者だとLINEとか、これが今後どれくらいのところで一定そこにまとまってきてくれるかなというのが見ていかなきゃならない。どうしてもどこか絞っていかなきゃならない、今はとにかく広く情報を出すということでいろんなものに情報を出していますけど、その辺はこれからここから20年ぐらい、我々が使っている人間が70、80になったときにある程度、情報社会というのはそろって広報なんかもそういうので見るような雰囲気になるのかな、それまでの移行期間なのかなというふうに感じます。なかなか難しいことですが、日々研究してまいります。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに秘書広報課について質疑がありますか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 中川総務課長。

○総務課長（中川敬司君） 総務課長です。

すみません、ちょっとだけ確認させてください。先ほど小林委員のご質問の中で中途採用というお話があって、私は年度途中のことだと判断して今は考えていませんというお答えを

させてもらったんですけど、そういったことでよろしかったでしょうか。

○7番（小林博文君） 言ってもらったのは中途採用というのは年度途中での、それは理解しているのです。

○総務課長（中川敬司君） すみません、ありがとうございます。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、総務課・秘書広報課の審査は終了いたします。お疲れさまでした。

それでは、午前中、これで終了します。午後は1時からお願いします。

休憩 午前 11時52分

再開 午後 0時56分

○（事務局） 時間より定刻より若干早いですが、ただいまから総務建設分科会を開催したいと思いますので、ご起立をお願いします。

相互に礼。ご着席ください。

それでは、これからの進行につきましては、委員長よろしくお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、午後の1番の地域支援課と監査委員事務局の審査を始めます。

事前質疑の1番。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

2款1項7目男女共同参画推進費、説明資料タブレットで31ページです。審議会の女性登用率が上がらない要因とその解決策は、お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 審議会の女性登用率が上がらない要因とその解決策でございますが、4月に始まる審議会においては、職務規定等において地域の組織や団体の長が就任することが定められていることが多く見られます。この地域の組織や団体の長や男性である割合が高く、現状として女性登用率が上がらない要因となっています。

女性委員の登用を今後促進していくためには、組織や団体を委員選出時に女性の参画を今後も引き続き呼びかけていくとともに、職務規定の見直し等により組織や団体の長以外でも就任できるような体制を整えていくことも重要であると考えています。

また、地域の中で主体的に活動する人材の育成、多様な人材の発掘等を進めていく中で、

様々な分野で活躍する女性の情報を収集いたしまして、審議会等委員選出時に各担当課より情報提供にも今後も努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

今、職務規定のことを変えていくみたいな、検討していくということだったんですけど、その規定の中で女性は何割かにしていくとかも長はそのままそこに入ってしまうような流れにはなっていると思う。これを具体的にどう検討していくのかをお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 今現在そこまで細かくは調査していないんですが、それこそそれぞれ審議会とか委員会とかそれぞれ選出要項というのをまた、それぞれ担当課と打ち合わせをする中で、それぞれの選出区分ですね、そちらのほうも女性のところで今までの団体の長ままでいくとかっていうのは今後担当課と調整しながら、なるべく女性の選出というのも目指すように、取り入れるように職務規定の見直しのほうを今後図っていきたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 続いて、松本委員、お願いします。

○17番（松本正幸君） これは僕も2つやるんですか。上の人が。

○分科会長（赤堀 博君） 松本さんやってくれる。

[発言する者あり]

○17番（松本正幸君） いいですよ、どちらでも。

○分科会長（赤堀 博君） 両方やってください。

○17番（松本正幸君） 17番 松本です。

2款1項8目交通安全推進費、タブレットのほうの説明が33ページになります。

まず1点目が、弁護士による無料相談の件数と相談の内容は把握されているか。また、月2回開催の根拠は何か。

2つ目の質問であります。3回会議を実施し、交通安全計画の見直しをする予定であったが、書面決議2回で見直しは十分にできたかどうか伺う。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 地域支援課長でございます。

まず最初に、弁護士による無料相談の件数と相談の内容は把握されているか。また、2回開催の根拠は、についてですが、令和2年度の相談件数は92件でございますが、相談内容については、交通事故関係、相続関係等、大まかな相談種別までは把握してございますが、一人一人相談内容が多岐にわたる相談が結構多いものですから、具体的な相談までは把握はしておりません。

2回開催の根拠でございますが、弁護士無料法律相談は静岡県弁護士会からの弁護士派遣により実施をしており、派遣される弁護士の調整等により各市によって開催回数が異なりますけど、本市では月2回の開催とさせていただいております。開催回数は適正な開催頻度と感じておりますが、急いで急に相談したい場合もございますので、そういった場合もございますので、そういった場合は静岡県弁護士会による無料電話法律相談などを紹介してございます。

次に、3回会議交通安全計画のほうです。交通安全対策会議のほうですが、3回会議を実施し、交通安全計画の見直しをする予定だったが、書面決議2回で見直しは十分にできたかについてですが、まず会議の回数ですが令和2年度は事業報告等例年実施している通常 of 会議1回、あと計画策定にかかる会議を2回、計3回の会議開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染対策によって1回目の会議において例年の事業報告と計画策定スケジュールを報告させていただいて、2回目の会議において本計画の素案をお示いたしました。

本計画は国や県が策定する第11次交通安全計画に合わせて策定するものでございますが、国や県の策定が遅れ、本市の策定も当初の計画時期より少し遅れることになりましたけれども、あと加えてコロナ対策として書面開催となりましたが、書面開催に当たりましては個別に委員のところへ訪問して、意見をいただくなど委員皆さんの理解を得させていただきました。

なお、令和2年度に策定した本計画はまだ素案の段階でございますので、本年度も2回計画策定にかかる会議を開催する予定ですので、引き続き委員の皆さんから意見をいただいて、計画策定の完成に向けて取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 質問ありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。1番のほうの質問をさせていただきますので、お願いをしたいと思っております。

先ほどの答弁の中にありましたけれども、92件の相談があったということなんですけど、

実質的にこれは2回で92件だと思いますけれども、1日にすると46件ぐらいあるんですよね。実質的に弁護士1人で間に合うのかどうなのかっていうのはあるんですけど。

もう1点は、月2回開催の根拠。あ、すみません、2回はいいです。もう1つ、弁護士会から派遣というあれがあったんですけども、委託料で12万、2回。決算書のほうの内訳としては出ているんですよね。この12万の2回の内訳の関係については委託費として出ているんですけど、これは弁護士料の関係じゃないんですか。違っているのか、そのところをお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） まず、相談件数の関係でございますけれども、一応1人の方がいらっしゃって1日に相談する件数が5件と決まっております。午後から大体30分ということで、決まっております、先ほど言ったように年間で計算しまして120件トータルですけど、1日5件の12か月で。

○17番（松本正幸君） 毎月あるんだ。

○地域支援課長（森下路広君） 毎月ございます。月2回。月に10件ですね。1回5件で月2回で毎月10件。10人のご相談に乗るということで。

○分科会長（赤堀 博君） それで合うんだ。

○地域支援課長（森下路広君） はい。一応年間でマックスで120件ですね。月10回。月10の12か月分なんですけど、120件の方の相談に乗るような形になっておりますけれども、そのうち実施が92件ということになっていきますから。それでも大体毎回5件とか4件、3件といった数でございますので、月2回の開催というのは適正な回数かなと思っております。

先ほど言った委託料の関係でございますけど。

○分科会長（赤堀 博君） 馬淵地域支援課主幹。

○地域支援課主幹（馬淵 君） 振興係馬淵です。よろしく申し上げます。

一応弁護士の無料法律相談につきましては、先ほど課長が言ったとおり、毎月2回、第2と第3の火曜日ということで、年間通して静岡の弁護士会と委託契約を結んでいるものとなりますので、1回いくらとかっていうような形ではなくて、1件いくらとかっていうことじゃなくて、年間毎月12回かける2回分ということで、年間で委託をしておるものでございます。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） ちょっと補足になりますけど、1か月2万円になっています。

それを12か月ということで、年間通して24万円という内訳になります。

○17番（松本正幸君） 分かりました。ありがとうございます。それで合います。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

関連ですけど、30分しか時間がないということなので、そこまで話が終わらなかった場合ってというのは次の回に回すのか、それとも専門の弁護士を紹介するのか。そこら辺のフォローはどうなっているのかお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 馬淵主幹。

○地域支援課主幹（馬淵 君） 振興係馬淵です。

毎月月初めに申し込みの申請を電話連絡をいただきます。そのときに限りある時間、30分しかないものですから、すぐに聞きたい内容だとかそういったものを箇条書きでも結構ですので、まとめてきてくださいというような形で予約される方に申し伝えをしております。一応30分で済まなかった場合につきましては、毎回来る弁護士さんも相談内容も専門という方じゃない場合もございますので、こういった場合についてはほかの弁護士さんを紹介していただくとか、そういうような形でやっております。基本的に1つの質問、聞きたい内容について、もう1回改めてこの相談に当たるってことは基本的にはないです。1人1回基本的にと考えています。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにいいですか。

[発言する者なし]

○分科会長（赤堀 博君） では、次にいきます。

○17番（松本正幸君） 渥美議員質問じゃない。

○（ 君） 委員、しっかりご回答いただきましたので、よく分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、松本委員。

○17番（松本正幸君） それでは、次に移ります。2款1項8目防犯対策設備管理費、タブレットが35ページになります。

防犯カメラの設置の関係なんですけれども、菊川市のほうは件数が非常に少ないというようなことを警察のほうからも言われているんですけれども、実質的に犯罪は起こっております。そんな中、やはり自治会としてのいわゆる防犯カメラの設置に関する要望、こういったものがあるかどうか。また、一昨年この1月だったですかね、署長のほうから多分ですけれ

ども、菊川署のほうからいわゆる防犯カメラの設置要請、こういったものが上がってきていると思いますけど、その対応の関係について説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 地域支援課長です。

ご質問の自治体からの防犯カメラの設置の要望があるか、また、菊川警察署からの要請にかかる対応でございますけど、まず最初に自治体からの防犯カメラの設置の要望ですけれども、今のところは自治会からは特に要望はいただいておりません。

2つ目の菊川警察署からの要請につきましては、先ほどおっしゃられましたように近年の菊川警察署管内の暴行事件だとか殺人事件等の治安悪化、また、学校の安全対策強化というのを目的に昨年7月でございますけど、菊川警察署協議会から街頭防犯カメラの設置拡充、あと学校等への非常通報装置の設置を求める要望書が本市へ提出されました。同様に御前崎市にも同じような要望書が提出されました。

要望への対応につきましては、当協議会との十分な連携協議というものが必要不可欠でございますので、地域支援課と菊川警察署の警務課、その後になりますけど両市、菊川市、御前崎市の防犯カメラの担当、あと非常通報装置の担当部署と菊川警察署の警務課が一堂に揃いまして、当協議会が要望する設置場所、機種、必要性について確認と協議を行いました。ですけど、当協議会、菊川警察署協議会の具体的な要望内容が確認できませんでしたので、再度詳細な要望内容を示してほしい、どこに設置してほしいだとかそういうことを示してほしいということをお願いしまして、今年度も引き続き協議をしていくこととなっております。

防犯カメラの設置につきましては、それこそ設置後管理等の問題もございますので、犯罪の解決、犯罪の抑制に効果があり、その必要性を十分認識しております。

近隣市でも自治会が設置する防犯カメラの助成事業もございますので、今回の当協議会からの要望であるカメラの設置は自治会の理解等も今後十分必要となつてまいりますので、現在近隣市での助成事業は、調査、研究中でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

詳しい設置場所の関係とか何とかって基本的に分からないということの説明であったんですけども、そういった中でも優先順位をある程度決めていかなければならないと思うんですけども。

まず1番先には駅の前、ここの基本になるんじゃないかなと思うんです。いわゆる犯罪は駅から始まるっていうような刑事の見方もありますので、そういうようなことも踏まえて、ある程度明確に早くスケジュールを立てないといけないと思うんですが、先ほどの説明の中では、協議していくっていうことで説明はなされておりますけれども、できれば早くっていう形のほうが望ましいんじゃないかなと思いますので。

また、御前崎市のほうは御前崎市のほうでおそらく考えているかと思うんですよね。そういったものとの調整を含めて、連携の強化を図っていただきたい、このように思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） この件に関してよろしいですか。

[発言する者なし]

○分科会長（赤堀 博君） では、次にまいります。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

タブレットの38ページ、防犯対策総務費についてです。1、駅前不法駐輪自転車の巡視とあるが、近年の不法駐輪件数の数は。また、不法警告は自転車所有者に届いているのか。2、駅前店不法駐輪自転車の巡視手数料はいくらだったか。何台撤去することができたか。コスト削減のため、撤去車両を販売する自治体もあるが、菊川での対応はどのようなものか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） これこそ渥美議員と赤堀議員と御質問を2人からいただいておりますので、関連あるものですから一括してお答えのほうをさせていただきたいと思っております。

駅前不法駐輪自転車の巡視手数料、近年の不法駐輪の件数、あと撤去台数、それと不法警告は自転車所有者に届いているのか。コスト削減のため撤去車両は売却する自治体があるが、菊川市の対応はどのようなものか、でございますが、順にお答えさせていただきたいと思っております。

まず、本業務の委託料でございますけれども、40万3,425円でございます。40万3,425円でございます。近年の不法駐輪の件数でございますけれども、令和元年度が46件、令和2年度が24件、令和3年度が8月末時点になります22件となっております。不法警告が届いているかどうかですが、令和2年度の場合を申し上げますと、先ほど24件ございましたけれども、ほとんどが不法警告の札というものを貼らせてもらいますけど、貼った日からほとんどが2週間以内に撤去をされておりますので、不法警告は所有者へ十分届いているものと考えて

おります。なお、市で撤去した車両はございませんでした。

撤去車両を売却することについては、現在のところ先ほど言ったように札を貼ればすぐ撤去していただいておりますので売却というものは考えておりませんが、今後放置自転車というものが増えてくるようであれば売却等についても今後検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。4番 渥美議員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

確認なんですけど、今令和元年度から3年度の撤去件数を言ってくださったんですけど、それは市が撤去したんじゃなくて、いわゆるシールを貼った件数っていうことなのか、というのが1点と。であるならば、結構委託料40万円で、シールを貼って撤去してもらうのが令和3年度22件だと、ちょっとコスト的に結構割高なのかなって感覚的には思うんですけども、このコスト感もお聞きできればと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） それこそ先ほど言った24件ございますけど。一応24件でございますけど、一応札を貼らせていただいた件数になります。それがもうほとんど。所有者に届いて所有者自身がそのまま撤去していくというケースになります。

あとは、40万3,000円の委託料でございますけど、昨年度は一応月曜日から金曜日毎朝お2人の方が巡回で回っていたんですけど、それで言われたようにコスト的にどうかなという部分もございましたので。令和3年度が週3日、月水金の3日間回ってくださいということで、少し委託料のほう変更はさせていただいております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質ありますか。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

質問趣旨としてはやっぱりコストが適切かどうかというような思いがあつての質問でしたので、ぜひ工夫をして、できるだけかなり件数も少ないので、できるだけコストを削減できるような方法で検討していただければと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 業務の内容でございますけど、不法駐輪自転車にシールを貼るというのとあと整理、駐輪場がきれいになるようにということで一応自転車の整理、清掃

委託をシルバーさんのほうにお願いさせていただきます。すみません、補足です。

○分科会長（赤堀 博君） 8番 横山委員。

○8番（横山陽仁君） すみません、関連してちょっと申し上げます。時給いくらでやっているんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 1時間815円となります。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。ほかに。次に移って。

〔発言する者なし〕

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページで40ページになります。

自治活動推進費について。自治会に配付する文書量はなぜ増加しているか。また、今後電子化等の改善方針はあるか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 自治会に配付する文書量はなぜ増加しているのか、今後電子化等の改善方針はあるかについてですが、それこそ新型コロナウイルスに関する配付物や回覧物、あと各部署からのお知らせやイベント案内と自治会へ配付する文書が増加傾向にございます。それ大量でもございませぬが、これまでもルールというものを定めまして、文書量の削減に努めてまいりましたが、それでもまだまだ市民アンケートを取りますと自治会や市民の皆様が多いと感じている状況にあらうかと思いますので、令和3年度においても自治会の負担軽減ということを改めてルールの見直しを行う予定でございませぬ。

自治会文書電子化につきましては、まだまだ紙媒体での情報というものが高齢の方とか情報が必要な方もございませぬので、電子化による文書の削減というものは完全に全てそのような形で移すというのはちょっと難しい状況にあらうかと思いますけど、今現在企画政策課と連携しまして、一部の自治会にご協力いただいて、電子化の実証実験というものを今現在進めているところでございませぬ。

それと、あと参考でちょっとお持ちしたんですけど、自治会の文書量というものが年間でどれくらいあるかというのをちょっとまとめてみました。こちらにあるのが、全戸配布の年間の自治会文書の厚さというか、これだけのボリュームになります。あと、こちらが班回覧です。班回覧で回覧のほうをお願いしている文書量のボリュームというか。年間これくらい皆さんのほうに自治会文書でお渡ししている。参考というもので見ていただきました。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。

今、文書量削減のためにルールを作っていて、また見直しもするということがあったんですけど、そのルールっていうのがどういったものがあるのかということと、あともう1個は一部自治会で実証実験をしているということなんですけど、これも可能な範囲内でどんな実験かもし今お話があったのでお聞きできればお願いします。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） まずルールでございますけど、それこそこういった自治会文書、配布はだめだよというのが、だめだよという基準がございますので、それこそまず1つが広報紙、広報菊川に関係している重複になるようなチラシとかそういったものはやめて、だめだよとか。あと、政治とか宗教とか営利目的であったりとか、そういった恐れがあるものがだめですよというようなことで禁止のルールというのを定めておる。いくつかあるんですけど、そういった一部でございますけど、そういったルールもでございます。

あと、全戸配布の文書を広報誌の関係以外のものは基本的に第一木曜日だけに限定。月に2回ありますけど、基本的に第一木曜日だけに限定しますとかそういったルールを定めてございます。先ほど言ったように自治会の負担軽減ということです。今年度改めて現課のほうに確認しておりますけど、本当にこういった文書が自治会の文書で渡すのに必要かどうかということですね。一応今、現課のほうに聞き取りをして調査している状況でございます。

あと、電子化の実証実験につきましては、担当のほうから。

○分科会長（赤堀 博君） はい。

○地域支援課自治振興係長（赤堀 君） 自治振興係長の赤堀です。

ご質問いただきました電子化の実証実験につきましては、お答えさせていただきます。

こちらにつきましては令和2年度から企画政策課と連携して取り組み始めたことになりましたけれども、小さいこのぐらいのサイズのマグネットにQRコードを掲載したものを対象のご協力いただいている自治会に全戸配布させていただいております。そのマグネットを冷蔵庫等に貼っておいていただいて、QRコードを読み取っていただくと、その時々広報誌ですとかそういったものが携帯電話やタブレットからご覧いただけるというものでございます。このQRコードは実は読み込む携帯電話ですとかタブレットの言語情報を認識するもので、

例えばポルトガル語の方が読み込むとポルトガル語でそういった情報が読み取れるというようなものになっておりまして、令和2年度につきましては外国人の方が多く住まれている自治体をいくつかピックアップさせていただいて、お配りをしたところです。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） その点に関して。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

回覧板の件につきましては、私は絶対に必要だと思うんですよ。やはり全戸配布のもの、回覧板を使って次の家庭にまで届けると。やはりそれがコミュニケーションの1つになっているわけですね。これからますます独居老人とか老夫婦だけとかいろいろな危険をはらんでいる地域社会です。そういった意味で回覧板を全戸配布するというのはほかの意味もあるんですよ、安全を確認すると。ですから、当然これも無償でやっているわけではありません。自治会長、副会長、そして班長は手当をもらっています。ですから、それをどうして減らさなきゃいけないかっていうことですけどね。SNSが本当に100%実施されるような社会ならいいですよ。でもそんな時代じゃないですよ、まだまだ。ですから、そういったことを考慮しますと、ただ単に班長、自治会長が大変だからってということでやるのではなくて、あくまでも市としてはこういう目的があるからお願いしますと。やっぱりそれは強く主張しなくちゃいけないことだと私は思うんですけど、そういう意見に対してはどのようにお考えになりますか。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 先ほども最初に答弁いたしましたけど、完全に全部が全部電子化になるというのはなかなか厳しいと思います。議員がおっしゃったように回覧物を隣に持っていくことによってコミュニケーションも図れるし、ちゃんと元気になっているかというような確認でもないですけど、そういった近所の付き合いでもございますので、高齢者の1人暮らしも増えておりますのでそういうところが全てが全て電子化というのはなかなか厳しいと思いますけど。それでも一部自治会の負担を少しでも文書量を減らすということは、そういった面については、考えを大事にいたしますけど、そういった電子化というものも、そういうものも合わせて、今後進めていかなきゃいけないものだと思います。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 次いきますね。関連。小林委員。

○7番（小林博文君） 今回の回覧の件でちょっとだけ。自治会自体を解散ですか、自治会数が

減っていますよね、年度で。自治会として自治会を置かないような地域が出てきたと思うんですが、そこへの回覧とかっていうような周知はどういうふうに行っているんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） それこそ自治会としての活動がなかなか困難な、何地区かございます。そういった承知していますけど、ある程度こちらの市からの情報っていうのは届けなくてはならないということで一応自治会長として名前は出させていただいております。ですので、自治会長さんのところにその回覧物を持って行って、強くお渡し願いたいということで、自治会の活動としては難しいんですけど、そこだけはお願いしている自治会も現にございます。

以上でございます。

○7番（小林博文君） 自治会、その中では回っているという感覚ですか。そこが自治会までお願いして、各戸まで回っている。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） それこそ自治会長さんのところへ行って、それぞれの個人のところへ各戸配布、班回覧というところをお願いのほうはさせていただいております。届いていると思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

関連で、自治会のないところで自治会の名前を出してもらって、一応回覧してもらおうっていうと、自治会費として費用を払うのか。ただ、それやったらただお願いでしているのか。自治会の実態がないところにこの予算はいけるのかどうか、そこら辺ちょっと疑問に思ったのでお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀係長。

○地域支援課自治振興係長（赤堀 君） 自治振興係長です。

先ほど西下委員、自治会はないということでおっしゃられましたけど、一応自治会としては存続をさせていただいている。ですから、今市内には129の自治会が存在しております。文書の配布はどの自治会にもお願いをさせていただいている状況でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

自治会の問題というのは非常に生活に密着しております、2つほど私は意見として持っているんですけど。まず、女性参画とか言われておりますけど、この自治会の役員に対して女性が非常に少ないと。だから、これをやはり今後進めていかなきゃいけないというのが1点ですよ。

それともう1つは、回覧板を回すときには必ず班長を通すわけです。この班長を通す、このことについて以前私はこういう場で話をしたことがあるんですけども、もちろん各班に任せています、その班長ができるかできないかの判断は。そこで決めればいいことなんですけど、一応地域支援課として、1つの試案を出しておくべきだと思うんですよ。原則として、例えば80歳以上であれば班長はもうやらないとか、85歳にするとか、それは自由ですけど。一応そういう指針があれば、班長をその班で任せて決めるにしても、市ではこういうことを言っていると、90になってもできる人はいると思います。でも75で認知症が半分かかっている人もいるわけです。だから、そういうことを考えますと、最終的には班で決めなきゃいけないことなんですけども、指針を出すべきだ。そのことについてどんなお考えをお持ちですか。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 地域支援課長でございます。

それこそ女性の参画の部分につきましては、それこそ毎年12月とかそこら辺り、来年度の役員の選出のときには連合地区長さんのところに2年度の自治会長さんだったり副会長さん、そういった役員をお願いしてはいますが、なるべく女性の参画という部分、女性にも参画していただきたいというようなことをお願いのほうはさせていただいております。

それとあと、班長とかの役員をする指針でございますけど、今現在それこそそこら辺の選出に当たっては各自治会にお任せしているようでありますので、一応近隣市ですね、そういった基準があるのかどうなのか、ちょっとそこら辺につきましては今後勉強のほうをさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はありませんか。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ次にいきます。2款1項9目のコミュニティバス推進費。

〔発言する者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

協働のまちづくり推進費、タブレットが46ページになります。協働のまちづくりを推進する取組として評価する評価基準は示されているかどうか。それと、課題をどのように分析して対応するのか。その辺について答弁願います。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 評価する評価基準は示されているのか、課題をどのように分析して対応するのかでございますけど、市民であったり地域活動団体など多様な主体協働のまちづくりの実施に向けまして、平成31年の3月でございますけど、菊川市協働指針を策定いたしまして、その指針の中では4つの方向性を17の取組項目によってその支援が策定しております。この4つの方向性とあと支援全体の生活指導というものです、数値目標がされております。

また、先ほど言った17の取組項目につきましても、具体的な取組状況や課題、今後の方向性などをまとめた報告書を作成して指標の進捗状況を合わせて毎年2回この協働のまちづくり推進委員会というものがございますので、そこで報告のほうをさせていただいております。

指針の指標の達成状況や委員の意見等を基に、具体的な取組等について検討、改善を行うことで協働のまちづくりを推進ということで務めているような状況でございます。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問はありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

令和3年度に向けて協働の指針のいわゆる取組について、進捗管理をするということで予算上なっていますよね。いわゆるそれを基にして4つの方向性、また17の施策ですか。そういったものを基にした進捗管理をするということですので、これはあくまでも数値目標として出すんですか。そこをお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 地域支援課長でございます。それこそ4つの方向性につきましては、ある程度市民協働センターによるマッチングの件数であったりとか、あと市民アンケートでございますけど、コミュニティ活動が市のまちづくりに生かされているまちだとか、そういったアンケートによるパーセンテージであったりとか、コミュニティビジネスの創業数であったりとか、一応そういった数値目標っていうのは最終的に令和7年が一応最終目標になりますので、それに向けた数値目標というのもございます。

で、17項目……。それ全部やる……

〔「そっちじゃなくて」と呼ぶ者あり〕

○地域支援課長（森下路広君） で、17項目につきましては細かい取組事業になりますので、改めて数値目標というものはございませんけど、毎回事業報告をしていただいている中である程度課題とか項目といったものが、取り組むべきだと思うものが出てきますんで、そういう報告をして意見を受けて、ここの改善というものにつなげているような状況でございます。数値目標として持っているのはあくまで4つの先ほど言った方向性でございます。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。なかなか難しいですよ。数値の出し方、理解、ですの
で、これは推進委員会そのものを組織化してやっていることで伺ってはいるんですけども、
そこまで持っていくのに非常に重要な課題が出てくるんじゃないかなと思うんですけども、
課題のポイントというのを何か課長お持ちなんですかね。

○分科会長（赤堀 博君） 山崎係長。

○地域支援課市民協働係長（山崎 君） 市民協働係長です。今言われた協働の指針の中
でも、先ほど4つの方向性と言いましたが、大きくいくと多様な主体をつなぐコーディネート
ということで、今求められるのは団体の活動ではなくて、いろんな団体同士が連携して取り
組むという活動を進めていきたいということで、市民協働センターの中でそういった団体同
士をつなげたりとか、イベント単独でやるよりは一緒にやるような形のおつなぎというところ
を重視してやっています。

あわせて、協働の担い手の支援ということで、やはり協働といって地域活動を担う人材が
出てこないと取組が進んでいきませんので、新たにこういった活動に取り組みたいという方
が出てきたときにいかに支援していくか。特に、最近では若年層、中学生であったり高校生
といった今後の担い手に対する、協働の意味を知っていただいたりとか体験していただいた
りという活動を進めていこうといったそんなところを、個別の事業を協働推進委員会で今こ
んな取組をしていますよという報告をしながらいろんなご意見を頂いて、次年度の施策に反映
をしていくというのが今この協働推進委員会の中で実施をさせていただいているものになり
ます。

すいません、以上になります。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番。この事業というのは大変難しさがあって、それこそボリューム量が非常に多いと思います。やはり何にしても協働というものは出てきますよ。そういうものの重要性がありますんで、しっかりとそういうものを認識して進めていただきたいと、このように思います。ありがとうございました。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。

○17番（松本正幸君） はい。

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ、次行きます。

2款1項4目のコミュニティバス推進費です。説明資料45ページ、地域支援課。デマンド運行の利用者数が248人と非常に少ないという要因は。定時定路線利用者数が減少しているが、コロナも原因の一つと思うが、その他原因を考えられないか、またその対策方法はを伺います。森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 地域支援課長でございます。デマンド運行の利用者数が248人と非常に少ない要因。また、定時既定路線運航の利用者数も減少しているが、コロナ以外の要因とその対策方法でございますけど、デマンド運行の利用者数につきましては、新型コロナウイルスの影響を受けてのものと考えておりますが、その点を含めても想定したものよりも少ないものでございましたので、デマンド運行の主要地区を対象にアンケート調査を実施しました。アンケート結果から、定時定路線運航は利用していたがデマンド運行になったことにより利用しなくなったという方の約7割の方が、補完的な交通手段をもっていること、約2割の方が交通の足に困っていることが分かりました。この約7割は交通の足に困っていないということが利用者の少ない要因の一つであると考えております。

また、利用しなくなった理由として、利用の仕方が分からない、電話を予約することが手間であるということが多く上げられましたので、今後は乗り方の説明だけでなく、実際に乗車して買物に行く体験会などを実施して、交通の足に困っている方たちに利用していただけるよう努めていきたいと思っております。

定時定路線運航の利用者数が減少した要因につきましては、それにつきましては新型コロナウイルス感染症による影響のもので、そのほか特に原因が、要因があったというふうには考えてはございません。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。コミュニティバスにつきましては、議員の中では私

が一番利用していると自負はしているんですけども、そのせいかドライバーの方からいろんな声をかけてもらっています。それで、今はデマンドの話もありましたけれども、2019年と2020年の利用者数、どのくらいコロナ禍で減ったのか、まずその1点から聞きたいと思うんですが。

○分科会長（赤堀 博君） 資料分かりますか。赤堀係長。

○地域支援課自治振興係長（赤堀 君） 2019年と2020年のコミュニティバスの利用者数の増減につきましてお答えさせていただきます。

まず、2019年、令和元年の年間の利用者数、こちらは定時定路線運航のみの数字となりましてけれども3万1,972人。3、1、9、7、2でございます。

続いて、令和2年度の利用者数でございますけれども、こちらは定時定路線運航のみの利用者数のほうが分かればいいですか、はい。定時定路線運航の利用者数を申し上げますと、2万7,331人、2、7、3、3、1でございました。前年度、令和元年度と比較しますとマイナス4,641人、4,641人でございました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） それから、コミュバスの場合は定員が11名ぐらい乗ってんですかね。それを超えますとお客さんがいても乗せられないから、その場合はタクシーを呼ぶということになっています。で、このタクシーを呼んだ回数、そして路線は幾つあるのか、ちょっとその辺を教えてくださいませんか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁できますか。赤堀係長。

○地域支援課自治振興係長（赤堀 君） 自治振興係長でございます。タクシーを呼んだ回数につきましては、すいません、今詳細な資料手元にはございません。後ほどご回答させていただきますという形でよろしいでしょうか。

○9番（織部光男君） はい、いいです。

○地域支援課自治振興係長（赤堀 君） 利用している路線につきましても、主には倉沢・富田コースが大半でございますけれども、ほかの路線でも利用したことがあるのですが、併せて回答させていただきます。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） タクシーを呼ぶ箇所は決まっているというドライバーの意見なんですね。どうしてもその路線というのはある程度当然のことながら決まってくるということは

っきりしていると思うんです。で、毎年路線、ダイヤを変えていますけども、その変え方をちょっと説明してくれますか。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀係長。

○地域支援課自治振興係長（赤堀 君） 自治振興係長です。毎年の路線の見直しにつきまして、大きな路線変更ですとか自治会からの要望に基づくルート変更、路線変更等につきましては、事務局のほうで案を作成した上で公共交通会議のほうにお配りをして最終的な決定をしていただいているところでございます。

それから、細かい路線変更等につきましても、公共交通会議のほうに諮って毎年改定、路線・運行の改定をしているところでございます。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。交通会議の傍聴も私も何回かしておりますけども、なかなか意見が出ないのが現状だと思うんです。ドライバーの方々というのは毎日の業務をしていて、感じる場所は物すごくあるわけですよね。地域支援課の方が何回バスに乗っているか分かりませんが、やはり現場主義という点からいきますと、このドライバーの意見を取り入れないダイヤというのは私はちょっとおかしいと思うんですよ。ですから、交通会議もいいんですけども、委託している業者、言うようにドライバーと一度胸襟を開いて話し合っていたきたい。それは要望ですけどもね。ぜひお願いいたします。いいです。

○分科会長（赤堀 博君） 要望ということで、ぜひドライバーさんとの意見交換。

では次行きます。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。ちょっと時間が詰まっていますのでちょっと早口で……

○分科会長（赤堀 博君） はい、お願いします。

○10番（西下敦基君） 言ってしまいますけど、2款1項9目地域企画推進費でタブレットで47ページ、①としてコミュニティ協議会、まちづくり協議会は担い手の減少で運動会等行事をやめてきており、新型コロナのために令和2年度は活動が縮小されているが、その検証はされているか。交付金を使い切れず返還されている地区と使い切っている地区があるが、その内容は精査されたか。現在のような現状が続く中、1%交付金のコミュニティ協議会分の予算については検討の余地があるという課題は出ていないか。

②として、令和2年度の交付団体数と交付金額が予定よりかなり少なくなってしまった理由は何か。またその改善策はどのようなものか、お伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） まず、コミュニティ協議会、まちづくり協議会は担い手の減少で運動会等行事をやめてきている。また、新型コロナのために令和2年度は活動が縮小されているが、その検証はされているかについてですが、ご指摘のとおり、以前は多くの地区で開催されていた運動会でございますが、参加者の確保、運営側の負担、熱中症対策等の理由から開催を中止する地区が増えております。また、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響によって、地区センター祭りをはじめとする多くの事業が中止や規模の縮小を余儀なくされました。市といたしましては、地域支援課から各地区担当職員を配置いたしまして、定例会やイベント、行事等への参加を通し、組織体制や活動状況の把握に日々努めております。また、各地区のコミュニティ協議会代表者が集まるコミュ協懇話会というものを開催いたしまして、他地区や市民活動団体等との交流、情報交換の機会づくりに努めております。

令和2年度につきましては、そういったコミュ協の講話会ですが、コロナ禍におけるコミュ協活動というものをテーマにこのような状況下においても工夫して活動を行った地区の活動事例を発表頂いて、情報共有と意見交換を行わせていただきました。

使い切れなかった交付金を返還している地区と使い切っている地区があるがその内容は精査されたかでございますが、コミュニティ協議会11地区の令和2年度の実績といたしまして、申請額に対して確定額が100%になったのは1地区、60%から70%の確定額になったのが2地区、40%から50%の確定額になったのが5地区、10%から20%の確定額になったのが2地区、ゼロ%の確定額になったのが1地区でございます。内容につきましては、各地区から提出された実績報告書を基に実施内容や対象経費等チェックしておりますので、いずれも適正に処理されていることを確認しております。

新型コロナウイルスの感染が拡大する中、少しでも人と人との接触機会を減らそうとする、事業の多くを中止した地区と、様々な対策や工夫をしながら事業をした地区で、それでやっぱり執行率というものが違いはございますけど、各地区とも開催するかしないか何回も議論されて、役員の皆さんが悩みながら出した結論でございますので、地域づくりの思いはどこの地区も同様であったと感じております。

現在の状況が続く中、1%交付金のコミュニティ協議会分の予算について検討の余地があるという課題は出ていないかでございますけど、新型コロナウイルスの影響がある中、イベント、行事等を開催することは大変勇気があることだと思っております。しかし、こんなときだからこそ地域でできることを、心身の健康を保つために安心して参加できる場と考えて

実施される取組自体は、地域にとって大きな価値があるものと感じております。アフターコロナに向けても各地区で地域の人々の交流を促進する活動、地域課題の解決を図る活動など、コミュニティ協議会の活動は大変重要なものであると感じておりますので、現時点で今後の予算の減額等は検討はしていません。

続いて、令和2年度の交付団体数と交付金額が予定よりかなり少なくなってしまった理由は何か。またその改善策はどのようなものかについてですが、令和2年度1%地域づくり活動交付金は、当初でございますが地域づくり団体が28団体、学生団体が2団体から申請がありました。新型コロナウイルス感染症の影響により予定した事業を実施することができずに、7つの団体が申請を取り下げました。また、事業を実施した団体も、当初の計画より規模の縮小、また回数を減らしたりするなど、申請額に対して確定額が減少した団体が多くございました。先ほど言ったコミュニティ協議会の11地区の協議会につきましても同様に事業の中止、規模縮小により申請金額に対して確定額が減少してございます。

改善策といたしましては、令和2年度は事業が中止または縮小となった場合でもそれに関わる準備等に要した費用は交付対象とする。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止や新しい生活様式の実践等を主な目的に、予期せずにかかった人につきましては柔軟な対応を行うなどの活動支援のほうを実施いたしました。

また、コロナ禍においても活動を継続するためには、感染症対策や新しい生活様式に沿った実践方法等に対する情報提供、あとは団体同士の情報共有が求められることから、今年の3月6日に開催しました令和2年度1%地域づくり活動交付金の報告会においても、感染症対策を行いながら活動を継続した5団体に事例の発表を頂くとともに、団体同士の交流会を開催いたしました。

引き続き、効果的で使いやすい交付金制度に向けた研究を進めて、団体に対する定期情報提供、交流機会ということを今後も取り組んでまいりたいと思っています。

以上でございます。

○10番（西下敦基君） いいですいいです。

○分科会長（赤堀 博君） いい。

○10番（西下敦基君） はい。

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ次行ってください。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。2款1項9目市民協働型庁舎東館周辺賑わい創出事業費、タブレットの49ページです。多目的エリアの利用者数の推移は。学生の学習の場と

して利用イコールにぎわいの評価とはならないのではないかと。委託料の800万に見合う委託活動がされているのか。にぎわいづくり最終年を迎える令和3年には、本来の利用目的に沿ったにぎわいづくりを特定のメンバー以外に広めるための展開が必要という事業課題は出ていないか、伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 多目的エリアの利用者数のまず推移でございますが、令和2年4月から5月にかけて、新型コロナウイルス感染症拡大防止のために利用制限を行ったために、利用者数も4月は184人、5月が319人程度となっていました。6月に入りまして1,286人、7月が2,512人と徐々に増加していった、8月には3,448人が利用しました。その後毎月7月が2,512人と徐々に増加していった、8月には3,448人が利用しました。その後毎月二千人から三千人程度が利用しまして、令和2年度は年間で2万6,103人に利用いただきました。

続いて、学生の学習の場としての利用、にぎわいの評価とまらないのではないかとについてですが、本事業の効果を図る指標として、グリーンモール歩行者数の増加というのを設定して、庁舎東館の利用者数や庁舎東館周辺で開催されたイベント等の来場者数を計測しております。令和2年度の計画値でございますが、1万2,840人に対しまして、実績が3万2,196人となりました。増加の大きな要因は学習の場として利用する学生であると認識しておりますが、全てが学生の利用増加だけが本事業の評価となると私ども考えておりませんが、若者が気軽に集える場所となっていることは今後のにぎわい創出の促進に、推進により効果をもたらしていくものと考えております。

近年、地域振興や地域の活性化に高校生など若者は欠かせない存在であり、本事業でも小笠高校の小さな収穫祭や常葉菊川高校みんなのアソビバなどの取組が企画実施されています。また、市民協働センターが今年度、令和3年度企画しました中高生NPO体験セミナーは150人を超える学生から申込みがありましたが、その多くが日常的に多目的エリアを利用している学生でございまして、多目的エリアの利用を通じて地域貢献や地域活動に興味を持つ学生が増加しているものと感じております。

委託料800万円に見合う委託活動がされているかについてですが、委託業務では毎月1回程度開催した研究会のコーディネートや資料作成、コミュニティビジネス創業に向けた相談会やセミナーの開催、高校生を対象とした講座の開催、市内事業者の従業員等を対象とした研修開催等の業務を実施しています。これ以外にも庁舎東館周辺で開催されるイベント、行事等の実施支援や研修、イベント等で使用する資料のリース料も含まれておりますので、多岐

にわたる業務を実施するために必要な委託金額であると考えております。

にぎわいづくり最終年を迎えるR3には、本来の利用目的に沿ったにぎわいづくりを特定のメンバー以外に広めるための展開が必要という事業課題は出ていないかについてですが、令和3年度は市民の力によるにぎわいの創出に向けて、地域住民や地元商店街、市内事業者、若者など、市民や団体のアイデアややりたい、やってみたいことが庁舎東館を核に実現することにより、人が集い、連携し、にぎわいの場が広がっていくことを目指し、事業を進めています。毎月開催しているにぎわいづくり研究会では、各委員が主体的に取り組む事業について意見交換が行われているほか、委員以外の方がイベントのPRや事業実施に関わる協力要請、アイデアを求めて参加するケースも毎回増えてきております。今後もより多くの市民の皆さんを巻き込んで、にぎわいの場を広げていければと考えております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） いいですか。

○10番（西下敦基君） はい。なければ次。

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ次。

○10番（西下敦基君） 次に行かせてもらいます。2款1項9目の多文化共生地域づくり推進費、タブレット50ページです。多文化共生アンケートの内容についてどのような意見が寄せられたのか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 多文化共生アンケートの内容についてどのような意見が寄せられたかについてですが、令和2年度に実施した多文化共生アンケートは、市内に居住する16歳以上の外国人住民144人から回答を頂きました。主な調査結果としては、「菊川市は住みやすい」、「どちらかといえば住みやすい」と回答した人が約9割以上となりまして、平成27年度に実施した前回調査より約5ポイント上昇しました。

一方で、地域活動への参加や自治会加入状況などは減少が見られました。自由記述では、「この町に住んでいることを感謝しています」といった意見があった一方、「20代から50代の外国人住民でも日本語を学ぶ場所をつくってほしい」だとか、「避難場所の情報について、ポルトガル語と英語で書かれた看板をもっと造り、見やすいところに置くべき」。あと、「子どもの進学について、学校説明会などを詳しく聞きたい」。また、「車がないため、大きなごみを捨てるのが難しい」。「税金が非常に高い」などのご意見をいただきました。

また、今回は初めて日本住民に対しましても多文化共生に関するアンケートを実施しまし

た。外国人と付き合う際に困ったこととして、「意思疎通ができていないか不安」など、言葉の壁に関するものや、あと「ルールを守らない。自分のルールを曲げない」といった意見のほか、「大きな声で騒ぐ」とか、「食文化の違い」、「生活習慣の違い」になるなどのご意見も頂いております。

以上でございます。

○10番（西下敦基君） いいです。

○地域支援課自治振興係長（赤堀君） じゃあ次行ってください。

○10番（西下敦基君） はい。10番です。2款1項9目多文化共生推進費、タブレット51ページで、多言語版広報菊川を発行し自治会などに配布しているが、利用者の評価はどうであったのか、その辺をお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 多言語版広報菊川が発行されて自治会などに配布して利用者の評価でございますが、多言語版広報菊川は、毎月発行している広報菊川に掲載されている情報から外国人住民に必要と考えられる記事を、易しい日本語とポルトガル語、英語に作り変えて発行しています。また、記事につきましては市が雇用します翻訳者と相談しながら作成を行っております。

配布につきましては、各自治会から依頼のあった部数を毎月の自治会文書にて配布しており、ポルトガル語が31自治会236部、英語が4自治会7部となっています。また、自治会に加入していない外国人住民に対応するためにも、公共施設等などにも配荷しているほか、外国人学校を通じた配布もお願いしております。また、昨年度からは発行した多言語版広報菊川を外国人相談窓口フェイスブックに掲載するなど、より多くの外国住民に情報を届けるよう努めております。

利用者の評価でございますが、「毎月市の情報を知ることができてありがたい」というご意見や、配荷に協力をいただいている施設の方からは、「店を訪れた外国人住民の方の多くが持って帰る」などのお話を聞いており、外国人住民にとっては有効な情報伝達手段であると考えています。今後も、外国人住民に必要と考える情報をより分かりやすく提供できるよう、今後も努めていきたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。置いている店とかという、お店はそんなに数はな

いんですか。公共施設ばかりなのか、そこら辺の情報があれば。

○分科会長（赤堀 博君） 山崎係長。

○地域支援課市民協働係長（山崎君） 市民協働係長です。配荷施設につきましては、公共施設もちろんあるんですが、外国人利用が多いスーパー、特に小笠ですとスーパーママさんであつたり、小貫屋さんであつたり、あと一般の教会、あと衣服を扱っている店舗、個別にいろいろ置いていただけたところをお話をして、協力頂けるところはなるべく多く配荷するように今努めているところです。

以上です。

○10番（西下敦基君） 分かりました。いいです。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。西下議員の2款1項9目の賑わいの創出事業についてですけど、執行部として、にぎわいというのはイベントのことを言っているんでしょうかね。いろいろ事業をやったださっているというのは、私は全て参加しているような感じでよく理解はしております。それをにぎわいで成功だというのか、やはり駅から東館までの間のにぎわいを求めているのか。その辺の捉え方としては執行部はどういうふうに捉えているんですか、にぎわいについて。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） 地域支援課長でございます。それこそイベントの開催で分かるような、それがにぎわいがきっかけになってイベントを開催していることだというふうに感じてございます。先ほども答弁しましたように、庁舎東館を核にいたしまして、それぞれ人が集って連携して、自らやってみたいことをやってみるみたいな、そういったような、一人一人市民の方がそういった気持ちになっていただくということがにぎわいづくりということにつながるものと感じております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。隣の掛川市は菊川市の人口約2.5倍であつて、駅北でも寂れてきているわけですよ。4万8,000弱の菊川市においてにぎわいをやるという、つくるといふ、もうこれ自体が無理な、イベントでその1日だけで集客するというのならできると思いますよ。ところが常時、駅から東館までを人が往来するというようなことを増やすということは、もう現実不可能ですよ。そのことをやはり把握した上で、認識した上で行政の

事業というものはやらないと、本当に誤った判断すると思いますよ。ひとつ参考にしてください。意見でいいです。

○分科会長（赤堀 博君） 次行きます。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページで65ページになります。地区センター総務費について、Wi-Fiの利用実績を伺います。

また、Wi-Fiの利用制限が30分では短すぎて利用できないという声がありますが、せっかく設置したのだからより便利に使ってもらいたいと考えます。利用制限を長くするにはどのくらい費用がかかるか、またその方針を伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 森下地域支援課長。

○地域支援課長（森下路広君） Wi-Fiの利用実績及び利用制限時間の更新はについてですが、利用実績につきましてはアクセスログを確認する必要がありますので、確認のためには費用がかかるということですので、どれだけの方が接続したかということは確認しておりません。

利用制限につきましては、各地区センターのWi-Fiは既に導入されている市役所の本庁舎やプラザけやきなどの公共施設と同じ形の1回30分、1日8回までという制限を設けて導入しております。この利用制限の時間や回数を変更するためには、概算で10万円程度の費用がかかると聞いており、利用制限の緩和等はそれこそが地区センターの設置目的外の利用につながるおそれがございますので、慎重な対応が必要になると考えております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。アクセスログ、費用がかかるということなんですけども、その費用が分かればお願いします。

もう一個は、10万円程度その時間延ばすのにかかるということなんですけど、これが1台で10万円程度なのか、全体で10万円程度なのか伺います。

最後に、利用目的以外の使用ということがあったんですけども、具体的に言うと利用目的以外の使用というのはどういったものなのか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀係長。

○地域支援課自治振興係長（赤堀 君） 自治振興係長です。まずアクセスログの確認するための費用でございますけれども、地区センター全体の過去半年のログを確認する作業に3万円程度かかるということで伺っております。

続いて、制限の内容を変更するための10万円の経費についてですけれども、地区センター全体で10万円程度かかるということで伺っているところです。

それから最後に、設置目的外の利用とはどのようなものかということでご質問頂きましたけれども、本庁舎等でも同じだと思うんですけれども、子どもですとか大人も含めてなんですけれども、そこに集まって皆さんでゲームをしたり動画を閲覧したりというようなことがないようにということで、本庁舎のほうでそういう形で導入をしたということで伺っておりますので、地区センターのほうも同じような形で導入をさせていただいたところでありませう。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。この質問した趣旨、前提を説明させていただくと、今コロナ禍ということもあってZ o o mとかかなり利用が盛んに行われているんですけども、じゃあ地区センターでZ o o mを使おうとなると30分だけではどうしても使えないといった状況もありまして、ここにも書いてあるんですけど、W i — F i の設置は利用者の利便性向上ということもうたわれておりますので、せっかくつけたのに実は誰も使ってなかったとかそういったことだったらやっぱり本末転倒だと思いますので、ログの確認ということも含めて、ちゃんと使われているのかというのを検証していただいて、ぜひ地区センター全体で10万円でもし時間増やすことができれば、それでZ o o mとか使えるようになれば利用者としてはかなりメリットがあると考えますので、ぜひ目的外の利用を恐れて時間を制限するという方向性よりはいろんな人に便利に使ってほしいということで、時間を長くするという方向性でぜひ検討していただきたいと思いますので、意見としてぜひ前向きに検討頂きたいです。よろしくをお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 意見。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 再確認ですけれども、30分8回というのを自由にするだけ、それが菊川市全部にとって10万円の費用でできるということですか。確認です。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀係長。

○地域支援課自治振興係長（赤堀 君） 先ほどの10万円の件は、地区センターに設置してあるW i — F i の設備全体を変える、本庁舎とかも含めるとまた金額が変わってくると。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 私も少しインターネットを利用して、自宅ではできないのをきくるとか図書館とか、民間施設でいいますと星乃珈琲はもうずっと自由に使えます。無料でね、

もちろん。今も地区センター11と図書館と本庁舎、きくる、そういったものを全部変えたとしても、今の10万円の、50万円もあればできるんじゃないかというふうに想像するんですけども、私はやはり費用対効果とか市民の便利さを増す意味では、その50万は物すごく安いと思うんですよ。ですからぜひ、自由に使えるというのはもう時代には絶対必要なことです。そういう認識を持ってもらわないと本当困るんですよ。お願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 大石総務部長。

○総務部長（大石芳正君） 総務部長です。もともと、地区センターにWi-Fiの導入をする最初の目的は防災でした。で、これは防災を目的にしましたので、やはりそこで少しでもたくさんの方がつながればなしにしちゃうとつながらないほうができるので、だから輪切りにしたという、これがスタートです。その後コロナになってオンラインになって、学習IT、ITで子どもにタブレットが分けられたりということです。大分状況が変わってきています。ですので、地区センターのWi-Fiを主目的は何するのかというのはやっぱりもう一回見直すことが必要で、やっぱり防災だと言えば今のままの形がいいのかもしれませんが、やはりそれよりもオンラインという、情報伝達というところを主にするのか、それによって使い方が変わってくるなという。そこをもう一回しっかり検証する必要があるなというふうに。見方とすれば30分をつないでも4回やれば使えるわけですし、使い方というのはいろいろあるかなと思いますし、当然さっき言ったようにスタートは防災であったということは、今もう一回状況が変わってきているということは我々も十分認識しております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、地域支援課のその他の質疑ございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ、監査委員事務局に移ります。質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） ない。

○地域支援課長（森下路広君） 委員長すいません、ちょっと。先ほどの答弁する対応が。

○分科会長（赤堀 博君） はい。赤堀係長。

○地域支援課自治振興係長（赤堀 君） すいません。自治振興係長です。時間の押しているところ誠に申し訳ございません。先ほどの織部議員から頂いたコミュニティバスの満車時のタクシーの利用回数について確認ができましたのでお答えさせていただきます。

令和2年度においてタクシーを呼んだ回数が14回、そのうち倉沢・富田コースで10回、沢水加コースで1回、菊川東循環コースで2回、三沢・河東コースで1回、合計14回でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

それでは、監査委員事務局の質疑はございませんので、これにて終了いたします。執行部お疲れさまでした。

〔「ありがとうございます」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項「市長提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行いますので、ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いいたします。ございませんか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。地域支援課は非常に市民と密接な関係があることで、事業内容もコミュニティバスから自治会からにぎわいからということで非常にあると思うんですけども、やはり市民のために何をすべきかというようなことを第一に考えてもらわないと、全ての事業がおかしな方向だと思うんですね。ですから、多文化共生、例えばこれについていえば、外国人が多いからそれなりの対応をしていく、そしてさらに人口を組合からということで非常にあると思うんですけども、やはりその市民のために何をすべきかというようなことを、やはり第一に考えてもらわないと、全ての事業がおかしな方向だと思うんですね。

ですから、他文化共生、例えばこれについて言えば、外国人が多いから、それなりの対応をしていく。そして、さらに人口を増やすのであれば外国人でもいいんだから、それは増やしていくべきだと。そのためには何をやるかというようなですね、しっかりとした目的を持ってやらなければならないと思うんですね。

コミュニティバス一つにとっても、先ほど出ませんでしたけれども、例えば免許返納者がどれだけ利用しているかとか、そういったことが増えているのか、減っているのか、そういう調査もここではやらなきゃいけないことなんですよ。そういったことを踏まえながら、

やっぱり地域社会で市民にとって何が必要なのかっていう、このことをやはり考えていただかなければならないと思うんですけど、どうでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） どうでしょうか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下。まず、この決算を踏まえて、今年度の予算を見て来年度の予算に反映するような意見を上げるべきということでもいいんですよ。

○分科会長（赤堀 博君） はい。

○10番（西下敦基君） 分かりました。ちょっとその確認だったので、そうですね、その中でやっぱり思ったのは、地域支援課はやっぱりただコロナで今年大変な動きづらい活動だったと思いますので、これからはコロナと付き合いながら活動ができるようなことを、予算として考えていかなきゃいけないのかなと思いました。

そのために、やっぱりもうちょっとオンライン化を進めていくのか。ただ、懸念になるとやっぱり自治会とか人の付き合いの希薄さが加速していますのでね、その辺もこれからの時代になったものをちょっと考えていくべきかなと思います。

ただ、やっぱり人に会うことは重要だと思いますので、今回今地区センターが使えないということで、やっぱり地区の方には、もうちょっと制限をかけてでも場所を開けてほしい。やっぱり何か活動はしたいという意見も結構聞いていますので、そこら辺のちょっと知恵をこれから考えていかなきゃいけないのかな。

それと、予算化もまたできればとは思いました。今具体的なものはちょっとないんですけど、以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。これは自分の今の質疑を通しての意見なんですけども、秘書広報課のSNSの市民からの意見が寄せられたかという質問と、あともう一個は地区センターのWi-Fiの質問、2つを通しての話なんですけど、Wi-Fiに関しても、そのログの確認が3万円ということだったんですけども、3万円払えばどれぐらい利用されているかというのが調査できた。

これが高いか安いかっていう問題もありますし、もう一つは、SNSで市民からの意見を聞くというのは、手間がかかることなんですけども、その手間をかけてでも市民の意見を聞くのか、それも手間が、コストが大きいのか、小さいかっていうそういった考え方だと思うんですけども、やはり行政としては、そういった市民の利用状況とか市民の声っていうのは、多少コストをかけてでも調べたり、聞いていく必要があると思いますので、現状やはりそれ

を市民の声とか、利用実績の過小評価とは言わないですけども、コストをかけてでも調査するとか、聞くっていう姿勢が、もっと強くしていく必要があるんじゃないかと質疑を通して思いました。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。ほかにどうですか。

○8番（横山陽仁君） よろしいですか。

○分科会長（赤堀 博君） 8番 横山委員。

○8番（横山陽仁君） 8番 横山です。今回の決算については、総務部はこのコロナ禍でありながらね、コロナの影響を受けながらも、おおむねよくやれたという評価をしていいんじゃないかと思います。

それで、やはり気になる部分については、次の予算にその点をどうなのかという形でぶつけると。この決算については、私は総合的によく頑張ったねという評価をしてあげてもいいと思うんですね。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。それこそコロナでイベントがほとんど中止になったので、もしちょっとこれが緩和できてきたら、市民が一つになれるようなイベント、そういったものをやっぱり市として考えていくべきなのか。

自治会とかにもやっぱりイベントやるんだったら、支援をしていくとか、ちょっと盛り上げるようなことを、もし感染対策もしながらになってしまうのかもしれませんが、大きなイベントがちょっと2年できなくて、そういったことをこれから企画として行政もちょっと支援をしていただくなり、企画するなり、そういったことも必要なのかなと思いました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 今の皆さんのコロナでイベント等が全て中止になった。少し和らいできたら、市民が一つになれるようなイベントを一生懸命考えてやってほしいということで、どうでしょうか、これでよろしいですか。

〔「はい、よろしいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） はい。それでは、ただいま出されたご意見等を分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会長報告の作成については、正副分科会長に一任願います。

続けて入ってもらっていい。休憩する。じゃあ、40分まで休憩します。

閉会 午後 2時32分

開会 午後 2時36分

○分科会長（赤堀 博君） それじゃあ続いて、企画財政部の決算審査を行います。佐藤企画
財政部長、所管の課名等を述べてください。

企画財政部長。

○企画財政部長（佐藤雅巳君） 企画財政部長でございます。私ども前半が税務課、そして会
計課、後半が企画政策課、財政課のご審議をいただきます。また、その後は土地取得特別会
計の分も合わせてご審議をいただきますので、よろしくお願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、これより質疑を行います。課ごと順番に質疑をお受
けいたします。質疑、答弁に当たっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するよ
うお願いします。質疑の事前通知を提出している委員についても、質疑時間の中で改めて質
疑するようにお願いします。また発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、マイ
クを使用し、はっきりと大きな声で発言するよう願います。限られた時間を有効に活用する
ため、議員個人の意見については、あとで予定しております自由討議で述べていただき、こ
こでは簡潔明瞭な質疑・答弁にご協力ください。

それでは、税務課から。

10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。2款2項1目の徴収対策事務費、タブレットで35
ページですね、説明資料の。質問事項は、事業成果の中で、執行停止の中で所在不明の調査
をどのようにしているのか。こちらが7条の1項の3目で所在不明57件というのがあります
ので、この辺の取り扱いをどうしているのか、お伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 後藤税務課長。

○税務課長（後藤 敦君） 税務課長でございます。西下議員のご質問にお答えいたします。
まず、所在不明により執行停止する条件につきましては、成果書のほうにもありますが、地
方税法第15条の7第1項第3号より、滞納者の所在及び滞納処分すべき財産が不明な場合と
規定されているものになります。事業概要書の執行停止の実績にあります所在不明57件のう
ち55件は、外国人の方が国外転出により追跡ができなくなったことなどによるものになりま

す。

現在、すいません、所在の調査方法についてですが、国内の転出につきましては、住民記録で転出先を調べまして通知を送ります。こちらの調べた住所で通知が戻ってきてしまう場合、その場合には地方税法の20条の11の規定によりまして、転出先とされる市とともにさらに調査をし、どちらにお住いか調査のほうをかけさせていただきます。調査先の市町村からの回答がありました住所に、仮に通知が届かない場合につきましては、水道の使用状況であるとか、こういったものを調査するなどして、居住実態があるかどうかをさらに確認を行います。

外国人の中には、届出なしに出国してしまうケースもありますが、こういった場合には出入国管理局におきまして、ビザが切れて再入国の記録がない場合に抹消を行いまして、市のほうにその旨を、市民課になりますが、法務省通知として通知をしてくれる形になります。先ほど説明しましたが、居所が不明というだけでは執行停止にはなりません。国税徴収法141条に基づきまして、財産のほうの確認を行います。追跡可能な限り、例えば給与であるとか預貯金であるとか、保健の加入状況、こちらのほうの調査を行いまして、差し押さえることができる財産があれば、差押えを行いますし、なければ停止という形になるものでございます。なので、本人の居所と財産の所在と、こちらの二通りの調査のほうを行う感じになります。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。57件のうちの55件が国外へということによろしかったですか。そのほかの2件は国内の方で調査をして、その2種類は財産とか調査をして、それでも見つからないような感じということによろしいんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 後藤税務課長。

○税務課長（後藤 敦君） 税務課長でございます。55件全てが国外に転出してしまったわけではございません。中にいるのかもしれないですが、追い切れなくなったものになります。2件につきましては、外国人でなく日本人ということになります。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。1款2項1目の固定資産税、令和2年度5,200万減額になっておりますけれども、この原因はどういうことでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 後藤税務課長。

○税務課長（後藤 敦君） 税務課長でございます。織部光男委員のご質問にお答えいたします。5,200万円の減額ですが、こちら補正になります。こちらにつきましては、令和2年の12月の第8号補正に計上した固定資産税の現年度分の減額になります。まず令和2年度の固定資産税現年度分の当初予算額がどのように計上されたか、こちらのほうを説明させていただきますが、令和2年度の予算編成の時期になりますので、令和元年の10月頃、この時点で令和元年度の最新の調定額を基に、評価替えによる変動、年によって評価替えで動きがあるんですが、そちらの変動を加味したのと、直近の現金収入率を加味しまして算定したものになります。当初予算はそのような形で計上のほうを行いました。

その後なんですが、令和2年度中に新型コロナウイルスの影響を受ける納税者の救済措置として、徴収猶予の制度が新たに創設されました。この徴収猶予の申請見込額を加味しまして、再度年間収入見込額のほうを計算しましたところ、当初予算よりも5,200万ほど減額になるだろうという見込みが立ちましたので、8号補正にて減額の補正を行ったものになります。なので、補正の理由としましては、徴収猶予の制度が年の途中でできたということによる減額でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。そうすると、評価変更に関することでは全くないと、ということよろしいですか。

○分科会長（赤堀 博君） 後藤税務課長。

○税務課長（後藤 敦君） その時点の調定額も含めて再検査をしましたので、途中での評価替えというか、すいません、個別の法制は含まれてはいると思うんですが、基本的には徴収猶予の影響がほとんどというふうに考えていただければいいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 今の私の、13番のことについては了解いたしました。

今その前の、西下委員の徴収の件ですけど、所在地不明という、これは外国人でも日本人でもですけど、アパートとか賃貸を借りる場合は保証人が必要になるんじゃないですか。そうしますと、その保証人に聞いてと、どこへ行ったのか。そうじゃなければ、その保証人に払わせるという方法もあるんじゃないですか。そういう法律はないですか。

○分科会長（赤堀 博君） 住川管理徴収係長。

○税務課管理徴収係長（住川君） 管理徴収係長です。織部委員の質問にお答えします。あく

までも徴収的には納税義務者ですので、アパートの保証人等については処分の対象にはなりませんので、強制的には徴収できないということになります。

以上です。

〔「税じゃない……」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 税務課について、ほかに質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。会計課ですね。事前質疑ございませんが、何か質疑ありますか。会計課。

〔発言する者なし〕

○分科会長（赤堀 博君） ありませんか。それじゃあ、会計課の質疑は終了いたしました。

（発言する者あり）入れ替えする。

それじゃあ税務課と会計課、お疲れさまでした。

続いて、企画政策課の決算審査に移ります。それじゃあ事前通知を出されている委員から、10番 西下委員よりお願いします。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。2款1項1目で、庁内情報システム運用費、説明資料、タブレット7ページで、RPAを活用した業務は何だったのか。あと今後の活用と問題点をお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 勝浦企画政策課長。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 企画政策課長です。RPAを活用しました業務でございますが、昨年度の利用実施時期としましては、固定資産の共有者名義の変更作業、1人10万円の特別定額給付金の申請状況の入力、職員の勤務意向調査の取りまとめ、あと改良区のシステムを入れましたが、その掃き出しの様式がエクセルでございますので、エクセルからワード形式への変更というようなことで活用いたしました。

今後の活用と問題点ですが、本年度も既に新型コロナワクチン接種のシステム、あるいは体育施設の利用の実績の集計等でRPAを活用しておりますが、活用の幅を広げていくには庁内への周知を考えておりますので、事例発表会など、あるいはICT委員会というワーク職員で構成する組織もございますので、そういった中で活用につなげてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。事業課題のほうで、庁内サーバーもクラウド化を推進する必要があるというふうにあるんですけど、これはやっぱり予算がかかるのか、なかなか大変なことで、セキュリティーの問題だとか、そこらも含めて伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 勝浦企画政策課長。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 大きく庁内のネットワークは2系統ございます。一つは情報系、あるいはLGWAN系と申しておりますけども、これを事務のネットワークでございしますが、それについては今年度実施をいたします。もう一つ、基幹系、住民記録などがつながっていますマイナンバー系という、もう一つネットワークがありますが、それは令和4年で今実施できるように検討しているところでございます。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。ちょっとRPAの利用のことでお伺いします。ちょっとこのシステムをつくるのが大変だと思うんですけど、つくっちゃえばその後は楽だと思うんですけど、そこのつくる方がIT系をされる方の人員の増強とかはこの1年でできたのか。みんなができるようになったのか、特殊な人でしかできないのか。そこら辺の環境整備は進んだのかどうか、お伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 勝浦企画政策課長。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 企画政策課長です。委員のご指摘のとおり、RPA、シナリオを作成する業務を、手順を全部分解して、それをやらせるということなので、そのところについては現在、委託をしております。なので、職員が簡単にできていることが、現状今入れているシステムがそうではないので、現状では職員のいろんな事務作業、特に作業量が大きい作業、あるいは毎年あるようなところには非常に効果的だなと思いますが、そういった、今シナリオ作成するのは現状職員では難しいというところがございます。なので、現在扱ってみて、どういったことに本当に効果があるかというのを、今後検証していくというように必要だと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 2番目、渥美さん、お願いします。

4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページだと11ページ、ICT施策推進費

について、質問いたします。①地図情報システムを活用した災害受信エリアを試験導入し、検証したとあるが、結果はどうであったか。2、地図情報システムの運用コストと実績は。静岡県防災アプリ等類似サービスの役割とは、どのように分断されるか。また、自動翻訳サービスとスマートプレートは、実際どこで活用されたか。多言語コミュニケーションサービスは自動翻訳と何が違うか、伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 勝浦企画政策課長。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 企画政策課長です。まず地図情報システムを活用しました災害受信エリアの検証結果でございます。災害受信エリアと申しますのは、災害発生時に被害状況等の内容を地図情報システムに取り込みまして、災害対策本部全体で地図データから情報共有を図るというもので、2回実証実験を行いました。従前は、被害状況等は、ボードの上にあります地図や白紙ですね、そういったものに加味しますが、検索性であるとか、それを保存をして、過去の災害と比較するというようなことがなかなか難しいので、地図情報システムを活用するということがございまして。特に昨年の検証の結果ですけれども、土地勘がなくても場所を特定することができるというようなこと、あるいは先ほど少し申しましたが、ハザードマップとその被害の場所がどうであったかとか、過去の被害状況と見比べてどこがどうだったかというような、そういったことが効果的に効果が確認できるということでありますので、今後も引き続き検証をしていく予定であります。

続いて、地図情報システムの運用コストと実績でございますけれども、地図情報システムは固定資産として道路、農協振興地域など、それぞれの土地、地図情報を管理するものです。運用コストとしましては、令和2年4月から令和7年3月まで、5年契約で総額1,749万、1年当たりになりますと349万8,000円となっております。その実績でございますが、内部的なものそれぞれの部署で活用しております。地図情報システムの一部をきくのんマップとして公開しておりますが、令和2年度におきましては5,208件のアクセスがあって、例えば土地利用上の、その土地の状況を市役所に来なくても、業者さんが確認できるというようなことで活用がされているところであります。

それから県の防災アプリ等の類似サービスと役割ということでございまして、県の防災アプリは県が県民向けに防災に関する情報を発信するものでありまして、市の地図情報システムはいろんな固定資産、都市計画、道路、農業振興、いろんなものの情報をシステム上で管理しております。災害受信エリアはそのうちのひとつでありますので、市の災害情報がないので管理しているというものであります。一部避難所の情報など、県の防災アプリと重複

するところもありますが、市が言っています地図情報システムは、あくまでも菊川市の情報を管理するものをご理解いただければと思います。

それから、自動翻訳サービスとスマートプレートのことですが、自動翻訳サービスはE T F、あるいはエクセルなどのデータをシステムにすると翻訳する、これは試験的に今導入しているわけですが、地域支援課で運用しまして、令和2年度が7件というような実績、本年度は8月末現在で41件の実績としてあります。スマートプレートは、マグネット形式のプレート、QRコードがついているプレートを配付しまして、そのQRコードを個人のスマホなどで読み取ると、例えば広報やごみカレンダー等のホームページの情報を誘導するというようなもので、本年3月に実証実験として4自治会に協力をしていただいて、配付をいたしました。

特に外国人の方とかがごみ出しの日が分からないというようなところで問い合わせがありますが、それをやってくればその情報が取りやすくなるというようなことで、今4自治会にお願いをしております。この3月に、実際には年度を超えて運用が始まっておりますが、8月末までに324のアクセスが今されていて、今後どれぐらいの利用があるかというようなことをまた見込んでいく必要がございます。

多言語コミュニケーションサービスでございますが、これは多言語版の翻訳版のチャットツールになります。現在、小笠北幼稚園で、昨年度実証実験をしておりますが、チャット内のトークを相手方の携帯電話の言語によって翻訳をする、変換するというツールで、特に外国人の多い保育園などで家庭に連絡をしたいというときに、日本語で何とか相手方のほうの言語で変換されていくというようなことで、外国人に対する緊急連絡をする手段として、今活用をしています。今年度95件の発信ということであります。ですので、自動翻訳はデータとか、例えばこの紙を翻訳するときはPDFに読み取ってということが出来ますけども、コミュニケーションツールはチャット内による、ラインに似ている、そんな感じのものでございます。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質疑ありますか。いいですか。

7番 小林委員。

○7番（小林博文君） すいません、ちょっと確認で、スマートプレートっていうのは、先ほど地域支援課のほうで自治会で発送が滞っているようなところに配付して、冷蔵庫に貼ってもらう何か情報を得られる、そもそもの……。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） はい、そうです。

○7番（小林博文君） はい、分かりました。ありがとうございました。それだけです。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今、北幼稚園の話がありましたよね。緊急連絡で保育士さんが日本語で打てば、外国語に翻訳されると。その逆もあり得るわけですか、それは。

○分科会長（赤堀 博君） 大石ICT推進係長。

○企画政策課ICT推進係長（大石成克君） ICT推進係長でございます。基本的にはチャットツールになりますので、双方からやり取りができるんですけども、そうしますとなかなか全ての人の会話が見えてしまうものですから、今試験的にこちらからの通知、例えば台風であったら休園しますよとか、緊急事態宣言が出たから外には出ないでくださいとか、そういった一方的な通知として使わせてもらっていますが、今後は相互は発生するのかなと思いますけども、相互にするとどうしても相手方の会話も見えてしまうものですから、そこら辺の課題を克服する認識がありまして、今、北幼稚園のほうと協議をしているところです。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。じゃあ次、4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページで言うと、29ページ、移住・定住交流推進事業費について質問です。オンラインによる静岡県単独移住相談会について、他市との差別化が必要と考えます。例えば演劇の町菊川など、発信する情報の内容について具体的反省と改善点を伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 勝浦企画政策課長。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 県のオンライン移住相談会における他市との差別化ということでございますけども、県の移住相談会、コロナ禍を受けまして、昨年度初めてオンラインで11月から2月に開催をされました。そこに本市も参加しております。オンラインでの相談は、事前予約が基本となりますので、相談数を増やすにはやっぱりサイト内、県内多くの自治体がある中で選んでもらうというところがあります。なので、そこにいかに目を引くかというのがポイントになりますので、サイト内のしっかりした情報につきましては、ただ昨年ちょっと応援があるみたいな話とかの、町の紹介であったんですが、もう少し実際に移住するときになって必要な情報ということで、例えばアクセスや住環境の良さ、それはもちろんでございますけども、例えば住宅控除と補助金といった支援策の情報を加えるなどして、令和3年度7月に今年度開催しておりますので、そういったところには少し改修をして取り

組んだというところでございます。

県のほうの移住のページ、各市町のページというのは限られていて、何かその一番初めに差別というのはなかなかできないので、少し中身をなるべく分かりやすくするというようなことで、取り組んでおります。また、移住相談を実際にする場合には、県の移住相談に登録している市内の不動産業者にも同席をしていただいて、市内の不動産状況であるとか、そういうようなことも具体的な相談ができるように応援もしているということで実施をしております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。質問の趣旨なんですけども、私もページを見させていただいたんですけども、やっぱりどの自治体も結構総花的な、これもこれもって感じで、なかなか差別化されていない中で、菊川市って知名度がそんなにあるわけではない中で注目してもらうには、やっぱりちょっと奇抜なような、ほかとは違うようなアプローチで、何だここはみたいな感じで目を引いてもらって、ちょっと気になった人が菊川市に連絡してもらって、その後しっかり菊川の良さを説明するっていう、一つの方法としてあるのかなって思いましたので。正攻法でいだけじゃなくて、変化球じゃないですけど、これも一種の戦いだと思いますので、ほかの自治体に負けないような差別化っていうのも、今後ぜひ検討していただきたいと思って質問させていただきました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 勝浦企画政策課長。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 企画政策課長です。ありがとうございます。特に一番初めに市の紹介する写真なんかもあって、うちは今、駅北からドローンを飛ばしたときのマンションと駅とか町並みがありますけども、よその町は自然と町並みみたいな写真を2枚使っているところがありますので、限られたスペースをまた有効に使うということで、ご参考にさせていただければと思います。ありがとうございました。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） すいません、どうしても1個だけ。その写真なんですけど、その駅の写真が、主観なんですけど、ほかの自治体と比べたら何か寂しいような印象を受けましたので、これも意見なんですけど、答弁とかはいいんですけど、一応せっかく今いただいたので、意見としてお願いします。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 寂しいね。

○4番（渥美嘉樹君） 周りと比べてちょっと寂しいような印象が。

○分科会長（赤堀 博君） では次。9番。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。令和2年度として、定住というのは何件あったんでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 勝浦企画政策課長。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 実際に令和2年度、コロナ禍ということで、この移住相談会、あるいはその前の年なんかは移住の相談があったときに実際に菊川に来ていただいて、例えば農業をやりたいという人は農業の体験をするというようなこともやっておりましたが、そういったことが令和2年は全くできませんでしたので、そういったことによる移住者というのは、実際には1組ということであります。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。外国人の移住・定住というものは、過去にカウントされたことはありますか。

○分科会長（赤堀 博君） 勝浦企画政策課長。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 企画政策課長です。外国人、日本人ということではなくて、そこは全体の人口の社会増減のところでは日本人、外国人が年間を通じて、月を通じてどれぐらい移動しているというふうなことはカウントしております。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。要するに、移住・定住というカウントができるかどうかということをお尋ねしているんですけどもね。その人口の増減についてはホームページで全て分かっていますので、それはいいんですけど。

○分科会長（赤堀 博君） 外国人の移住・定住。渡邊。

○企画政策課主幹兼企画係長（渡邊真里君） 企画係長でございます。こちらで把握している移住の人数なんですけれども、毎年県のほうに移住の人数、何組何名というところを報告しているんですが、その基準とといいますか、こちらにつきましては、何らかの移住の制度を利用して移住をしてきた人ということで定義として報告しておりますので、私どものほうで把握している人数というのは、例えば定住の補助金でありますとか、もしくは例えば移住の相談会をきっかけに移住をされた方だとか、そういった方のみしか把握ができないものですか

ら、そういったところでカウントはしております。

通常の転入・転出の移住のものは、ちょっとそこは人数はそれで別であるんですけども、私どもの把握している人数はそういった定義の中で把握しておりまして、先ほども課長が申し上げましたように、昨年度は定住補助金を活用して移住された方が1組2名という結果でございました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですね。

それじゃあ次へ。西下さんが二つ。お願いします。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。4番目の2款1項1目行財政改革推進費、タブレットで8ページです。①として、業務改善が過去最高の587件と努力されているが、次期行政改革推進の取組として重要度の高い特定の課題を絞り込んでいるのか、また専門家に助言、意見を頂ける予定はあるのか。②として、業務改善の増加の要因は。特に事務時間削減の経費削減、収入増加の業務改善は何だったかを伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。まず最初の次期の行革の取組のほうでございすけれども、現在、次期の行財政改革推進の取組方法につきましては、庁内で検討を進めさせていただいているところでありまして、新たな推進方針を定めていく中で、重要度の高い特定の課題についてスピード感をもって成果を出していくということに取り組んでいくということを考えております。課題につきましては、今後絞り込みを進めてまいります。また、助言・意見をいただける専門家につきましては、新たな推進方針を策定する際や特定の課題に取り組んでいくのに際しまして、課題の内容によりご意見や助言をいただくことを考えており、今まだ具体的な人選は定まっておりません。今後、お願いしてまいる予定でございす。

次に、職員の業務改善のほうでございすけれども、職員による業務改善の増加の要因といたしましては、平成18年に制度ができてから15年が経過し、職員に改善の意識が浸透してきたことと、昨年度は新型コロナウイルス感染症への対応として仕事の時間の使い方でありますとか、税収の県への対応を考えなくてはいけないというような状況が生じたことから、職員の事務時間や経費削減に対する意識のほうも高まった結果だと考えております。

令和2年度の具体的な内容としましては、まず事務時間の削減でございすが、こちらはRPAの活用による法改正対応ということで、先ほど企画政策課のほうでちょっと説明がご

ございましたが、そちらのほうで決算上の値にはなりませんけれども、483時間の事務時間の削減がされました。このRPAの活用による法改正対応は、令和2年4月1日施行の民法の改正で、納税義務者の宛名の適正な表示、それが厳格化されたため、宛名の修正を行う必要が生じたものですが、職員が電子データを手作業で1件ずつ修正するのではなく、RPAという技術を活用することで作業時間の削減を図ったものでございます。

また、もう一つ上げますと、当初予算審査時における会議録作成依頼の取りやめがございます。こちらは、同様に216時間の事務時間の削減をしております。本件は、当初予算の審査時の会議録について内容の正確性を担保するため、議会事務局のほうから各出席課の職員にその会議録作成を依頼していたものですが、音声データを保存することにより、内容確認を可能とすることで各出席課の職員による会議録の作成提出を不要としたため、会議録作成に係る時間が削減されたものでございます。

次に、経費削減についてですが、菊川病院が行なったエチレンオキシドガス滅菌業務の外部委託によりまして、117万円の経費削減をしております。本件は、それまで病院内で行っていた医療器具の有毒ガスによる消毒を、ガス消毒器の更新のタイミングに合わせまして機械の更新と外部委託について費用面を含めて、メリット、デメリットの比較をし、外部委託に変更したことにより117万円の経費が削減されたものでございます。また、消防署におきまして、署員への説明についても呼びかけの徹底と電気使用量の推移をグラフで署員に示すなど、見える化を実施したことで電気料金を前年度比で約30万円削減しております。

最後に、収入の増加でございますが、こちらにつきましては下水道課で実施した浄化槽に関する設置届け等の届け出を県へ進達していた事務について、県との協議によりまして、届出受付の範囲をこれまでよりも少し広げ、浄化槽県営移譲事務として実施することにより、11万3,972円の収入増加につなげました。また、長寿介護課が3年ごとに作成しております介護保険パンフレットにつきましては、パンフレットの巻末に市内の介護保険事業者等が利用する広告スペースを設置したことで、広告掲載費として7万2,000円の収入増加を図っております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 質問はありますか。いいですか。

9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今の行財政改革推進委員会というのがありませんか。これは令和2年度で解散したんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。行財政改革推進課懇話会という組織がございますが、そちらについては委員さんの任期が令和2年度末ということもありますので、令和2年度末をもって、今休止という、新たな委員を任命している状態ではないということなので、廃止ではなく、私どもは休止という言い方をしております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。この懇話会については、総合計画なんかの審査をしなきゃいけない機関ですよ。そういったことはしっかりうたわれていると思いますけども、違いますか。

○分科会長（赤堀 博君） 違います。

勝浦企画政策課長。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 総合計画につきましては、総合計画の審議会という、行革とは別の組織がございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。私が要綱か何かを読んだときに、その項目があったように思ったものですから、今申し上げたんですが、もう一度確認をしてみますけども。その懇話会を今後どうするのか、そのスケジュールとかちゃんとお持ちですか。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。来年度以降どうするかということは、先ほどちょっとお答えさせていただいたとおり、今その新しい行革の推進方針をつくって、実際にどういうふうに進めていくかというところを検討しているところでございますので、その中でということもありますが、私どもの今の案としては、これまでのような行革全般にご意見をいただく懇話会という形ではなくて、それぞれの課題に応じて必要な、必要なというあれなんですけれども、関係する皆さんからちょっとそれぞれの課題に応じてご意見をいただくという、そういうような形に変更しようというふうに今考えているところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。下水道の委員会をつくったように、そういう形で個々にやっていこうという考えなんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。今、織部委員がおっしゃられたとおり、特定の課題という、あるテーマに関して、そのテーマに関係する皆さんであるとか、専門家の方であるとか、そういう形で、そういうご意見をいただく場が必要であれば、そういう形で運用していこうと、そのように考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今言った委員会一つ取りましても、自治会長ですとか、それだけのものを持っている方とは、私は思えないんです。ですから、その道に長けたというのをどういう基準で置いているのか分かりませんが、やっぱり現地を知っている人間、菊川市が分かる人間でないと、委託したとしても本当にちんぷんかんぷんな回答しか出てこないと思いますので、その辺はぜひ考慮してやっていただきたいと思います。意見がいいです。

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ次、いってください。17番。

○17番（松本正幸君） 17番 松本です。2款1項3目予算編成実行管理事業費ということで、タブレットのほうは14ページだった。この関係は財務会計システムの関係なんですけれども、令和3年度の予算に本財務会計システムを利用したということだと思いますけれども、このいわゆるシステムの運用課題と恐らくあると思いますので、検証並びにその検証する体制ですか、こういったものについてお伺いをいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。行政経営システムによる予算編成でございますけれども、こちらにつきましては、予算の各事業ごとに行政評価を実施しまして、その結果を次年度の予算編成に反映していくということで進めているものでございます。

この評価をするのに当たりましては、事業に対して成果と効率の指標を設定し、各指標の目標値に対して実績値がどうなったかということと、事業に対してどれだけのお金を投入したかという事業コスト、これを基に評・結果が出てくるものになるんですけれども、事業の内容により、適切な指標をどう設定するかということが課題となっております。新しいシステムの導入時に、各事業の単位で評価ができるように、予算の事業単位の再編を行いました

が、ちょっとそれでも少し見直しが必要な事業が幾つか見受けられているところでございます。

それから、成果と効率を判定するために指標を設定してるんですが、その指標につきましても、一番最適、適切な指標は何かということ、引き続き検討をしていくことが必要であると考えております。これらの課題につきましては、企画政策課のほうで予算を持ってお願いしている行政経営システムのアドバイザーの先生がいらっしゃいますので、その先生とともに企画政策課、財政課でシステムの研修を行いまして、職員に対する評価の研修などを実施しながら、システムによる評価の制度を上げていきたいと、そのように考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今、説明がありましたけれども、やはり評価の関係について、この評価が本来的に、何ていうんですかね、各課、各課のあれから出てくるわけですよ。そういった各課の人たちが、どこまで本当に同じような評価をされているのか。そういったものについて、恐らく何かの反応があるんじゃないかなと思うんですよね。

それと、もう一点は、令和3年度の予算を見せていただいて、今見ているんですよ、実質的に。ここの課題が、先ほどアドバイザーに評価の関係についていろいろ検討・研究をいただくってことを言われたんですけども、本来であれば、予算編成執行管理事業費のほうで何らかの予算を組んで、反映してやってくっていうものが本来あっていいんじゃないかなと思うんです。

それと、もう一点。あと、この中に7つの財務事務研究会、これは恐らく財務規則、システムのね。財務会計の。そういったものの勉強、研究をする一つの組織としてやるような形になってるんだと思います。また、その前のときで、基本的にこういった、ここの構築しますよってということからやられていると思うんですけど、そこら辺の関係について、予算上の要の中でどういうふうに動くっていう点のはっきりしてないんじゃないかなと思うんですけども、どうでしょうか。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 委員長、先に行政評価の費用負担の関係で。

○分科会長（赤堀 博君） 勝浦企画政策課長。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 企画政策課長です。最初、説明書、事業概要書の、タブレットでいいますと、12ページのところに行政評価推進費というものが……。

〔「12」と呼ぶ者あり〕

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 12ページですね。43分の12ですね。そこに行政評価推進費ということで、システムについては、それぞれの目的で、財政課であったり、企画政策課とかでシステムそのものの使用料はついて、支払いはして、予算化して支払いはしてるんですが、行政評価につきましては、ここで行政評価推進費ということで、特に事業実施内容につきましては、昨年ですと、係長、主幹、課長を対象して、なぜ基本的評価が必要かというような研修を実施をして、今年、令和2年度事業を令和3年になって初めて評価をしたわけでございますので、それを昨年、研修をいたしました。そこについては、常葉大学の公会計であるとか、行政経営が専門の先生がいらっしゃいますので、その先生にお願いをして指標を設定をしたということでもあります。そこについては、やった1年目で、これを基に、令和4年の予算編成を、今、行政評価を基に進めようという作業を今やってる最中でございますが、先ほど財政課長が申しましたのは、やはり事業の指標をどう立てるかによって評価もがらっと変わりますし、初年度ということで、過年度の数字が、まあシステムが違う関係でコストの比較ができないような状況で、まだそこは入ってなかったりということがありますが、そのコストについては、先ほど松本委員から話がありました行政評価の推進するための費用のところはというところにつきましては、ここで、企画のほうで予算のほうをさしているところでもあります。

それで、今後も行政評価の検証と改善というのは、1年目ですごく満点の作業ができたわけではありませんので、先ほど財政課長が言われました常葉の先生にも意見をもらいながら、効果のあるものにしていきたいんだというふうに考えているところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今、課長さんのほうから評価と改善……。

○分科会長（赤堀 博君） マイクを使ってください。

○17番（松本正幸君） 消えちゃったんだな。評価と改善というような取組をしていきますよというような説明であったんですけども、やっぱり予算の取り方とか、そういったものの説明を、とにかく当初の予算のときに説明すべきだと思うんですよね。こういったものについては、こういう予算に入ってますよっていうこと。決算で基本的に課題が出てきましたと。この予算のあれがありますよ、事業名。その中で事業名で課題が出てきたら、逆に事業名を変えて、改めて予算を組むならば、そのときの説明が欲しいと思うんですよね。そういった点についての配慮っていう面が必要だと思うんだけど、どうですか。そのところ

の説明は。

○企画政策課長（勝浦敬豊君） 行政評価推進費の予算費目じゃなくて、庁内のいろんな事業の中で……。

○17番（松本正幸君） どこでやるんだっていうことに関係を欲しいんですけど。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。ちょっと勝浦課長の説明したとこと重なるところがあるかもしれませんが、ちょっとご了承ください。この行政経営システムの中のシステムを使った予算編成については、令和2年度の当初予算からやらせていただいているんですけども、実際にその評価結果を使って予算編成をしていくっていうのは、令和2年度決算が出て、その事業費用の結果を基に4年度予算で、それで、今2年度の決算の事業評価を基に、実行計画のヒアリング等をやっているとところなんですけれども、その中で、ちょっと私どもが見て、ちょっとこれは事業の単位として、例えば、いろんなものが少し入り過ぎているとか、あと、小さくし過ぎてしまっているとかっていう、そういうところは課題としてあって、実際に今そういうような状態にある科目については、次年度の予算編成時に、担当課とちょっとここはもう少し見直したほうがいいんじゃないかということで、ちょっとそういう形で業務単位の見直しっていうことを今、実際に進めているような状況でございます。

○17番（松本正幸君） わかりました。なるべくここを分かりやすいような形にしていただきたいなど、そういうふうに思いますので、よろしく願いいたします。

以上で終わります。

○分科会長（赤堀 博君） 次。

○17番（松本正幸君） 次もいいですか。

○分科会長（赤堀 博君） はい。

○17番（松本正幸君） 2款1項5目庁舎施設整備事業費、タブレットで15ページであります。この関係の長寿命化の改修に係る実施計画、こういったものがつくられたっていうことでもありますけれども、実質的に優先順位があるか。当然総合計画とか、そういったものについては順位があって、年ごとにやられているっていうことは確かでありますよね。昔でいうと実施計画、これをローリングしたりしているわけでもありますけれども、そういった関係についての関係なんですけれども、また、例えばです。今日、横山議員のほうから雨漏りの話が出されましたけれど、4階の議場のところの。こういったものの関係で、建築物の躯体と設備ではどちらを先行させるべきか、そういうことを少し確認をしたいと思います。答弁を

先ほど言ったように、総合計画の以前の実施計画の中で予算をつけて順次やられるっていう方向も取られていたかと思うんですけれども、今回はそういう形をどのように改善されているのか、その説明をお願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。今年度策定中の庁舎の長寿命化の改修に係る実施計画につきましては、庁舎躯体の耐震化でありますとか、安全性の向上とか、長寿命化を実施していくための計画となります。こちらにつきましては、今、庁舎設備全般を含んだものではございませんけれども、躯体の工事に合わせて改修を行うことが効率的である設備、例えば、天井の照明設備でありますとか、単体で窓際に設置されている空調設備の配管の改修、これらについては、今回の実施計画の中に入れてまいります。

以上です。

○17番（松本正幸君） 今、相羽課長が説明したように、当然躯体のほうを進めていくべきだと思うんですよね。要するに、社会の関係もありますけれども、やはり防災上の関係が出てきます。そういったものを踏まえて、やっぱりやってってもらいたいと思います。

それと同時に、設備と躯体と比較しちゃうと、導線でも設備のほうを先行、料金が安いもんで、いわゆる事業費が安く済むっていうこともございますんで、そちらを先行するっていうケースが多々見られているってこともありますんで、ぜひ躯体のほうをしっかりとやられるような計画を推進していただきたいと、このように思います。こちらの関係については、そういった形でぜひ計画を推進していただくっていうことで、よろしくをお願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。長寿命化をしてって、設備を変えてったりとか、躯体を手に入れてくっていうときに、これからCO₂削減とか、省エネルギー化とか、そういったものをやっぱし庁舎でも民間でもやってかなきゃいけないと思うんですけど、そこら辺の計画ってここに入ってくるのか、連動これからさせていくのか、まあ環境推進課の話にもなってくるかもしれないんですけど、そこら辺が話合いができてるのかどうか、お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。CO₂の削減ということでいけば、先ほど申し上げたものが当然入ってくるんですけれども、ちょっとすいません、今それ以外のところで、CO₂の削減っていうところで具体的にこういうところまでやりますよっていうものが、

ちょっとはっきりしたものはないんですが、環境推進課のほうからは、こういう補助制度みたいなものがいっぱい、例えば、太陽光発電を普通にするとかっていうことであれば、こういう補助制度があるんでってというようなことは、ちょっと情報提供としてこちらにもらってるものですから、そういうところで環境推進課のほうとも連携を図りながら、こちらの計画については進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。令和2年度の決算ですけども、やはり令和4年度の工事のことも考えなきゃいけない。横山議員、松本議員が言ったように、本体至急やらなければならぬような私は事案だと思います。図書館も雨漏りがあります。不要不急というような必要のない、そして急がないものを、道路も南北道路はたくさんあるのに、それをわざわざやらなきゃいけないというよりも、私はこういうことをやはりやるべきだと。必要と至急ということが、これは絡んできます。不要不急ではありません。必要に迫られて、至急やらなきゃならぬことです。ぜひその辺のところの優先順位を間違わないでいただきたいと思います。これは、令和4年度の予算執行に関しての要望です。

○分科会長（赤堀 博君） 次、行きます。

〔「自由討議に、今のはやっていただくほうがいいと思いますよ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それじゃ、よろしいですね。

2款1項5目その他の施設管理費、駅前トイレは経年劣化以外の要因で故障とあるが、どのような被害か。また被害件数は。対策として防犯カメラの設置は考えられないか。お願いします。相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。故障による、いわゆる被害というものですけれども、昨年度は、修繕費が必要となるような損害は、こういった関係では発生しませんでした。軽微な被害としましては、嘔吐により洗面台の排水口が詰まったり、大便器にトイレットペーパー以外のものを流されて、污水管が詰まったりといったことが、年に数回ほど発生しております。それらにつきましては、清掃を委託しているシルバー人材センター、あるいは、財政課の職員が対応をしております。

修繕費が必要となるような故障の被害につきましては、直近3か年で申し上げますと、昨年度と平成30年度は発生がなく、令和元年度に2件ありました。内容としましては、まず

1件目は、女子トイレのガラスに、外とのガラスなのですが、何かがぶつけられた形跡がありまして、そこからガラス全体に亀裂が入ったというものと、多目的トイレの中にあります赤ちゃんを座らせておくためのベビーキープというものがあるんですが、その胴体を支えるT字部分が折れたという、この2件が発生しております。ただ、ベビーキープの折れたというほうは、平成23年度にそのトイレを設置してから交換してきてなかったもので、経年劣化によるものなのか、故意による損害なのかというところは、ちょっと明確でないところがございます。

防犯カメラの設置についてでございますが、カメラを設置する場合は、屋外に設置することになると思いますので、屋外の破損の原因や利用者の特定につなげることは可能になると思います。ちょっと内部の破損については、いつ行われて、原因者が誰かということ特定することまでは、ちょっと難しいのかなと思われまして。駅前トイレにつきましては、駅前交番から視界に入る位置にもございまして、これまでのところ、損害額の大きな破損等の被害は少ないものでございますので、今のところは防犯カメラの設置まではいいのではないかなというふうに、財政課としては考えております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 分かりました。

次は、松本委員。17番。

○17番（松本正幸君） 17番です。2款1項5目公共施設管理計画事業費、この関係も、先ほどの庁舎施設の関係と似てる質問になるんですけども、実質的に個別施設計画、こういったものの、いわゆる実施時期が定められたというようなことでありますけれども、実際に運用時期等の見直しは、どのタイミングで行うのか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。個別施設計画につきましては、令和3年度から運用に入っております。計画の中に定めております施設ごとの基本的な更新でありますとか、維持修繕計画に対して実際に維持修繕をどのくらいやったかという状況につきましては、既設各施設所管課のほうが事業の検討やライフサイクルコスト管理シートっていうものを各課で作ってるんですが、その管理シートによる管理を進めていく中で、必要に応じて見直しをしていくことをやっております。

この計画全体の見直しにつきましては、第3次総合計画の策定に合わせて、令和7年度中に総合管理計画とともに、その改定を行っていくということを考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問はありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。令和7年度中ということなんですけれども、やっぱりこれは財政計画の絡みもあると思いますし、そういった面に関しては、やっぱりある程度調整をしていただくようなことでいいと思うんですけれども、実際に個別施設計画っていい嘛んで、恐らく小さなものもある程度出てくるような形のものっていうものもあるんですかね。この個別施設計画の個別施設っていうものが、どういうものに当たるかっていうものが少し分からないんで、その辺の説明もお願いをしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。個別施設計画の対象となっている施設のほうですけれども、こちらは、前年に個別施設計画の整備指針というものをつくりまして、それに基づいて個別施設計画をつくってるんですけれども、対象となっている施設としましては、ちょっと幾つかあるんですけれども、行政系施設でありますとか、コミュニティ施設、文科系施設、社会教育系施設、スポーツ・レクリエーション系施設、学校教育施設、子育て支援施設、福祉系施設、下水処理施設、ごみ処理施設、その他の施設ということで、市営住宅とか、水防倉庫とか、消防団の詰所、あと支所とかいうことで、全部で100の施設を個別施設計画の対象としております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） はい。

○17番（松本正幸君） 17番。相当大きな事業費かかると思うんですよね。やっぱりこういったものがあるっていうことは、実質的に財政計画、これと一緒に考えていくべきだなという感じを、今説明を聞いて分かりました。いろいろ大変かもしれませんが、一応長寿命化の関係とか、いろんな公共施設の関係とか、いわゆる道路とか橋とか、こういったものも出てくるようすんで、大分財政計画の長期・中期とか、そういった方向も考えていかざるを得ないと思うんですよね。そういったことで、ぜひお願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。

○9番（織部光男君） 関連です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今の個別施設計画というのは、個々に施設を指定してるとは思いますけども、違いますか。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。個別施設計画は、各施設ごとに、例えば、小学校だったら、何々小学校で何年度にこういうものをやるよ、その修繕費が幾らかかるよみたいな、そういうものの計画になってますんで、その指定してるって、個々の施設ごとの計画になっております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） そういうことだと思いますよ。もう国策として骨太方針を設けてやってるわけですよ。そして、計画の中では、年間16億これにかかるということもうたってるでしょう。執行部がそれを出してますよね。それに対して、太田市長は、毎年4億あたりが足りなくなるということも言ってるわけですよ。財政的に厳しいということ、予算編成時の市長答弁でね。令和2年度で言ってますよね。そういう財政についての苦しい状況というものを把握していて、事業を進めていただきたいというのが、私の要望です。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 要望という形。

次は、最後、松本委員、もう一つ。

○17番（松本正幸君） 松本です。13款1項1目予備費。これ予備費です、一般会計の。説明、タブレットのほうは43ページ。ここに、予備費のところに説明書きがあったんですよ。用地費算定のための不動産鑑定評価に68万2,000円流用されております。これが説明書きです。それで、この用地費算定のための不動産鑑定料、いわゆる評価ですよ。この関係について、緊急性があったのかどうなのか、その辺についてお伺いをいたします。3月になって、改めて予備費を活用してるんですよ。そここのところの理由を説明。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。この68万2,000円の予備費の流用につきましては、商工観光課において、工業用地等開発可能性基本調査と調査結果を基に、県企業局に対して、オーダーメイド方式またはレディーメイド方式で事業実施依頼を検討している状況において行わせていただいたものでございます。可能性基本調査の結果を基に県企業局と協議を行った際に、用地費の根拠となる鑑定評価額のデータとして、調査対象地からちょっと離れた土地の金額を用いる予定でしたが、ちょっとより正確な金額を出す必要が生じたため、予備費を流用して追加の調査を実施させていただいたものでございます。予備費を流

用した当時は、県の企業局のほうが実施箇所の検討を実施している状況にありまして、早急に正確な評価額を算定し、精度の高い概算事業費を算出することで、競合する他の自治体よりも有利に公表を進めたいという、そういう必要性があったので、緊急性のあるものと判断いたしまして、予備費を流用させていただいたものでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。実質的に予算があるわけですね。企業立地に関して、可能性の基本調査っていうことを前提として、調査費を組みながら進めていたっていう。その中に、要するに、不動産鑑定でこういったものを、正確なものを欲しいっていうことであるならば仕方がないと思いますけれども、実質的には、その中で坪当たり単価とか、平米当たり単価の形を、その調査の中で出すようになっていたんでしょうね、実質的に。です。で、やはりある程度予備費を活用しながら、そういった関係で鑑定料として活用したっていうことに対して、何らか本来の予算から出していただくような方向をやっばすべきじゃないかなと思ったんですよね。その、いわゆる時点が担当課じゃないもんで分かりませんが、要するに、例えば、3月の時点でそういうことが発生したのか、補正で間に合うときに実質的に可能性があったのか、その辺はどうなんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。そちらのほうをこういう形で処理したっていう相談があったのは、令和3年の3月に入ってからであったものですから、もう補正予算は、2月の補正予算についてはもう提出してしまっていた状況にあったものですから、あと、それから、この一点だけをちょっと追加でっていうことも、ちょっとどうかと思いついて、ちょっとこうさせていただいたものでございます。

以上です。

○17番（松本正幸君） それ言ったら、担当の課のほうから十分そういった関係については、余裕を持った中で動いていただくような形にしていきたい。これは要望です。お願いしたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 次は、織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。16款1から3項です。国庫支出金。このコロナ関係ですね。各項での総額を問うということでお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。令和2年度決算における16款の国庫支出金で、コロナ関係の額でございますけれども、計上があるのは2項の補助金だけで、補助金のほうは56億1,928万3,986円が総額となっております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今お話の56億ですか。その数字は出てないですね。補助金の61億7,100の中の51億ということによろしいのでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。16款の……。

○9番（織部光男君） 2項ということですか。

○財政課長（相羽康一郎君） 国庫補助金のほうが、すいません、収入済額として61億7,167万6,201円あると思うんですけれども、そのうち、コロナの対策でありますとか、そういったものの関係の補助金が56億1,928万3,986円ということでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） それで、令和2年度でこの56億を全て使い切ったのでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。今申し上げた金額は、令和2年度に収入済みの金額になって、令和2年度中に使っております。の決算に充当されるものになります。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今現在、観光課のほうでプレミア券の計画を立ててますよね。あれは令和2年度のやつではないですか。

〔「3年度」と呼ぶ者あり〕

○9番（織部光男君） 3年度。分かりました。そうしますと、56億は完全に消化したということでもいいわけですね。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。令和2年度中に収入したものですので、それは令和2年度の歳出に充当されるものですので、織部委員の言うとおりでございます。

○分科会長（赤堀 博君） 次、行っていい。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ、11番目。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 今と同じようなことなんですけれども、17款1から3項ですね。県支出金、同じ内容でお尋ねします。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。県の支出金のほうも、国のほうの支出金と同じように計上、コロナ関係の予算の収入があった以降の補助金のみでございます。補助金のほうは、4,238万7,666円分が、県の補助金のうち、コロナ関係の事業に充てるために収入した補助金となります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。ちょっと今、聞き取れない分があったんですけど、この収入済みは4億1,600円になってますよね。それに対して4,200ですか。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。県の補助金の4億1,678万2,472円ではありますが、そのうち、コロナの関係の県のほうから来た補助金としては4,238万7,666円っていうものになります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。それじゃ、これも令和2年度で完全に消化したと理解していいですね。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 令和2年度中に収入済みのものは、2年度の事業に充当したものにになります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） これで質疑は終了いたしました。

このほか財政課に関する質疑はございますか。渡邊主幹。

○企画政策課主幹兼企画係長（渡邊真里君） 企画係長でございます。すいません。先ほど移住のところで、移住者の実績1組2名というふうに申し上げたところで、ちょっと説明が足

りなかったので、一つ補足させていただきます。私どもで県に報告をしている人数といたしますのが、県外から移住してきた人の人数でございます。したがって、もちろん県内から移住されてる方も多々、多くございますが、こちらで把握してる県外からの移住、何らかの支援策を活用してきた人というのが1組2名ということで、ちょっと補足で説明させていただきました。失礼いたしました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 相羽財政課長。

○財政課長（相羽康一郎君） 財政課長でございます。すいません。先ほど織部委員からの補助金の関係の答弁で、収入したのものについては、全額歳出のほうに充当してるということでちょっとお話させていただいたんですけれども、ちょっと金額が、例えば、概算のような形で来て、充当すると過充当、要は、補助対象事業に対して、予算、収入額のほうが多かっただけという事業がちょっとあるようなので、それについては、ちょっとすいません、3年度に清算で返還するっていうものも、そういうものもあるかもしれませんので、すいません、そういう状況であるということをご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 多かったものは、返すことが生じるということね。

それでは、以上で財政課の決算審査を終了いたします。

ただいまから議会基本条例第11条の2項の「市長に提出議案に関して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」という規定に基づき、委員間の自由討議を行いますので、ここで職員は退席をお願いします。

それでは、自由討議を行います。

ご意見のある委員は挙手の上、発言をお願いします。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。財政についてですけども、新人議員の方は、なかなかまだ分からないと思うんですけども、決算書をしっかりと見ていただければと思います。やはり菊川市の財政、やはり健全化を私はするべきだという意見を持っております。優先順位をしっかりと定めなければなりませんし、不要不急の事業よりも、必要至急の事業をやはり先にやるべきだと思います。ですから、我々市民に対して、本当にその事業をなぜ先にやったんだという説明ができない議員ではないと思いますので、よくその辺を考慮して進めていただきたいと思っております。

○分科会長（赤堀 博君） 財政についてですが、ほかにご意見ございますか。10番 西下委

員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。財政の話がされたので、ただ、橋上化の話がされたいのかなと思ったんですけど、ただ、やっぱりまだ試算が出てない時点で議論をするのは、やっぱり危険です。31億って決めてる方もいますが、それもまだ金額は出てませんので、そこから辺は、やっぱり議員としてちゃんとした数字とか、状況とか、高所から見て議論をしていくべきだと思いますが、まだ先だと思ってます、その分。

別の話でもよろしいですか。

○分科会長（赤堀 博君） はい。どうぞ。

○10番（西下敦基君） すいません。自分はちょっと、いかに効率的とか、効果的なことをやっぱり行政として進むべきかということで、やっぱりRPAのことで業務削減とかしているなどは思ったんですけど、聞いたら、やっぱり庁内では組むことができない、やっぱり外注ということですので、ちょっと菊川市としてデジタル系がやっぱり弱い、職員がなかなか手に入らないのか、まあ外注とかでもいいとは思いますが、ソフトウェアの会社とかでも、やっぱりこういった行政の中に入って、行政の仕事もしてくとか、そういったものの人材、多分人材費用も、人件費も向こうが持ってこちらに来るっていうシステムとかもありますので、できればそういった活用をして、また、特にコロナで外出もなかなかできない、こういったITをやっぱり活用をしていくような事業を進めていかないと、これから企業としても、行政としても、なかなか生き残っていけないのかなとは思いますが、そういったことをやっぱり行政、また、これからは検討しながら進めてくっていくものも先ほど多かったので、そういったこと、まあ新しいものは、スマートプレイってのも今回新しくされてますので、こういった事業をどんどん実証していただいて、使えるものはどんどん使っていて、さらなるサービスの向上をしていただければと思います。自分としては、そんな意見です。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

ほかによろしいですか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今の企画財政というところ、部署なんですけれども、やっぱり市の中心的な、いわゆる財政を預かるところ、本当に、のところなんですよね。そういうことで、やっぱりよくいろいろ研究していただきたいということが、先ほど私のほうから質問を出しましたけれども、いわゆる財務会計システムとか、いわゆる庁舎施設の整備

事業とか、もう一つは、公共施設の管理計画とか、それとか、長寿命化の関係。これから本当にお金が幾らあっても足りないような状況にあるわけですね。ですので、当然、先ほども言いましたように、長期財政計画っていうものは当然つくれますよね。その中に短期・中期、そういったものを取り入れた中で、やっぱり財政計画をしっかりと組み立てる必要があると思うんですよね。当然余分な仕事はしないっていうような形も取る必要もあるのかもしれないけれども、やっぱり、公共で進める事業については、当然、必要なものについては必要な予算を充てる、これの必要性があると思うんです。

要するに、当然、歳入にいろいろ視野をおきますと、いろんな事業が歳入においてもあるわけですね。今、税のほうが実質的に72から74億円の歳入予算なんですけど、そういった中でいくと、これをやっぱり100億円位に持っていかないと、事業の必要性に絡む、そういったものに充てることもできないんです。やっぱり国費とか、県費とか、こういったものを充てる必要もあるでしょうし、話題となっております記載の関係、こういったものの必要性もあるわけですね。中には、事業として取り組む場合については、ですので、やっぱり、いろいろな視点から決算の状況、こういったものを見る場合については、やっぱり、ここの部署の関係が主だったセクションになるということを確認していただきたい、こういうふうに思います。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。よろしいですか。8番 横山陽仁委員。

○8番（横山陽仁君） 私も議長の考えに賛成です。

今、菊川財政は、国からもらうものも含めて大体1,700ちょっとの市町村の中で380万円ぐらいを維持しているわけですね。これは、国というよりは、地方が平等になるように交付金を出して、同じような生活がその地域でできるようにするという事なんですけど、これで菊川市自体は全体的に見ればすごくいい、財政は健全だということですけども、やはり、議長の言われるように、自主財源を増やすと交付金は減らされちゃう。だから、あまり増えないんです。ところが、やはり自主財源を増やしていくという努力は続けられないといけません。これは、財政の強靱化をしていく面では、どうしても自主財源を増やす。そのためには、やっぱり住宅を増やす、工場を増やす、もうこの2つしかないんです。今はもう、いわゆるふるさと納税はあまり充てにならないんです。もう駅北の住宅、それから、工業団地形成、これが本当に必要な事業だと思いますので、そういう面では、企画財政部はよく認識していると思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今の横山委員に発言につきまして、私はどういう根拠でそういう話をするのか分かりませんが、松本議長が言うように、財政を豊かにする、収入を増やすと。収入を増やすことが望めますか。客観的に見てください。そして、人口を増やすという横山議員の今の話と工業用地を作る。どんな工業が来るか全く分からないのに土地だけ用意して、その負債を返していくというようなばかげたことをやるような議題ではありません。

私は、今のお話を聞いていますと、20年も30年も前の話のように思えてなりません。やはり財政健全化、72億円というような税収しかないのに、31億円を借金に充てているんです。これって健全って言えますか。

まず、285億円、令和元年度の市債ですけども、これを減らして、31億円の毎年の返済金額を減らせばいろんなことができます。今、西下委員が言ったように、AI化するということは物すごく金がかかるんです。やりたくても今の状態じゃ、できません。

ですから、我々議員が持続可能な菊川市を考えるのであれば、まず、財政を健全化させる。そして、余分な金を出さない。増やす努力をしたくてもなかなかできないわけです。ですから、下水道の工事のような全くの赤字のものを早くやめなきゃいけない。そして、余分な事業に金を使うということはできない財政なんです。日本中が、地方自治体が赤字で、今の順位も言っていますけども、大変な事態です。国の借金であってもそうです。1人当たり970万円です。そういった現実を知って、やはり我々は話をしなきゃいけないと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 7番です。ちょっとそのお話ではないもので。

令和2年度の話で、僕の思った感じでは、コロナでかなり落ち込んだ市町があった中で、意外と菊川市っていうのは、収入的には、落ち込みが周りから見てもそんなになかったというところが、ある意味ではよかった。それが、裏を返せば、今言っている自主財源が少ないのもあるのかもしれないです。構造的な国からの特別交付税があったので、そのへんで救われているのもあるかもしれませんが、そこはさておき、今言っていた自主財源を増やしていくというところに関しては、とにかく、何もしないでは増えないです。何かの投資をしないと。それを、周りの市町では、掛川市では工業団地を広げたりとか、いろいろなところで、袋井なんかも町の再開発とかやって、自主的に人口が増えたり、活性化しているところを見ると、菊川市もそれに乗り遅れたらいけないということがまず第一です。

財政に関して、健全か不健全化というところは、国の指標があつて出ていますので、そこに問題があるならその指標を見直すべきですから、僕の考えでは、今の中では、その指標の中で1,718ですか、1,724ですか、その中で、菊川市が上位のほうにいるというところでは、そんなに財政に関して苦慮するところはないかと思ひます。

そういうところで、今さっき言った投資については、やっぱり財政を増やすというのもあるでしょうが、減らさないというところも大事で、それに、人口もそうです。増やすということ的前提に減らさないということを目指して、お金をうまく使つていく。余裕がまだ比較あるんで、何もしないで縮んでいく、しぼんでいつてなくなつてしまふ市では困るので、投資をして、なるべく伸ばしていく、そういう方向に、もっと若い人たちの意見を聞いて、夢のあることを続けていくということを市としてはしていつてほしいと思ひます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

それでは、以上で企画財政課の決算審査を終了いたします。

ただいま出された御意見等を元に分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会長報告の作成につきましては、正副分科会長に一任を願ひます。

それでは、これで予算決算特別委員会は終了いたします。

閉会 午後 4時16分

開議 午前 8時59分

○書記（天野 君） おはようございます。定刻より早いですけれども、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会のほうを始めたいと思ひます。

互礼をもって始めますので、皆さんご起立ください。では、相互に礼。ご着席ください。

初めに、分科会長から挨拶願ひします。

○分科会長（赤堀 博君） おはようございます。昨日はコロナ感染者、県内60人、市内は4人ということで、2桁になつたのは8月2日以来ということですが、緊急事態宣言はステージ5、25人以上ということでまだ大変な状態ですので、ぜひ皆さんも感染には気を

つけて、活動をお願いしたいと思います。

本日は、令和2年度の決算の2日目ということで、よろしく申し上げます。

○書記（天野 君） ありがとうございます。それでは、これより先の進行につきましては分科会長をお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） ただいまから一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会を開会いたします。

これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案第38号 令和2年度菊川市一般会計歳入歳出決算の認定について、本日は午前中に建設経済部、午後に水道、下水道、消防本部、危機管理部、議会事務局に係る項目について議題といたします。

会議時間の短縮のため、質疑についてはあらかじめ提出された内容の範囲内で行っていたべき、事前通知以外の質疑は関連程度にとどめるようお願いをいたします。

また、関連質疑を行う際には、どの議員の質疑に対しどのような答弁であったかを発言いただいてから関連質疑を行っていただきたいと思ひます。

なお、同じ事業に複数質疑が出ているものについては一つにまとめさせていただきましたので、最初の質疑では1人が代表して質疑していただくようお願いをいたします。

初めに、建設経済部の決算審査を行います。橋爪建設経済部長、所管の課名を述べてください。橋爪建設経済部長。

○建設経済部長（橋爪博一君） 建設経済部長でございます。改めて、おはようございます。

建設経済部は、建設課、都市計画課、商工観光課、農林課、茶業振興課となります。よろしく申し上げます。

なお、海野参事につきましては、今、外で検温取って対応していますので、後ほど終わり次第入室をさせていただきますので、ご理解いただきたいと思います。よろしく申し上げます。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、これより質疑を行います。課ごと順番に質疑をお受けいたします。質疑、答弁に当たっては必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようお願いをいたします。質疑の事前通知を提出している委員についても、質疑時間の中で改めて質疑をするようお願いをいたします。

また、発言する際には、必ず冒頭で番号、役職名等を述べ、マイクを使用し、はっきりと大きな声で発言するようお願いをいたします。限られた時間を有効に活用するため、議員個人の意見については、後に予定しております自由討議で述べていただき、ここでは、簡潔明瞭な質

疑、答弁にご協力をお願いいたします。

初めに、建設課の決算審査を行います。

事前通知を出されている方からお願いします。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。質問事項のナンバー1のところで、8款2項2目社会資本整備総合交付金事業等で橋梁長寿命化、タブレット説明資料の95ページですが、佐栗谷トンネルの定期点検について、菊川市分だけの点検となっているのか。

あともう一つが、2つの橋の工事請負費のそれぞれの金額は。

以上、お伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長でございます。西下委員の議案質疑についてお答えします。

まず、1つ目の佐栗谷トンネルの定期点検について、菊川市分だけの点検かについてですが、佐栗谷トンネルにつきましては、菊川市と御前崎市にまたがっており、御前崎市との協定により菊川市で維持管理をし、維持管理費用の2分の1を御前崎市が負担していただくということになっております。

また、昨年の佐栗谷トンネルの点検費用は189万2,000円で、国費が55%以内ということで104万円頂いておりまして、残った85万2,000円を2分の1ずつ、42万6,000円を御前崎市さんに負担していただいております。

また、同じく御前崎市と市境になっております塩買坂トンネルにつきましては、御前崎市の管理となっております、こちらは逆に菊川市が維持管理費の2分の1を負担しております。

ちなみに、塩買坂トンネルにつきましては、全体の点検費用が265万1,000円、国費が143万6,000円、残った121万5,000円を60万8,000円を御前崎市さん、2分の1ではないですが、60万7,000円を菊川市が負担金としてお支払いしております。

2つ目の2つの橋の工事請負費のそれぞれの金額はについてですが、三沢橋の耐震補修工事は繰越分で1億2万3,000円、令和2年発注分で5,002万8,000円ということで、足しまして1億5,005万1,000円ということです。もう1橋の鷹匠橋補修工事は9,507万3,000円です。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。橋梁の補修及び、長寿命化を図ったということで

すが、これは何年ぐらいもつような予定の工事のものか、長寿命化なのかその辺わかればお願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長でございます。橋梁につきましては、5年に1回の定期点検を全ての橋、5年以内にするということで、そこで、それぞれ点検の結果に基づいて直すべきところ、触る必要がないところというところで見ていますので、今、申しあげました三沢橋、鷹匠橋については点検をして、また5年のサイクルの中で点検をしていくということで、その点検結果で、不具合があったらまた直す、不具合がなければということでございますので、点検は全ての橋5年に1回は行うということになっております。

以上です。

○10番（西下敦基君） 特に年数はないということでいいですか、30年ぐらいもつだろうというふうなこと。

○分科会長（赤堀 博君） 山崎係長。

○建設課主幹兼道路保全係長（山崎 君） 道路保全係長です。補修の目的としましては、先ほどからおっしゃられるように、長寿命化のほうは図っていくわけでございますけれども、設計の段階で補修分の目標ですけれども、100年を目標にしておりますが、ただ、補修をしてからその橋梁の対象物が様々な条件で暴露されますので、目標としては100年を目標としていますが、実際にそこまで補修が全くないかというとなかなかそうではないところもございまして、あくまでも目標としては100年ということで適用しております。

○10番（西下敦基君） 分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） 関連。8番 横山委員。

○8番（横山陽仁君） ここで、去年は橋梁点検、橋梁の定期点検8,700万出費されているんですけども、主なものを教えてください。

○分科会長（赤堀 博君） 山崎係長。

○建設課主幹兼道路保全係長（山崎 君） 道路保全係長です。主なものと言いますと、橋梁の点検になりますと、規模が大きいものと小さいものと分けられるんですけども、令和2年度に実施したもので主なものという、そういうくくりではございません。長期財政計画に定められている橋梁、令和2年度に点検する橋梁というものが200橋余りあるんですけども、それを5年に1回の点検へやらさせていただいているということになります。

以上です。

○建設課長（浅羽 淳君） 補足でよろしいですか、建設課長です。

○分科会長（赤堀 博君） 浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長です。事業成果書に書いてあるとおり、5年に1回の中で、令和2年度、実は橋梁は167橋の定期点検を委託業務で実施して行ったということです。
以上です。

○8番（横山陽仁君） 分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） 次に行ってください。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。8款2項2目社会資本整備総合交付金事業、防災・安全のところで、タブレットで96ページで、道路照明灯の定期点検を実施したとあるが、照明の作物への影響などは考慮されているのか、お伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長でございます。西下委員のご質問にお答えします。

道路照明灯の定期点検は照明の作物への影響などは考慮されているかについてということですが、今回道路照明灯、市が管理している道路照明灯246か所を5年に1度の定期点検ということで、令和2年度に実施しました。

道路照明灯の点検は、あくまで道路の附属物である照明灯の健全性を点検するものでありますので、照明灯による作物の影響を協議するものではないものですから、考慮しておりません。

ただ、おっしゃるところで1か所市内で照明灯による光害——光の害の苦情を農林課を通じて情報は確認しております。その場所については、照明灯の東部にある遮光板を取り付けるなどの対応を実施しました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 西下委員。

○10番（西下敦基君） その対策をした場所というのを教えていただけるのでしょうか。分かりますか。

○分科会長（赤堀 博君） 山崎道路保全係長。

○建設課主幹兼道路保全係長（山崎 君） 道路保全係長です。場所につきましては、小笠北小学校の北側の東西道路です。こちらの小笠北小学校から見て北東側の交差点になります。こちらの照明灯にルーバーのほうつけさせていただきました。

以上です。

○10番（西下敦基君） 分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。関連は。

じゃ、次、10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。3番目の質問になりますが、8款2項3目市単都市道改良整備事業費等、こちらはちょっとタブレット93から95になるんですが、各事業の実施された路線は、できれば、これどこの路線をやったか、それから整備していただければ、この年はここをやった、次の年はここをやったとか、そういったことがこれから終えることになりますので、ちょっとそれはそれをお願いしたいということで、それで質問は以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長でございます。ご指摘のとおり、実施路線は明確となっております。先ほどでいうと13路線だとか、6路線、9路線ということで、全て記載するのか、代表だけ書くのか、見やすさの関係もありますので、来年以降全ての路線を、河川については色んな場所があります。書けるところは書ける、見やすい中で代表路線等を書くように対応していきたいと思って検討しております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） どんなですか。

○10番（西下敦基君） いいです。ようございます。

○分科会長（赤堀 博君） じゃ、次に行きます。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。同じ款項目でありますけれども、8款2項3目県道整備事業費ということで、この関係については、掛浜バイパスの移築区間で地権者との交渉が難航しているということで聞いております。実質的に建設課長のほうからも100回程度交渉をしているというような状況であるということは聞いているんですけれども、進捗状況等、要するに今後の対応ですね、こういったものをどのように考えているのか、お伺いをしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長でございます。掛浜バイパスというと、小笠高橋工区につきましては、ご存じ等か知りませんが、現在、高橋区内において県の整備区間が1.0キロ、新整備区間が0.7キロ、合わせて1.7キロ区間で事業着手されていますが、建設区間と申請区間それぞれで用地交渉の難航者がおるという状況です。

議場でも織部ひとみ議員にお答えさせていただいたんですが、ところでいくと、今松本委

員からもありましたとおり、用地交渉については平成21年度から継続しておりまして、100回程度は県と一緒に رفتり、それぞれで رفتりして、現在も合意に至っていないという状況であります。

県、市ともに同じ方だったり、別の方と交渉が難航している。ただ、事業としては確かに滞っているように見えますが、県としても予算がついてやれる舗装ですとか、ボックスの改修とか、そういう工事は発生していますので、事業としては今休止にはなっておりません。

県と調整する中でいろいろ考えたりするんですが、令和1桁年度——令和9年度までの開通を目指してやっておりますので、その先には今令和3年度ですので、6年のうちに何とかいろんなことを県と調整しながら鋭意進めていきたいというところで、ご回答させていただきたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。道路そのものが当然地権者があるわけですね、やっぱり市民の中には、当然地権者として了解をし、この道路を早く供用開始してくださいよというような願いも非常に多く聞いております。

でありますので、もう基本的に今、9年ってするような目標を定めていただいておりますけれども、やっぱり県の動き、こういったものが今の段階で一応なっているんじゃないかなと思うんです。

その中に、やはり県と連携した交渉のスケジュール、こういったものをきちんと定めて進めるべきじゃないかなと思うんですけれども、その関係と、あと県のほうで収用委員会そのものがあるんですけれども、そういったものを視野に入れながら今後対応していくのか、その点についても伺いたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長でございます。令和1桁年度ということで、まだ6年あるということで、一日も早くということもありますし、県とは常に密にお話をして、同一地権者だったりするところもありますので、予算がついた中で工事を進めていくとともに、難航して進まない、100回、平成21年から用地交渉に行ってもまだ進んでいないという、粘り強く交渉する中で、先ほどおっしゃった収用委員会にかけるという手続もありますので、時間もかかるということと、県と市とそれじゃ、どちらでやるか両方でやるか、そこら辺の話は聞いてやっているところだと思います。

今のところ、県と市と同じ地権者については一緒に行って、いろんなお話をしながらということで進めているところでございます。

○分科会長（赤堀 博君） 議長。

○17番（松本正幸君） なかなか進展がないような形だと思うんですけども、実質的に用地取得とか物件移転補償——移転補償ですね、こういったものの交渉をしているんだと思いますけれども、実質的に何か進展したものはあるんですか、ないんですか。全く同じ形で100回の交渉を続けていると、そういう形なんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 橋爪建設経済部長。

○建設経済部長（橋爪博一君） 建設経済部長でございます。私もここへ来てから何度か交渉には行っています。

進展整備は全然していない。ただこの中では、県うちの職員も年間何回となく行ったり、こっちへ来てもらったりもしていますけども、ご本人の考え方は変わらない、詳細ちょっとご説明できませんが。

ただ、それについては、第三者の意見を聞いていただけるというようなこともしていただきました。具体的に言うと、鑑定が、土地関係の不服があれば自分で鑑定士に見てもらおうとか、時には裁判をしたいというお話もありましたので、じゃあ弁護士と相談してくださいと。

で、ちょっとここからはオフレコじゃないですけど、お願いしたいのは、ご本人そういうことで頼みました。しかし、裁判、弁護士も弁護できないと、ただ鑑定士も行政側の言うことの方が正しいんじゃないかということ述べてくれているんですけども、ご本人はそれも納得しない。これはあくまでうちが用意した弁護士、鑑定士ではないと、そういうこともこの100回中では繰り返し行っていますけども、やはり過年度でもう用地を提供していただいた方への不公平感が出ては当然いけませんし、当然月日がたてば土地の価格は現状でいえば下落していますので、仮計算考えれば、同じ単価でずっと話し合えるわけではありせんので、当然下がっていくという状況もありますので、そういう中でなかなか納得してもらえない。県うちの職員も非常に努力はしているんですけども、なかなか糸口が見つからない。

最終的には、収用という方法も当然ありますけども、現段階ではそこまで、全体の中で何%以上いかなくはない、いろんなルールじゃないんですけども、収用委員会に諮るようになりますので、現状ではまだもう少し交渉をしていきたいというふう考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。本当に用地交渉そのものは大変なことだなと感じております。そういうことで、やっぱり粘り強くやっていかななくてはできないことですので、足を運ぶといってもなんですけども、やっぱり掛浜バイパスの重要性、道路としての機能の重要性ですね、こういったものも必要あると思いますし、また、先ほど部長のほうから言われましたように、他の地権者も関係があります。やっぱり平等性、公平性、こういったものを考えてやっていていただきたいなと思いますので、ここは県と連携した形で、ぜひ早い時期に供用開始できるように頑張ってもらいたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） よろしく申し上げます。次、10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。5番目の質問、8款2項4目の市単独交通安全施設整備事業費、タブレットで説明資料の130ページになりますが、区画線が薄いところが道路多いと感じています。優先順位はどのようにしているのか。あとついでに、引いてよければ引いて、自治会とかで引くことが可能かどうか、そういったこともお伺いできればと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長でございます。区画線につきましては、引き直しの基準、薄いところがあるのは事実で、ただ計画的にというのはなかなか難しく、交通量などにより磨耗の程度も異なりますので、一律に何年にいつどこをとすることは難しいことがあります。

あと自治会からの要望や道路パトロール、通学路点検の中で、随時現地を自分たちが確認した上で危険性、緊急性を考慮して、順次区画線を引き直すものです。おっしゃる通りで全ての改善には至っていない現状であるというところです。

あと自治会とか地元で協力してやっていただけるということは大変ありがたいことですが、ちょっと前にもお話ししましたが、部材とか、普通に売ってある部材じゃない、適合するもので適正に引いていただける分には大変ありがたいことだと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 関連ありませんか。いいですか。

じゃ、次お願いします。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下。6番目の質問になります。8款3項2目の樋門樋管管

理費、タブレットで105ページです。操作員の選出ができない場合、国との覚書の見直しが必要とありますが、具体的にどういったことか。最近雨が多くて、その辺説明をお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長でございます。樋門・樋管操作員についてですが、現在菊川市としましては、国交省浜松河川国道事務所と菊川水系、菊川、牛淵川における稲荷部樋門ほか、31件の操作に関する業務の覚書を締結しております。

そのほかでは樋門・樋管の操作員の選出に加えて、平常時の点検業務や降雨時の操作業務を地元自治会に委託しております。恐らく近年、自治会役員の高齢化や仕事の多様化等により、操作員の選出に苦慮しているというお声を地元から頂くようなことがございました。

その中で、令和2年度において、浜松河川国道事務所の河川管理課と覚書に係る申合せ事項の確認を行いました。覚書は1回つくと5年間でまた更新されるんですが、5年の中でも今言ったように、今後、地元自治会等で樋門・樋管の操作員の選出が困難な場合は、国と市とどう対応するか、施設の自動化・無人化とか、民間事業者等へ委託等の対応を検討を行うというところで覚書の対応に変更が生じる場合は、必要により適時見直すということを確認しました。

確かになかなかいろんな地区の役員、たくさん役があつて大変です。それで、過去から樋門の操作については、降雨時にある一定の基準に行ったらゲートを操作するというので、地元から、樋門に近い地元の方から選出していただいている状況であります。時代が変わってきましたので、その辺に対応できるよう覚書の見直し等を鋭意検討していく予定であります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。特に手当が少ないとかそういった意見があるわけじゃなくて、なかなか都合がつかないとか、高齢化とか、そういった理由が多いんでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長でございます。手当が少ないということは聞いてはいない。点検、出水期月2回、草刈りとか、ゲートの点検、非出水期は月1回総点検をしていただく。それと、降雨時に出勤する。上流部はほとんど水位が上がらないものですから出勤は1回もないんです。出勤をして、決まった単価で出しています。

ただ、手当が少ないとかということじゃなくて、やはり降雨時に出動する、危険な場所へ行くというところで、役員になられた方は使命を持って、責任感持って行っていただいている状況ではあります。そこら辺が全国的に同じようなことをやられているのかと思うんですけど、今言ったように高齢化ですとか、危険度によってどこまで、何かあったとき、保険等も入っておりますが、そこら辺が課題ではないかと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。危険度を下げるといえるのが取れるのか、そういうのが取ればやってくれる方も増えてくるのかなと思っている。なかなかそういったのは難しいのか、それとももう既に自動化みたいな感じで対策をしていると、そういったことは考えられるのかどうか、お尋ねします。

○分科会長（赤堀 博君） 浅羽建設課長。

○建設課長（浅羽 淳君） 建設課長でございます。危険度を下げるところがどういったところなのか、河川の中の河道掘削をして水位が下がることによって出動回数が減ったりして、危険水位に行かなかったりする。

ただ、そうした場合にはその施設に、現場に行かなければいけないので、そこら辺が自動化、無人化になればいいし、デジタルでできるような時代が来ればいいです。もちろんお金もかかるんで、今言っていますけど、すぐ来年、再来年にできるかという、そういうものじゃないと思いますが、いずれそういうことも考えられてくる。

以上です。

○10番（西下敦基君） 分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに。橋爪建設経済部長。

○建設経済部長（橋爪博一君） 建設経済部長です。ちょっと補足ですけども、実は台風19号のときに、避難命令を出して、操作員の方は川のすぐ横に行って、当然皆さんも危険ですけど、そこにいる操作員は非常に危険な状態で、避難をさせるかどうかというのは本部の中で決めることで、ルールとしては国交省の所長の命令で避難になる、水位とかいろんなので。

以前にもお話ししましたと思いますけども、19号の後に反省会という意見交換会を役員とやりまして、そういう状況もお伝えをして、これは時間とお金がかかるんで、遠隔操作ができないとか、そういう議論は今までもしてきました。

ただ、今市内に国の樋管37カ所ございます。県の樋管が、ちょっと大東という感じ佐東川

のあれに一部ありますけども、全10か所ありますので、国との話合いの中で一気に全部進めるというのは非常に難しい、時間とお金、だったら、そういう危険があるということは、国交省にも今お伝えをしておりますので、将来的にはそういう自動化というか、遠隔操作ができればというお話は現実的にはしております。

ただ、マンパワーで現場へ行くというには危険はちょっとどうしてもまだ回避できないというのが現状です。

以上です。

○10番（西下敦基君） いいです。

○分科会長（赤堀 博君） いいですか。

○10番（西下敦基君） はい。

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ次、7番目、9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。8款4項1目の駅北整備事業費、自由通路概略設計委託料の結果はということで、質問でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。自由通路の概略設計の委託料の関係につきましてご質問でございますが、この業務につきましては、令和2年7月16日にJR東海へ菊川駅南北自由通路に係る整備についての概略設計を委託し、完了は令和3年9月で今月末の予定になっているため、今現在のところでは結果は出ておりません。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。概要書の中に市有財産購入費ということで662万が出ていますが、この内容をちょっと説明してください。

○分科会長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。こちらにつきましては、将来の駐車場用地ということで、ヨシコンさんのマンションが2棟、鉄道沿いに建っていると思うんですが、その西側のところのちょっと斜めに行ったところの鉄道沿いに市内の企業、ちょっと本社のほうに移ってしまったんですが、そちらの会社のほうが持っていた土地がございまして、そちらのほうの土地を購入したものでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。何坪で坪単価幾らですか。

○分科会長（赤堀 博君） 大石係長。

○都市計画課都市計画係長（大石 君） 都市計画係長です。坪単価8,480……。

○分科会長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） すみません。都市計画課長です。面積が236.42平米、平米単価で2万8,000円、坪単価で9万2,562円でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。236平米というところでちょっとぴんとこないんですけど、車でいうと駐車場として何台ぐらい止めれる面積ですか、これ。

○分科会長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。6台ぐらいを止めたいというような形で考えておりますが、ただ、この周りですね、南側と西側についても市有地が連続してございますので、そちらと連携をすればもっと止めれるような形になります。

今現在は市有地として持っているだけで、活用されていない、土地となっています。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 概要書のほうには委託料6,100万と出ておりますね、これについて今年の今月末ですか、その成果表が出るということの理解でよろしいのでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。JRと9月末日でということで契約を交わしておりますので、それに伴って納品をしていただいて、精査していきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。そうしますと、この資料というのは一応予算を取ってつくっておりますので、市民の方が要求しても出せるということで考えていいですか。

○分科会長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。この資料につきましては、市のほうがお金を出してJRにお願いしたということでございますので、基本線としては出せるというこ

とで考えております。

ただ、条件的に運行上支障になるようなものが記載されているものについては、省略というか、そういうことをさせていただきたいと思いますので、これはJRとの協議をして結果を出していきたいと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） この事業につきましては、私は個人的には反対をしております。そういうことにつきまして、やはりこの事業の基本目標、政策・施策というところで、ここに出ています快適な環境で安心して暮らせるまち、良好な住環境や道路、公園を次世代に引き継ぐまちづくり、良好な住環境をつくります。事業の目的については、魅力あるまちづくりを進めていくために、JR東海道本線菊川駅北側地区に新たなにぎわいを整備し、ポテンシャルを生かしたコンパクト・プラス・ネットワーク形成を図ると、このようなことが書かれております。

事業の目的ですけど、新たなにぎわいの拠点を整備するということはどういうことですか、これ、ちょっと説明してくれますか。

○分科会長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。この事業につきましては、駅北構想という構想を立ち上げまして、その中で駅の北側のところについては、将来のまちづくりに必要な要素が備わっている地域であるというような形を取っております。

そのためには、交通ネットワークがやはりないと住みよいまちにはならない。なおかつ、人が住んでそこで生活できるだけのものが施設が確保されないといけないということもございますので、現在のところは駅北については商業施設などが進出しており、なおかつ、民間開発で住宅、マンション等が増えておりますので、ざらっと勘定ただけでマンションでも150世帯増えておりますし、住宅分譲についても30、40ぐらいはもう住宅分譲全て終わっております。

それ以上に、まだ北側については、駅から徒歩圏という、500メートル歩いていけるというような距離の中に、まだ未利用地がたくさんあるということがありますので、そこについては今現在、地元の代表者の方とお話をしながら、そちらはそちらで中長期的な計画にはなると思うんですが、そういう人の準備の中にも駅北のネットワークということで、南北自由通路というような事業をさせていただいておりますので、1つずつのキーワードを進めてまち

づくりにしていきたい。そして、魅力のあるまちをつくっていききたいと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。そうしますと、今のお話ですと、南北のロード、橋上駅、駅北口、これは一括の事業ということで捉えているんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。駅北構想の中でも示させていただいておりますが、行政でしかできない仕事というのは、交通ネットワークをつくる、仕事が行政がする仕事だと思っております。

あと住宅を造ったりとかというのは、行政でもできるし、民間でもできるというものになります。また、長期の中の工業団地とか公共の大きな施設をつくるというのは、長期の計画の中では駅から少し離れた新幹線の間面積も含まれて、高速道路を造り上げておりますが、今現在は短期計画の中で南北を自由につながる通路を造って、駅南と北側の相互の発展につなげていきたいというような形で考えておりますので、それが1つの事業でございます。

その次に、中期長期の事業の中で、民間の約12ヘクタールの今構想を描いているわけなんですけど、これについては地元の代表者と話をしながら、意見がまとまれば、できれば民間開発のほうで進めていただきたいというような形で、本年度も話し合いを進めておりますので、一つは、短期事業としての駅の関係の自由通路、その次に、中長期で駅から500メートル徒歩圏の開発というような形で考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 橋爪建設経済部長。

○建設経済部長（橋爪博一君） 建設経済部長でございます。ちょっと確認したいんですけども、今のご質問等に関してですけれども、もともとこれも当初予算で審議していただいて、当初予算の中にも基本目標、政策・施策、これは基本計画に位置づけです。さらに今言った目的についても明記してありますので、今のご質問を聞いている限り、私の感触ではそもそもこの委託に関して疑問を持っているというご質問に感じるんですけども、当初予算で予算を審議していただいた、お認めいただいた決算についてのできれば審議をお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 織部委員、決算についての審議ですので、案件を踏まえて質問をお

願います。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。歳出決算事業概要書のそれでは事業課題のところを読みます。菊川駅北整備構想の実現のため、南北自由通路のその整備を優先的に進める必要がある。これはどういうことか、もう一度お話ししてくれますか。

○委員長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。こちらについては駅北構想の中で、短期の整備区間ということで考えておりますので、一つのキーワード、駅の北側を全体的に開発するためには必要なアイテムといたしますか、そこで自由通路が最重要に必要だということ考えて入れてあるということでもあります。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 都市計画課の方々には空き家問題にしても人口問題にしても、駅北の今の商業関係の業者のことを把握をされているのでしょうか。

○委員長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） すみません、今駅北事業の決算の事業についての審議をしているはずですので、あまり広げるのはよろしくないと思いますので、ぜひご注意をお願いします。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。ここに駅北整備事業ですけれども、通路と橋上駅をしっかりとった事業をやっているわけですよ。それで1年たって時代が流れて、このようなドッグイヤーのときに見直しをしなくていいのかというのが私の趣旨です。全く2015年の29（カカク）……。

○委員長（赤堀 博君） 織部委員、決算についての質問をお願いします。8番。

○8番（横山陽仁君） この決算については予算が承認されて、こういう決算になりましたという報告なんです。だからあなたの言っているのはちょっと的が違うんです。そこら辺をよく考えてください。

○委員長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 質疑をしていただきたい。持論を展開するのは自由討議のほうで意見を言っていただければいいと思いますので、質問をしていっていただければと思います。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 織部委員、分かりましたか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。その下のところに課題に対する改善案と想定される成果及び今後の方向性と書かれています。これにつきまして、私は南北自由通路整備を進めるため、財源の検討や事業効果の分析を行う、また、南北自由通路整備による効果を市全域に普及させるため、駅北整備構想に位置づけられると、位置づけられる事業を進めるとあります。

このようなことを書かれていますけれども、私はこういうことをやったとしても、当初の目的の基本目標には達成しないと思っているわけですが、その達成理由を聞かせてもらいたいんです。

○委員長（赤堀 博君） 橋爪建設経済部長。

○建設経済部長（橋爪博一君） 建設経済部長でございます。同じことの繰り返しになって申し訳ないんですけれども、決算についてのご審議をお願いします。

織部議員の考え方がそうであるということは我々も、今まで一般質問も含めてですが、存じ上げておりますけれども、先ほども申しましたように決算としてお認めを当初からいただいたものを執行している、決算についてご質疑をお願いしたいと思います。

ただ、ここに書いてあるような課題については今後、また概算費用が出た段階でご説明するということは今までたびたびもう申しておりますのでよろしくをお願いします。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 議会のほうも基本条例もありますので、とにかく法令に従ってこの事業を進めていただきたいということを最後に申し上げておきます。

○委員長（赤堀 博君） 織部委員の質疑を終わります。

次、8番目、松本委員をお願いします。

○17番（松本正幸君） 8款5項1目空き家等対策推進事業費ということで126ページになります。これはタブレットのほうになります。私が1問、赤堀議員が1問ありますので、続けて質問をさせていただきますのでよろしくをお願いしたいと思います。

空き家対策を推進する上で、空き家等対策計画、これが現在ありますけれども、こういったものに対してのいろいろな課題があるかと思えます。その運用課題は何か、また、対策推進に関する指針改正の対応は。これは国のほうで指針の改正を行ったと聞いておりますので、市のほうとしての対応はどうなっているのか、それをお聞きしたいと思います。

2点目であります。空き家等の管理を所有者が設置していることによる草木の繁茂に関す

る苦情が応じた案が15件の行政指導通知で何件の改善があったのか。また、通知に従わなかった理由は270件余りの空き家で相続されていない件数は把握しているのかということをお伺いいたします。

○委員長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。2つありますので、1つずつ説明させていただきます。

空き家などの対策を推進する上で本計画の運用課題は何か、対策推進に関する指針改正の対応はについてですが、運用課題としましては、草木の繁茂や今すぐに倒壊するおそれが低く、周囲に影響を及ぼすおそれがないなどの空き家に対して行政指導通知的なものの法的な強制力がないため、所有者や相続人に指導通知を送っても回答がなく、対応していただけないケースがあることは課題と捉えております。

現在、指針の改正の対応についてですが、令和3年6月30日付で空き家などに関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針及び特定空家などに関する適切な実施を図るために必要な指針、ガイドラインが改正されました。

主な改正の概要としましては、現に著しく危険な空き家などのみならず、将来的に著しく保安上、危険または著しく衛生上有害な存在になることが予見される場合を含めて、特定空家などの対象ということが指針では記載されております。

今回の指針の改正により、特定空家になる前の段階の空き家などにおいても特定空家などの対象と判断できるような形になりましたので、今後の空き家等における現地調査を特定空家の認定に活用していきたいと考えております。

ただ、詳細はやはり今までは本当に現に危ない空き家を審査をして特定空家に認定していくという制度を今までやっていたので、今後、将来的に見込まれるものも含めていいというようなことを国の方が言いましたので、現に静岡県の方である程度、我々も担当者でつくる会がありますので、その中で静岡県のガイドラインをつくる、審査基準をやっぱりしかりしていけないといけないかなと思っていますので、本年度の中でちょっと審査基準のほうを整備していただければ、それに従って今後予想される空き家の危険度についても検討していきたいというような形で考えております。

続きまして、2問目の15件の行政指導通知で何件の改善があったか、また通知に従わなかった理由についてですが、行政指導通知を送った15件の内訳については、草木の繁茂が6件、建物の老朽化が7件、スズメバチの巣が2件であり、そのうち9件については改善がありま

した。

改善の内容については、草木の繁茂が4件、建物の解体が3件、スズメバチの巣が2件でした。改善されなかった6件の理由につきましては、通知を送ったが連絡がつかない方が3件、解体費用の捻出が難しい方が2件、相続人の合意が取れず解体できない方が1件あります。

270件余の空き家で相続されていない件数は把握しているかについてですが、270件余の空き家数とは、菊川市空き家等対策計画に記載されている平成29年度から令和3年度に実施した現地調査の結果、空き家などと思われる戸建て住宅の戸数となります。

住民から相談や苦情が寄せられた空き家などについては、所有者に対して行政指導通知を送る必要があることから、住所変更している方の所有者の調査を実施、亡くなっている方については相続人を調査し通知しておりますが、そのほかについては調査しておりませんので、通知を送る方のみ調査をしております。これによりますと、令和2年度に行政通知を送った15件中11件が相続されていなかったということでございます。特に270件のほうは調べてございません。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 再質問はありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。星野課長のほうから基本的な運営課題、こういったものについて説明がありましたけれども、今回の改正については特定空家、こういったものについて特定空家にするいわゆる基準ですね、こういったものの関係をぜひ緩和してほしいと全国から要望があったということを伺っております。国のほうに、そういうことによるガイドラインの関係を変えていくとそういうような形であるんですけども、やっぱり特定空家にしない方法を基本的にはいわゆる行政のほうできちんとしているかと思うんですけども、実質的に居住に供していない住宅自身は管理がされていなければ、当然特定空家になる道が近いわけですよ、当然でも。

ですので、この7月でしたか、総務建設委員会のほうで視察をさせていただきましたけれども、1件のその空き家の状況を見させていただいて、ランク的に言ってもまだ特定までは程遠いような状況だったんですけども、やっぱりあの空き家の状況を見るならば、あれは特定空家になるんじゃないかっていうような見方を私たちはしたんですよ。

そういったことを踏まえて、当然いろいろなマニュアル、今県のほうで基本的にガイドライン、こういったものを作成しながら、それに合わせた中で空き家対策を推進するというよ

うな説明でありましたけれども、いろいろ運用課題はほかにもあるんじゃないかと思えます。そういった形をいち早く取り組んで、空き家対策は今後の重要な課題であるんじゃないかと思えますので、また総務建設委員会のほうでもいろいろ課題を投げかけ、そういった形で提案をする予定でありますので、そういったものへ盛り込んだ中で考えていきたいとそういうふうに思えますので、ぜひ一緒になって考えていきたいと思えます。よろしく願いをしたいと思えます。1番目の関係についてはそれで。

では、赤堀さんからあと2番目のほう。

○委員長（赤堀 博君） 解体すると固定資産税が6分の1から6分6、3分の1から3分の3上がってしまうのでという相談なんかもあるんですが、法的にはそういったものは従来通りにしかならないんでしょうね。

都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。先ほどちょっと松本さんのちょっとあれですけど、やはり空き家をつくらないというのが一番いいというのは感じております。そのためにはやっぱり人を増やす努力をしていかななくてはいけないというのがあるので、魅力ある町をつくって、空いているのが転売される、解体されて新しい家を建ててもらおうというのが一番いいのかなというように思います。

それはそれで置いて税金の関係、固定資産税のものなんですけど、住宅に供する場合は6分の1規定がございまして、200平米までは6分の1になりますよということで、建物さえ建っていれば、税務課のほうは固定資産税が6分の1を適用しております。これは全国的に変えることはなかなか難しい話ではございます。

ただ、先ほどちょっと説明しましたが、今までは特定空家のハードルが物すごく高かったんですというのがございますので、逆に今度は国のほうがハードルを下げたものが示されて、実行に移せば、逆に言えば6分の1を比較的簡単に特定空家に認定することができるような形になりますので、そうすると特定空家に認定してしまいますと6分の1は適用除外になりますので、建物を壊しても壊さなくても固定資産税については普通に課税されるというような形になりますので、そこも全国の特定空家の関連の法律ができていわゆる5年たって、それで初めていろんな問題、課題を整理した中ではやはりそこがキーポイントになっているところがありますので、減免をするのではなくて適正に管理してもらいたいというような形でちょっと規制を強くしたのかなというふうに思っていますので、その規定の中でいったほうがいいのではないかと私は思っております。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） ありがとうございます。この件に関してありますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。この空き家問題、大問題ですけれども、傾向として増える傾向にありますか。

○委員長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。年間でそれぞれ3地区に分けて調査をしておりますが、まだようやく1周回ったところでございます。

菊川市の人口を見てみますと、やはり減少するのは間違いないというのは事実でございます。この減少幅をどれだけ抑えていくかというのは、町のほうで努力しなくちゃいけないところだと思いますが、現在の高齢の方、第1次ベビーブームの生まれた方につきましては、そういった状態がございますので、その方々がお亡くなりになって、後継ぎがなければ家は荒れてしまうということは事実でございますので、増加傾向にあることは間違いないと思います。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 先ほど赤堀議員の中で15件、改善とかいろいろ出ておりますけれども、登記がされていない方が調べた中で12件中11件だということがありましたよね。これについての固定資産税はどうなっていますか。回収できているんですか。

○委員長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。15件通知を送った11件が無登記ということでございますので、私どもは特定空家じゃなくて、すみません、空家法の関係で相続調査、戸籍の調査を細部までさせていただいて、最終的な相続権のある方、1名の方もあつたり十何名の方もあつたりしますので、そういう方、十何名いれば十何名に通知を全部送ります。1名の方は1人に通知ありますので、土地、建物を持っている方にそれを送るため、通知行政指導をさせていただいておりますので、その方々が税金を払っているか払っていないかについては、税務課のほうで納税管理人が誰になっているかというのは、ちょっとうちのほうでは調べる場合と調べない場合がありますので、そちらが納めているか納めていないかについては都市計画課では把握しておりません、申し訳ございません。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） その2番の質問の中でもう一つありましたけれども、回答がありましたけれども、認定を特定空家をハードルを下げて増やしているという話でありました。それを下げて増やした結果、どうなるというところですか。

○委員長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。先ほども言いましたけど、今まで建物が建ってさえいれば6分の1という固定資産税が、建物が建っていても特定空家にしてしまいますと6分の1が外れてしまいますので、固定資産税のほうが普通の土地を持っているだけの税額になりますので、建物があるメリットがなくなってくるので、将来的に5年、10年計算した場合に、その時点で解体需要が出てくるか出てこないか、ちょっと建物の大きさによりますが、そういった面で所有者が考え直す一つのきっかけになるんじゃないかと思っています。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。特定空家を増やしたところで、それを解体して費用が回収できることはまず考えられないと思います、私は。ですから、特定空家を増やして解体していくことによって、その費用を市が持つということで出資が増えるだけと。そして、これからどんどん空き家が増えていく中で、にぎわいができるとは私は思っておりません。ですから……。

〔「持論だもんで、自由討議か何かでいいんじゃないですか」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。とにかくこの空き家問題をやっぱり真剣にやって、その対策推進事業としてやるために、市の負担を減らしてどうしていくかということを考えなきゃならないということですね。そのために我々議会を含めて何をやるかですからね。対処方法でないと思いますよ。そういったことをぜひ考えてください。

○委員長（赤堀 博君） 答弁はいいです。9番目、17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今度は歳入になりますのでお願いをしたいと思います。

15款1項5目市営住宅使用料ということで、タブレットのほうは6ページになります。なぜこの時期に不納欠損処分をするのか、その理由は。また何年前からのもので435件ありまし

たけれども、その内訳を教えてください。

○委員長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。なぜこの時期に不納欠損処理をするのか、その理由は、また何年前からのもので435件の内訳についてですが、不納欠損した債権については全て1世帯に生じたものであり、この世帯は平成7年に夫婦で入居し、その後、夫は死亡したため、現在高齢女性の単身世帯となっております。

入居者は入居以来、市職員と接触することを拒み続けており、たまたま接触できた際に生活保護の話をしてもらえない状況でございます。過去に2度、生活保護の受給をしたことがありますが、受給条件であるケースワーカーの訪問拒否や収入申告などの提出をしなかったことから、指導指示違反となり受給停止になっております。

また、連帯保証人は世帯主である夫が死亡したときに、妻が入居を引き継ぐ手続を適切にしていなかったため保証人がいない状況になっております。住居の明渡し通知を送った記録もありますが、明渡し後の行き先が決まっていなかったため、明渡しには至っていない状況でございます。

今回については、平成30年度に債権管理条例が施行され、市営住宅家賃債権のうち、消滅時効に関わる債権、すなわち納付期限から5年以上経過した債権については不納欠損できるようになりましたので、今回、不納欠損処理をしたものでございます。

条例が施行され、不納欠損できる仕組みがつけられた後も、裁判所への相談や関係課を交えた対策会議、債権者本人への接触を図り、債権の回収を検討しましたが、回収の見込みがないと判断し、令和2年度末に債権放棄に至りました。

不納欠損として、債権につきましては、今から25年前の平成8年1月から平成28年2月までのものでございます。435件の内訳については全て1世帯の入居者の債権でありまして、家賃が223件で473万5,700円、督促手数料が212件で1万5,850円となっております。家賃と督促手数料の件数に差があるのは、平成27年度より督促手数料を廃止したためでございます。

以上でございます。

○委員長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。この方っていうのは現在も入居をされているということよろしいですか。

それともう一点あります。先ほど連帯保証人の関係があったんですけども、当然入居をする際には、保証人の必要性っていうのは完全に法的にもあるわけでありまして、その初

めの保証人があったのかどうか、その点についてもお伺いしたいと思います。

○委員長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。その方については女性の高齢の方ですけど、現在も入居中でございます。

保証人に関しましては、旦那さんが当初は入居の関係者でございましたので、夫世帯のあるときに保証人2名についても保証能力のある、あったと思うんですが、ちょっと追跡調査をする中では、現状では生活保護になっているような方が保証人になっているという方なので、今現在は手続をしておりませんので、実際は保証人はいないような状況になります。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。なかなか法律的な関係からいっても入居できないような状況にある方ですよ。それを特に認めるっていうことは何らかの理由が必要であると考えますのでその理由と、あとその住宅に入居されていて水道料金とか電気料金、別の使用料が出てくるかと思うんですね、そちらのほうはどのような対処の仕方をしているのか、その点についてもお伺いをしたいと思います。

○委員長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） すみません、この方についてはそういったずっと抱えている方でございますので、我々としては税務課、あと福祉関係、福祉課ですね、あと下水道課と水道課なども含めまして、この人に関して連絡会ような形のもので検討をしました。

料金的な話でいきますと、ちょっと電気は我々のところで、業者に払っているところがございますので分かりませんが、夜電気がついているというのは確認していますので電気代は払っていると思います。それ以外の上下水道については払っていないというような形になっておりまして、水道代も家賃も払っていないというような状況でございますので、そのような形になっております。

この方は本来ですと退去していただくというのが本筋でございます。3か月以上の滞納があつて本人が払う意思がなければ、裁判所に行って執行官を呼んで退去をしていただくというのが普通のルールではあります。民間の場合はそういったルールの中での退去をされてしまうというのがあるんですが、公営住宅っていうのは生活弱者、所得が低い方、そういうふうな形になりますので、基本的にはその先を面倒を見てやって退去させるというのが本来の筋ではないかということで考えております。

そんな中で本来話ができる方であれば、高齢の方でございますので、生活保護を受けていただいて、そのまま市営住宅で生活保護で払っていただく、もしくは老人保護施設に入らせていただいて、そちらのほうへ転居していただくというのが本来の筋ではあろうかと思うんですが、この方については冒頭お話したとおり、職員との接触を非常に拒む方で、一切会おうとしないし、訪問したときにもベルは鳴らしても一切出てこない。唯一、お話できたのが定額給付金が給付されて、コロナの関係であったと思うんですけど、言い方は悪いですけどちょっと待ち構えて、職員で、そこから上本所まで一緒に歩いて話しながら帰ったんですけど、一切口も聞いてくれなくて、最後に足蹴られて帰ってきたっていう職員もおりますので。

そのような形で拒まれているのが現状で、本当に本人が困ってこないと、弱音を吐いて手を挙げない方ではないというような状況でございますので、非常に難しい問題で、裁判所に相談しても、やるだけ無駄ですよって言われたので、弁護士のほうからもちょっと難しいねというのがあって、非常に困っているのが現状でございます。今回については5年以上前の債権については債権放棄し、5年以内の債権はそのままでございますが、今のところ非常に難しい問題で、今後、改善される見込みも今のところないというのが現状です。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 橋爪建設経済部長。

○建設経済部長（橋爪博一君） 建設経済部長でございます。ちょっと今話するのが残さないでもらいたい。ちょっと経緯、私も都市計画課長をやっていたときに、この方は上本所団地に古い時代からいた方で、建て替え前から、それで基本的に建て替え前の方は新しい方に入居優先というのを当時やって、で入居されました。

課長が言うようにご主人と2人で入居して、私が都市計画課長のときには、もう年金暮らしですので、最終的には滞納もありましたので、福祉課に入って生活保護を受けていました。ご主人は毎月1回行って生活保護の手続きをしてくれたんですけども、亡くなった以降は、当時、奥さんのほうがそういうことをしない方だったので、月1回面会できないような程度も打ち切りになりますので、そこで打ち切りになりました。

実はその旦那さんが亡くなったときに身元引受、要は遺体を引き受けておこなきゃいけない、唯一多分職員の中で僕だけだと思う、部屋まで菊川署の署員と一緒に入って話合いをしました。実際には無縁仏で火葬にもこなかったんですけど、もうそういう方で、なかなか外部と接触するってことがない、それと課長が言ったように、私のときにも市の顧問弁護士ともお話をしましたが、基本的には出すに当たっては行き先をある程度、市のほうで用意

しないとイケないですので、この現状を言うと、やはり周りの施設は受入れがなかなかできないというのが現状で、現時点では強制的に出すということは非常に難しいという経緯がございます。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。なかなか今部長が言うように、行き先を準備するというのがなかなか困難さがあると思うんですね。それと同時に、また入居をされるということであるならば、今後またそういった未収、そういったものが出てくるわけでありますので、そのところの対応をやっぱり何らかの形でしていかなければならないというふうに思うんです。

やっぱり税の公平性というか、その分を市民の皆さんが負担しなくちゃいけないという部分が大きな課題であると思うんです。そういうところでいろいろと難しい面があるかと思えますけれども、何らかの関係で対処してほしいなとそういうふうに思っております。

それで最後になりますけれども、少し教えていただきたいのは、菊川市債権管理条例っていうのが先ほど課長から説明ありましたけれども、それが30年3月に条例を策定してあるんですよね。そのいわゆる適用条例というんですか、今回の、どこを例えば6条を基本的に適用条項として処分をしたということであるかと思うんですけど、そのところだけ伺って終わります。

○委員長（赤堀 博君） 浅羽税務課長。前に税務課にいた。

○建設課長（浅羽 淳君） すみません、前の税務課長で、当時係長でこの債権管理条例をつくりました。短く説明させていただきますと、税とか料金みたいな役所のほうが税賦課を決定するものについては調査権があって、払わない場合、督促等を出して、払わない場合は財産を調べて、あれば差押えして、なければ滞納処分の執行停止をして時効を迎えて不納欠損。水道料金とか市営住宅の家賃みたいな契約によるものは、毎月幾ら払うよ、水道幾ら使ったら幾ら払うよと契約によるものですから調査権がないのと、時効が本人が時効だって言わない限り時効はないというところで、各市が平成20年代から債権管理条例というものをつくって、法律にはないんですが、銀行さんでいわれるような不良債権を整理しないと収納率も上がらないということで、取れない相手にいつまでも手を掛けていられないというところで債権管理条例をつくらせていただきました。そういう経緯が平成29年度にあります。議会にも説明させていただきました。

債権管理条例の6条の中に1項から5項まであるんですが、非強制徴収債権、今言った水道とか市営住宅、給食費などは非強制徴収債権となりますので、それを放棄する場合は、この1項から5項のどこかに当たれば放棄できるということで、今回は消滅時効に係る時効の期間の満了が5年以上前のものは、本人が時効だよという時効の要求、時効を迎えたよという主張をすれば時効が成立するんですけど、この方と会えないものですから、もし会って時効だよってというのは普通の人だったらしてもらえたんですけど、時効を援用するんですけど、会えないんですけど、こちらから時効となったものは時効満了ということになって、6条の1項で債権放棄を年度末にして、不納欠損を出納整理期間にして、この議会の決算委員会で議会のほうにご報告させていただくということで、額は違いますけど、水道料金、病院の診療費、給食費、市営住宅の家賃等が該当するものです。

以上です。

○17番（松本正幸君） ありがとうございます。終わります。

○委員長（赤堀 博君） 都市計画課に関する事前質疑は終了しましたが、その他に都市計画課に関するもの。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今の最後のお話を聞いていまして、その方がもう本当に特質すべき人だというふう感じたんですけど、生活費はどうされているんですか。遺族年金でやっているということでしょうか。

○委員長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。遺族年金は何かもらっていないようです。ただ普通の自分の年金はもらっているようですが、電気代以外払っていませんので、食べ物を買うだけであれば生活はできるのかなと思います。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。憲法で最低限の生活が保障されている日本ですので、やっぱり普通に考えれば、生活保護を受けて、5万円の家賃ももらえればそれを払ってもらおうというのが筋だとは思いますが、そこ辺の話ができないということが問題なわけなんで、強制執行のような形、年金の差押えまでやって生活保護に切替えさせるというような方法も一つの方法じゃないかと思うんですけど、そういうことは考えられないでしょうか。

○委員長（赤堀 博君） 星野都市計画課長。

○都市計画課長（星野和吉君） 都市計画課長です。年金は多分差押えすることができないと

思います。年金が不足する部分を生活保護費を充てるような形が必須になる。

ただ、本人が今のところ一人で全てをやってしまう方なので、お金の面についてはガスも払っていないのが現状ですので、払わないでいいものは払わないですので、逆に言うと普通に税金払って住宅費払っているいろいろ払えば、少ない分はお小遣いと生活費と食べ物を買うので、それを一切払わなければ、食べるものだけ処理できればいいという話になれば、独り暮らしであれば十分生活できるのかなと思いますので、ただ我々としては、やはり松本委員からもあったとおり税の公平性というか、その分を誰かが面倒を見ているのは事実でございますので、生活保護のような形も法的な措置を取っていただければ何も問題はないとは思いますが、ただそれも拒まれるということになりますと、なかなかここはちょっと難しい問題でありますので、ちょっと引き続き何らかのいい解決方法を探していきたいということで、定期的に庁内で関係課でお話をしているんですけど、決定的ないい情報がまだ見つからないというのが現状でございます。

以上です。

○委員長（赤堀 博君） ほかに都市計画課に関するもの、よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（赤堀 博君） では、以上で都市計画課の決算審査を終了いたします。

ここで職員の入替え、では25分まで休憩します。

休憩 午前10時20分

開会 午前10時25分

○分科会長（赤堀 博君） それでは、休憩前に引き続き、次は商工観光課の質疑を行います。

1 番目ありませんか、お願いします。

○17 番（松本正幸君） 17 番です。

5 款 1 項 1 目労働者福祉対策費、事業政策書の10ページになります。

勤労者教育資金貸付の件数の5年間の推移と本制度が目的に沿った運用かの検証、こういったものをされているのか、どうなのかを伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木ミユキ君） 商工観光課長でございます。

松本委員の御質問についてお答えさせていただきます。

勤労者教育資金貸付件数の過去5年の推移でございますが、該当年度の新規の申込の件数は、平成28年度が4件、平成29年度が8件、平成30年度が10件、令和元年度が5件、令和2年度は8件となっております。

令和2年度の8件の中身、内訳でございますが、大学、専門学校、高等学校の学費を資金の使途として貸付をされておまして、本制度の大学等への進学及び在学並びに学業の向上に資する費用に充てるという目的に沿った、適正な運用であるというふうに認識をしております。

また、本制度につきましては、年2回静岡県労働金庫と協調融資審査会を実施し、社会情勢を鑑みながら件数、金額等について検討を行っておるところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに質問ありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。平成28年から令和2年まで基本的に件数は少ないですよ。本来の目的というのは、もう少したくさん勤労者の皆さんの子どもさんが教育資金として、本当にこういった資金のために送り込んでやっていただくと、そういう形にあるかと思うんですよね。ですので、恐らく協調融資ということですので、利子補給とはまた違うんじゃないかなと思いますし、メリット・デメリットがそれぞれあるんじゃないかなと思うんですけれども、そこら辺の考え方というのを少しお伺いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 山田係長。

○産業振興係長（山田 君） 産業振興係長です。

協調融資と利子補給のメリット・デメリットについてですけれども。まず、協調融資につきましてのメリットでございますが、自分たちが考えているのは、市と負担額というものを抑制できるのではないかなと思っております。

協調融資のデメリットに関しましては、当初の予算規模になりますけれども、こちら、今、菊川市約4億円を計上しておりますので、ちょっとこちらのほうが目立った数字になってしまうのかなと思います。

利子補給につきましてのちょっとメリットはちょっと分からないんですが、デメリットにつきましては、市の実質の負担額というものが発生してしまいますので、そこらへんがデメリットではないかなと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。もう一つ違ったほうからの質問をさせていただきます。

この制度の周知方法、それと要するに他の教育資金と比較した有利性、こういったものがあるかどうか。そういった点について伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 山田産業振興係長。

○産業振興係長（山田 君） 産業振興係長です。

まず、ほかの融資機関との有利性につきましては、他の金融機関、例えば静岡銀行さんですとか、清水銀行さんになりますけれども、こちらの利子の金額が%になりますけれども、こちらのほうが大体、静岡銀行さんで3.7%から5%程度、清水銀行さんですとおよそ5%程度になっておりました、こちらの教育資金のものを使いますと、年間で約2.4%で借りられることができますので、利子の面からすると、かなり優遇された制度になっているんじゃないかなと思います。

以上です。

○17番（松本正幸君） 周知のほうは。

○産業振興係長（山田 君） 失礼しました。周知方法ですけども、周知方法につきましては、市の広報紙のほうで労金が実施しています協調融資の相談会というものがありますので、そちらの広報させていただいているものと、あと教育ローン、住宅資金のローンもありますけれども、そちらのほうはSNSのほうで毎年周知のほうをさせていただいております。

ただ、これから周知のする時期にきましては、例えば教育ローンでしたら大学に進学する、例えば推薦で決まるっていうような時期とか、あとは大学が決まる2月、3月とか、そういったときに情報発信のほうをしていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） この教育資金の関係については、監査委員のほうからも恐らく指摘があるんじゃないかなと思います。というのは、やっぱり制度の関係、それというものをやはり労働金庫等々そういったところ今後の対応の仕方、こういったものの関係をいろいろと協議する必要があると思うんで、そこら辺は少しずつと同じような流れで来ていて、要するにこの教育資金自体が減少傾向にあるっていうことは、何かそこにあるんじゃないかなと思うんです。ですので、そこら辺の協議をぜひしていただきたい。これは要望でありますけれどもお願いいたします。これで終わります。

○分科会長（赤堀 博君） 関連ありますか、いいですか。7番 小林委員。

○7番（小林博文君） ぜひ一緒のということですので、今の件なんですけど、前の課長の時にもちょっと言ったんですが、たしか県のほうが始めたかもしれませんが、利子の補填をして菊川であれば市内に戻ったときには、その分も市が負担するっていうような奨学金が成績に応じては無利子のところもあるんですが、なかなかハードルが高くてそこを利用して、奨学金を利用して、奨学金を返すところの問題になっていますが、そういうところで同じ形で市に戻ってくれば、市の結局利益となりますので、その利子分を負担するのが制度というのが多いので、ぜひやってほしいんですが、そういうところの取組というのは考えてないでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 山田産業振興係長。

○産業振興係長（山田 君） 山田振興係長です。

ただいまの利子の保険とかが、市に帰ってきたときにそういったものはないかということなんですけれども、近隣の市町として御前崎市のほうが外に大学等を出まして、市内に帰ってきたら市内の事業所もしくはその近隣の事業所に勤めると、借りていた金額の利息分を市が持ちますよ。さらに未来の分の利息まで持ちますよっていう制度があります。

実はこちらにつきましては、島田掛川信用金庫さんからの提案によって御前崎市が事業を実施しております。本市におきましてもこのような提案を受けたところなんですけれども、ちょっと担当課のほうで検討したところ、ちょっとそこは改善点が見られたものですから、現在、もう一度島田掛川信用金庫さんにちょっと改善をしてもらうようお願いをしているところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 質問はありますか。7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 2つあります、改善点と、それがクリアできれば実施に向けて進めて行くところでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 山田係長。

○産業振興係長（山田 君） 産業振興係長です。

改善点としましては、大きく2つございます。まず、1つ目ですけれども、御前崎の制度によりますと、未来分の利息も合わせて支給してしまうということになりますので、ちょっとこちらにつきましては、本市としても対応が難しいんじゃないかなということでございます。

もう一つにつきましては、外に出ていくんですけども、必ずこちらのほうに戻ってくるかというところが、まず、把握ができないものですから、企業とのマッチングというのもあるんじゃないかなと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに。鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木ミュキ君） すみません。補足の方させていただきます。

商工観光課長でございます。

今、係長からお答えさせていただきましたが、個人への補助支給ではなくて利子補給でございますので、利子を支払うというか、計算した金融機関からこちらに請求していただいて、金融機関に補填ほうが仕組みとして非常にいいですし、実質的に本当にかかったものだけに補助することができるので、そういう仕組みにならないかということで、今、島田掛川信用金庫さんをお願いしております。

〔発言する者あり〕

○商工観光課長（鈴木ミュキ君） 御前崎市さんは個人のほうにされているので、少しこのところの金額的根拠が私のほうとすれば、金融機関さんからしっかり計算したものを出示していただきたいということで御要望をさせていただいて、今、制度構築のほうをしていただいております。

あともう一点、就職先の話がございましたけれども、掛川市さんと御前崎市さんと私共がハローワークが同じ管内ですので、同一歩調で行きたいということで3市で話をしておりますが、戻ってきていただくための仕組みというところが、まだ確立できていない状況でございますので、このところぜひ戻ってきてもらいたいというところについて、ハローワークさんを交えて、3市で何とか仕組みができないかということ今協議しております。このあたりの企業さんとのマッチングというところについても、まだまだ制度の中で課題がございますので、もう少し研究をしてから実施をしてもらいたいというふうに考えている途中でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。

○7番（小林博文君） はい。

○分科会長（赤堀 博君） 関連ありますか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 次の質疑をお伺いします。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。2番目の質問で、7款1項2目新型コロナウイルス感染対策支援事業費、タブレットの説明資料で60ページ。緊急経営相談窓口での相談内容はどのようなものであったのか、よろしくお願ひします。

○分科会長（赤堀 博君） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木ミユキ君） 商工観光課長でございます。

西下議員の御質問にお答えさせていただきます。

この緊急経営相談窓口につきましての御相談の内容でございますが、補助金の相談や事業承継に伴う手続き御相談、それ以外にも経営相談など様々な御相談をいただいたところでございます。

なお、令和2年度につきましては、こちらは6月に開設いたしまして、毎月第2火曜日に年間9回、延べ36件の御相談があったところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 質問ありますか。10番 西下議員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。令和2年ということでコロナで経営が厳しいとか、そういった内容がすごく多かったとか、ただ、単純に事業継承とかそういった相談が多かったとか、内容をもう少し詳しくいただければと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 山田産業振興係長。

○産業振興係長（山田 君） 産業振興係長です。

相談内容につきましては、資金繰りであるとか、補助金の関係、普通の経営相談という内容になりましたので、緊急経営相談窓口ということで開設をさせていただきましたが、普通の相談も中にはあったということになります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。

○10番（西下敦基君） いいです。

○分科会長（赤堀 博君） この件に関してほかの委員。よろしいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、次、4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページの61ページになります。プレミアム付き商品券発行事業費について、外国人住民への販売実績は、また、外国人住民への周知

はどのような配慮をされたかを伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木ミュキ君） 商工観光課長でございます。

渥美議員の御質問についてですが、まず、外国人住民への販売の実績でございますが、こちらにつきましては同じ市民でございますので、区分して取りまとめを行ってはおきませんので数字がございません。

外国住民への周知についてでございますが、市のホームページにプレミアム付き商品券の概要を英語、ポルトガル語版を掲載をいたしました。併せて各世帯に配布をいたしました引換券の上部に二次元コードをつけまして、こちらを読み込んでいただくとホームページの英語版、ポルトガル語版に掲載しているページに飛んでつながるようにいたしました。

また、外国住民の皆様にご覧いただいております外国語版広報菊川、また外国人向けのフェースブックにも情報のほうを提供し掲載をいたしました。併せまして外国人の方がよく利用される店舗、スポーツクラブや小売店舗へポルトガル語と英語のチラシを配架をいたしました。

お問い合わせに対しましては、通訳員を通じて対応のほうの窓口は対応していただきました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問はありますか。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。ポルトガル語のチラシっていうのはプレミアム付き商品券の単独っていうか、それ用の作ったチラシかの確認で伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木ミュキ君） 商工観光課長でございます。

このプレミアム商品券の内容について、単独のチラシを作らせていただいて配架させていただきました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。今回、実際にやってみていろいろな計画段階と実際にやってみた段階で、新しく課題が発見されたということもあるんじゃないかと思うんですけども、その中でこの事業課題にも「密」にならない販売方法とか、二次元販売ですけど周知方法について課題として指摘されている中で、今後の方向性については単年度事業のた

め、特にないと書いてあるんですけど、また新しくプレミアム付き商品券の事業が始まる中で、今回の反省は特に生かされないのか、あるいはここにはこう書いてあるけどこういった改善点があるのかということを伺います。なので、この事業に対して改善策あるのか伺います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 山田商工観光係長。

○商工観光係長（山田 君） 商工観光係長です。

今、言われました今年度のプレミアム付き商品券ほうで実施しているところでございます。そちらにつきまして前年度の事業課題でといたしまして、もちろん昨年度も販売場所を郵便局ということで、市内7か所であるべく「密」にならないということを目的とやっております。

今年につきましては、今回、郵便局7郵便局とコンビニエンスストアさんのほうで今回4店舗なんですけども、御協力いただけることになりましたので、そういったところで販売など、郵便ですと土日・祝日等の販売ができませんが、郵便局であればちょっと時間のほうは制限させていただきますけど、土日・祝日等の販売ができるということで、御協力のほうをいただいております。

主な点につきましては以上でございます。

[発言する者あり]

○商工観光係長（山田 君） コンビニエンスストアというところで、時間が制限が少しありますけども土日・祝日等が販売できるということになりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 質問いいですか。この件に関して……。ほかによろしいですか。

じゃ、次に行ってください。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。同じ14番目の質問になります。7款1項3目工業活動支援事業費、タブレットで62ページで①として商工会で行われた視察研修の具体的な内容は、②として執行率が60%だが、コロナ禍において予算執行についてどのような工夫がなされたかお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木ミユキ君） 商工観光課長鈴木でございます。

西下委員御質問、商工会で行われた視察研修の具体的な内容についてでございますが、昨年11月に視察研修を2回実施し、1回目は建設業部会の会員様を対象に地域の事業者の情報交換と、最新の建築物の特徴や技法を視察することを目的に、視察先は三重県、参加者は10名だったと報告を受けております。

2回目につきましては、工業部会員を対象に先進企業の技術に対する知見を深め、経営に役立っていることを目的に、視察先は浜松市の企業で、参加者は5名であり、いずれの会も感染症対策を適切に行いながら実施したと、商工会から報告を受けております。

続きまして、渥美委員からの御質問の工業活動支援事業の執行率は60%だがコロナ禍において予算執行についてどのような工夫がされたかについてでございますが、本事業は全額商工会への工業活動事業補助金に充てられるものでございます。補助金につきましては、年度当初商工会から事業計画に基づき交付申請がなされ、年度末に事業費が確定するものでございます。

令和2年度につきましては、2月、3月にも事業を予定をされておりましたが、コロナ禍の影響で実施できなかった事業もあったため、事業確定が3月末となりました。このため執行率が低くなっております。具体的な事業の執行につきましては、商工会が行ったものでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。建設部会、工業部会、視察をされたということですが、先進事例とか先進技術、そこら辺がどんなものだったのか分かればいいですけど、教えていただければと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木ミュキ君） 商工観光課長でございます。

先進技術ということで、建設業部会は三重県のほうの伊勢神宮の建設物等について、その他、三重県内の先進的な建物等を見に行かれたというふうに聞いております。

工業部会のほうにつきましては、……。詳細は係長のほうから。

○分科会長（赤堀 博君） 山田産業振興係長。

○産業振興係長（山田 君） 産業振興係長です。

工業部会の視察研修の内容につきましては、先進型の次世代型安全バッテリーを作っております企業のほうに行きまして、リチウム系のリン系のバッテリー製品等の技術のほうを学

びに行っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。ちょっと確認なんですけども、確定が3月末になってしまったというような話があったんですけども、これは3月末になってしまったから執行率が下がってしまったということなのか、そこ辺が分からなかったんで、もう一回お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 山田産業振興係長。

○産業振興係長（山田 君） 産業振興係長です。当初、計画を出してきたときには9月、3月の事業としまして、定例会や情報交換会のほうを実施する予定でございました。こちらの実施につきましてはコロナの影響もありましたが、1月ぐらいをめどに決定をしたものですから、2月、3月で本当は実施する予定だったんですけども、ちょっとこちらの執行のほうには至らなかったということになります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。ちょっとよく分からなかったんですけど、遅れただけで実はカウントされてないだけで、実は執行されてという意味なのか、それともそもそも執行できなかったという意味なのか、ちょっとそこら辺が分からなかったんでもう一回お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 山田産業振興係長。

○産業振興係長（山田 君） 産業振興係長です。

こちらのほうは、執行が、事業自体がなくなってしまいましたので、執行ができなかったということになります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。その事業の執行が減ったその補助金が減った理由としては、やっぱりコロナの影響があるんじゃないかと考えられるんですけど、その中でコロナ禍において何か工夫ができなかったらというような質問をしたかったんですけど、あるいは今後、工夫する余地はあるのかというような質問だったんですけど、それは商工会が決めていくことなのか、あるいは商工観光課として提案とか予算を持っている中で働きかけがで

いるのか、あるいはできないのか質問いたします。

○分科会長（赤堀 博君） 山田産業振興係長。

○産業振興係長（山田 君） 産業振興係長です。

工夫の件ですけれども、基本的には事業は商工会のほうで行いますので、商工会のほうで考えていただきたいと考えております。

市からのアドバイスとしまして、例えば定例会ですとか、講演会というのはウェブでも今かなり開催をされておりますので、そういった工夫をして開催も可能ですので、そうした提案もしていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） いいですか。次の質問。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットのページで64ページになります。

地域産業広域連携事業費について、JETROについて、産業技術促進のために活用すべきと考えるが、施策の活用実績や連携実績は怎么样了かを伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木ミユキ君） 商工観光課長でございます。

渥美委員の御質問にお答えさせていただきます。

本市の事業所におけるJETROの令和2年度の活用の実績でございますが、貿易・投資相談が11件、その内訳でございますが、お茶については6件、その他の農業については2件、製造業が3件ということでJETROのほうから聞いております。

それ以外に、海外ビジネスのミニ調査ということで1件ベトナムの調査について、製造業の事業様から活用があったというふうに報告を受けております。もう1件、海外販路拡大支援事業という事業がございますが、こちらについても1社、製造業の事業所活用されたということでJETROのほうから報告をいただいております。

貿易・投資相談会は県西部地域で合計十何回か開催されておまして、本市でも9月23日に開催をされたところでございます。本市とJETROとの連携実績といたしましては、JETROと県及び構成市町との年2回の連絡会に出席をいたしまして、情報交換をしております。

また、JETROは、ほかにもセミナーや各種講座の開催、講師の派遣事業や海外ビジネスの情報提供など数多くの事業を展開しておりますので、さらに事業所の皆様に私どもも随時情報提供をしているところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 質問ありますか。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。こちらの成果及び今後の方向性について、「引き続き広域連携を進めて利活用を促す」って書いてあるんですけども、具体的にどのように促していくのか、質問します。

○分科会長（赤堀 博君） 山田産業振興係長。

○産業振興係長（山田 君） 産業振興係長です。

どのように促していくかということですが、こちらのほうでJETROのほうで今、実施しております様々な事業があります。市内の企業さんも国内展開しているところもありますし、まだこれから考えているところもありますので、まずはJETROでやっている事業を市内の事業所のほうに周知させていただいて、そこから市のほうに相談がありましたらJETROとつなぐような役割を担っていきたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。広域連携の事業費ということで、負担金出資金が250万円というのは水道企業団の出資金としてはこれはしょうがないのかなと思います。残り100万円、4つの負担金を払っていると思うんですけど、ちょっと費用対効果はなくてやめたほうがいいとか、そういったところもあるのかなのか、これは全部必要であるのか、そこら辺の判断はどうされているのかを伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 山田産業振興係長。

○産業振興係長（山田 君） 産業振興係長です。

こちらの東遠工業用水道企業団につきましては、掛川市、御前崎市、牧之原市とですね。

○10番（西下敦基君） それはいいんです。

○産業振興係長（山田 君） すみませんでした。使用につきましては、こちらのほうですが、今、市内でも1社のほうが活用しております。今後使うところがある可能性がありますので。

○10番（西下敦基君） 水道以外の負担金が100万円、多分それ以上かかっているんですけど、4つあるので、これ全部本当に必要なのか、ジェットロはよく聞くし、多分必要だと思うんですけど、ほかのところの必要性がどれくらい感じてるのか。

○産業振興係長（山田 君） すいません、失礼いたしました。広域連携推進事業のことで、

申し訳ありません。

こちらの広域連携事業の予算につきましては、JETRO以外にも、西部地域の産業振興連携事業負担金ということで、浜松イノベーション推進機構、あとフォトンバレーセンターのほうにも事業の負担金を支出しているところでもありますけれども。こちらにつきましても、市内の事業者向けに、例えばフォトンバレーセンターでしたら光電子技術の活用したセミナーでありましたり、技術の伝授というものをやっておりますので、こういった市内の事業所のプラスになるようなものというのは必要かなと思いますので、それに伴った負担金というのも必要になるかなと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 最後に、質問の趣旨だけ述べさせていただこうと思うんですけど。

個人的に、茶業の輸出というのは、お茶って輸出に適してる商品だと思いますので、ぜひ、せっかくJETROに負担金を払ってるので、JETROを最大限に活用して茶業振興課とも市内のお茶の業者さんとも積極的に連携して、どんどんJETROを使って海外というのもぜひ考えて、積極的にJETROを活用していただきたいと思い質問させていただきましたので、ぜひよろしくお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。渥美委員がおっしゃったように、確かにお茶というのは保存が利きますので大変輸出にいい。あと歴史から大変適しているものだと考えてます。

少し、これまでJETROとの実績なんですけども、例えば日本茶の輸出拡大のために海外バイヤーとの商談会を開催したりだとか、あと海外輸出に向けた商談スキルアップセミナーとか、こういったものをJETROと連携しながら開催のほうしております。

平成26年度に、たしかアエルで研修会をやって、市内の海外に販路を持っている業者が2社おりますので、そういった方にも私どもから周知しながら、研修とかそういった相談会には積極的に参加してもらうように促しておりますので、またこれからもそのような周知をしていきたいと考えております。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。次へ行って。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットのページでいうと75ページになります。

交流促進事業費について、パンフレットの掲載店舗等の募集はどのような方法だったか、

公平だったか、またパンフレットはどこに配られたか、伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木ミュキ君） 商工観光課長です。渥美委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、市の観光パンフレットにつきましては、主に市の魅力を情報発信し、観光交流客数の拡大をつなげることを目的としております。このため、掲載店舗につきましては募集ではなく雑誌等で取り上げられているお店やふじのくに食の都づくり仕事人に登録された方のお店など知名度を考慮して設定をいたしました。また、この選考につきましては、菊川市観光協会にもご協力を頂いたところでございます。

観光パンフレットにつきましては、紙面に限りもでございますので、併せて菊川市観光公式Instagramをつくりまして、掲載店以外のお店についても紹介をそちらのほうで行っております。

配布先につきましては、誘客に効果的な配布先を検討いたしまして、新たな配布先といたしまして島田市のKADODE OOIGAWAや富士山静岡空港、中部電力の原子力博物館、掛川市の道の駅など市外の施設、また市内では菊川市観光協会のほかにパンフレットに掲載された店舗にも配架をいたしまして配布をしておるところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。知名度を考慮して決めた、あとは観光協会とも協力をしてもらって決めたところなんですけども。具体的なプロセスで、誰がどのように決めたかというのを伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木ミュキ君） 商工観光課長でございます。観光協会さんと相談をしながらお店のほうは決めていきましたけれども、その中で契約を請け負っていただいた事業者、印刷業者とも協議いたしまして、どのお店を載せていくのかということは検討していきました。最終的には、こんな案でどうでしょうかということの提案を頂きまして、私のほうが承認したということになります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。一つの決め方としてあったと思うんですけど、もう

一方の決め方として、例えば市内で載せてほしい、全部載せるわけにはいかないと思うんですけど、中にはすごい思いがあって、こういったことをやってるんだというのを、人も言ったかもしれないんですけど、そういった方全部載せるのではなくて、一応そういった方もエントリーしてもらって、最終的にはどっかで線は引かなきゃいけないと思うんですけども、今回はエントリーすらできなかったような現状もあるのかなと思いますので、今後そういったエントリー方式もぜひ導入していただければと思いますので、最後にその方針だけ伺います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 山田商工観光係長。

○商工観光係長（山田 君） 商工観光係長です。今お話もありました選定方法というか、そういったものにつきましては、今後またちょっと検討させていただきたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） この項目、ほかに。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。渥美委員の中での成果というのは全然出ておりませんでしたので、この事業成果というところを読みますと、観光パンフレットを発信をしたとかと、これはその上の実施内容だと思うんです。その成果そのものというのをどういうふうにこれははかるんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 鈴木商工観光課長。

○商工観光課長（鈴木ミユキ君） 商工観光課長でございます。令和2年度の事業につきましては、印刷製本につきまして発注いたしまして、こちらが納品されたというところで年度末を迎えておりますので、この成果は発行ができた、印刷ができたということが成果でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。成果というのはそういうもんじゃないですよ。この目的、将来的な定住人口確保のために交流促進事業を実施するということになっています。それがどうなったかというのが成果じゃないんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 橋爪建設経済部長。

○建設経済部長（橋爪博一君） 建設経済部長でございます。一点ご理解頂きたいのは、観光パンフレットについて、即翌年に移住定住につながるのかそういうものではないというふうに思っています。当然、市を市外に知っていただくという効果を狙ってももちろんパンフレッ

トは配架もしていますので、それは最終的には菊川に来ていただける観光客の数が増えたり、移住定住につながるかもしれない、それを翌年に数字で表わせというのはちょっと違うのかなというふうに思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 織部委員。パンフレットは即その年、翌年に効果が出るというものではないということをご理解頂きたいのですが。

○9番（織部光男君） 織部です。これは何年続けている事業ですか。

○分科会長（赤堀 博君） 橋爪建設経済部長。

○建設経済部長（橋爪博一君） 建設経済部長でございます。当初予算でご説明してと思っていますけども、今まであるものも刷新して作ったということで、これは何度も説明をしております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） この事業を今までもやってるとすれば、3年前、4年前の結果が出ていなきゃおかしいんじゃないですかということです。

○分科会長（赤堀 博君） 橋爪建設経済部長。

○建設経済部長（橋爪博一君） 建設経済部長でございます。パンフレットとかPRというのは、もちろんそういう数字につながればいいんですけども、それだけではないということをご理解頂きたいと思います。

当然、市外に菊川市を知っていただく、それにはパンフレットとかある程度予算をつけながらやっていく。それが、結果的に数字に跳ね返らないからやる必要がないとか、多分そういうことは申してないとは思いますが、そういう感覚で我々は仕事をしておりませんのでご理解頂きたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 昨日の決算審査の中で、移住定住で報告があった県外からの方は1件だけでした。ですから、この目的のために今やってる方法がこれでいいのかということをお願いしていただきたいと。

行政とすれば、ただ決まったことをやるんじゃなくて、成果が出ないものはやめて、成果が出るようなものを進めていくのは、これは当たり前の話であって、ただ今までやってるか

らやるというような感覚ではやめてほしいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 要望でいいですか。

8番 横山委員。

○8番（横山陽仁君） 今回の決算書のパンフレットを作りますよという決算書なんです。それで、今後の方向性のとこに書いてあるでしょう。インスタグラムについてはどうのこうの、フォロワーを増やして認知度を上げる、刷新したパンフレットも新規配架場所を増やし、周知を強化して誘客を促す。最終的には目標に向かってやりますよと宣言してるだもんで私はそれでいいと思います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 次行きます。

〔「商工観光課はもうこれでなしということでもいいですね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 商工観光課は以上で事前質疑が終わりました。いいですね、ほかの質疑は。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 続いて、農林課。西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。16番目に質問で、6款1項1目農業委員会総務費、タブレット説明資料の15ページで、今後の方向性の中で、充当可能な県費交付金のメニューを精査し充当させるとあるが、県からの適切なアドバイスとかはないのか。こういった県の補助を使えばいいよとか、そこら辺をちょっとこの書き方で疑問に思ったので、回答お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 成瀬農林課長。

○農林課長（成瀬孝幸君） 農林課長でございます。西下委員からのご質問にお答えさせていただきます。

農業委員会の事務事業に対する交付金としましては、静岡県から今県費交付金を頂いてございます。農地法や農地法の運用などの制度変更に伴いまして交付要項などに改正があった場合、県の担当者からの情報提供を頂く中、これまで実施している事業から、例えば補助対象事業に取り込めるメニューがあるかとか、さらに今以上に交付金が活用できるメニューがあるかなど、県の担当の方とは細かく打合せを行う中、アドバイスも頂いておるのが現状で

ございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか、いいですか。

17番。

○17番（松本正幸君） 17番です。6款1項3目農業経営基盤強化推進費、タブレット22ページになります。耕作放棄地の関係でありますけれども、作物別の耕作放棄地の面積を伺います。

それと、そのうちの再生可能である面積はどのくらいあるのか、まず初めにお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 成瀬農林課長。

○農林課長（成瀬孝幸君） 農林課長でございます。松本委員からのご質問にお答えさせていただきます。

まず最初に、作物別耕作放棄地の面積でございますが、誠にすいません、作物別の面積を把握してございません。というのが、理由としまして、もう既に竹や雑草が生い茂ったりしてまして、荒廃地がそういう状態が多いものですから、現場を確認してももともと生産されていた作物を断定することができない状態になってしまっております。ですので、作物ではなくて地目ごとに集計を実施させていただいております。

地目分類としまして、令和2年の12月時点でございますが、すいません、これ10万平米、10ヘクタールごとでちょっと述べさせていただきますが、田んぼで60ヘクタール、畑で112ヘクタール、合計で172ヘクタールが荒廃農地となっております。

次に、このうち再生可能である面積はどのくらいというご質問でございますが、令和2年度末の時点で、ちょっと時点がずれますが、再生可能な荒廃農地の面積としましては、田んぼで44ヘクタール、畑で73ヘクタール、合計で117ヘクタールとなっております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問、17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） ただいま地目ということで答弁があったんですけれども。

本題的には、お茶の関係もあるかと思うんですけど、茶業振興課のほうで面積は把握されているのか。本来は農林課のほうで荒廃農地の解消とかいろいろやってると思いますので、そうだと思うんですけど、今答弁の中に地目で答えられたもので、茶業振興課のほうで把握してるものあったら教えていただきたいと思っております。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。申し訳ないですけども、先ほど農林課長が答弁したとおり、地目でしか把握ができなくて、畑の112ヘクタールの中に畑が入っていると、そういうことで、現状としては数字は当然ございません。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。どっかで聞いた面積かもしれませんが、茶業のほうは30から35ヘクタールということで聞いてはいるんですけども。

本来的にいろいろ農林課のほうの取り組みでいろいろやられているかと思うんです。荒廃農地再生・集積促進事業、こういったものがあって基本的に集積事業を進めたり、荒廃農地解消そういったものに向けて取り組んでるということなんですけれども。

要するに、ここの事業成果書のほうには書いてあるんです。しっかりと、書いてくれてあるんですけども、実質的に本事業の課題と、やっぱりこれだけじゃいけないよというようなものがあるのか、新しい取組、そういったものを考えているのかどうなのかということをお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 渡邊農業振興係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 農業振興係長でございます。新しい取組ということで、先に返答させていただきたいと思いますが。

今年度から市単独で耕作放棄地の解消ができるようにいたしました。昨年度までは、この事業ですと県2分の1、市2分の1でやっていたわけなんですけど、いろいろハードルがあるもんですから、今年度はこのようにいたしました。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） すいません、名前間違えました。渡邊農業振興係長でした。

再質問、17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今の説明の中で、補助事業として取り組んだと、これは本年度というのは3年度のことを指しているのか、令和2年度のことをいっているのか、そこはどうなんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 渡邊係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 単独でというのは、令和3年度になります。

○分科会長（赤堀 博君） 17番。

○17番（松本正幸君） じゃあ、何か新しい取組としてこういうものを始めましたよということなんでしょね。

○分科会長（赤堀 博君） 渡邊農業振興係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 今年から補助が受けやすいようにいたしました。

○分科会長（赤堀 博君） 分かる。

○17番（松本正幸君） やっぱり荒廃農地の解消というのは基本的に進めなくてはならないことだと思うんです。もう農地の自体として使えないということになれば、基本的に何か代替え、転換、こういったものをしなくちゃできないと思うんです。そのまま放置することが一番悪いと思うんです。その放置されたものが、要するに、タヌキとかいろんなものがこへすんでしまうということも考えられますので、そういったものの解除をするような取組、こういったものが必要かと思うんですけども、この調整委員会とか、農業委員会とか、そういったところでそういった取組の関係のいわゆる組織で協議したことはありますか。

○分科会長（赤堀 博君） 成瀬農林課長。

○農林課長（成瀬孝幸君） 農林課長でございます。今、松本委員おっしゃいますように、先ほどちょっとお話をさせていただきましたが、毎月1回農業委員会を開催させていただいております。その中で、やはり今茶畑の荒廃農地とか、そういったものも話として出るんですが、やはり地主さんの基本的にはやる気というのが一番主な点になるかと思うんですが。どうしてもやる気があっても労働力が不足してるとか、どうしても現場のほうが急傾斜な茶畑で手が入り仰せないとか、そういった点もございまして、そういう実情を農業委員会の委員の皆さんも承知を頂く中で、今後どうしていこうかということで話題には上げていただくことがあります。

今、国のほうの流れからとしても、どうしても今後は平地じゃなくて山間部の農地、茶畑の荒れてるところは手の施しようもないと、こういったものについては、その地主さんの気持ちも含めて、そういった点も酌み入れる中で、先ほど松本委員おっしゃいますように再生が不可能だと、単年度の判断じゃなくて何年か継続して現地調査もさせていただく中で、これはもう再生が不可能だといった場合については、ちょっと非農地というような手法のことも今後考えていかにやいかんと、そういったような話題も今上げていただいている現状でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今の説明なんですけれど、基本的に荒れてる農地というものは、恐らくもう放棄していますんで、手を入れないということは管理も届かないということは確かだと思うんです。いわゆる農家自体が高齢化していること、それだけの人材ありませんので当然だと思うんです。

ですので、やっぱり菊川市としてのいわゆるこの対策を基本的に新たな取組をする方法の研究をぜひしてほしいなと思うんです。それを自分としては新たな取組はということ言ってるんですけど、そこのところはどういう考え方というか、少しお伺いをしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 成瀬農林課長。

○農林課長（成瀬孝幸君） 農林課長でございます。新たな取組として、先ほど係長も説明させていただきましたが、今まで既存の補助制度がございました。その補助制度がちょっと使い勝手が難しい点もあって制約もあったもんですから、令和2年度の反省を踏まえて令和3年度から、今年度からでございますが、同じ内容に対してもちょっと拡充したような補助制度1個つくってございます。

ちょっと先ほど係長の説明がややこしかったかもしれないんですが、こういった地元の声を聞いて対応できることを今農林課のほうとしても、毎年の3年度の予算のほうで計上させていただいて、議会のほうでも今年度の当初予算でご審議頂いて、今組まさせていただいているといった形での対応は取らせていただいているとでございます。

以上です。

〔「いいですよ」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 3番 渡辺です。荒廃農地の補助はいいんですけども、できれば規格を、ここまでは戻しましょうという規格をつくってほしくて。自分が実際使ったとき、きれいに農地として再生できましたねという感じにはなったんですけども、実際使ってみたら50センチ下にクズと竹の根が広がってしまっていて、今年植えようとしたんですけども、その後、根を取り払う作業が大変というようなそういうレベルもありますので、農地としたらどこまで市の補助で、単独でやるとしたら、実際農地として使いものになるレベルというものを一応定めてほしいなと、考えてほしいなと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 渡邊係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 農業振興係長でございます。細かい基準につきましては、県の補助基準についてお伺いおりますので、今ちょっと申し上げるわけにはいき

ませんが、ここである程度の整理はできはずと感じております。それから、完了検査の時に
ですね、その辺まで確認をして、工事完了後に問題ない耕作ができるようにこれからも努め
てまいりたいと思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） この件に関して質問ありますか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（赤堀 博君） では、次、西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。18番目の質問で、6款1項3目水田農業経営所得
安定対策推進事業費、タブレット24ページで、この中で、事業成果の中なんですけど、タブ
レット型現地調査支援システムの利点や課題はどうであったのか、伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 成瀬農林課長。

○農林課長（成瀬孝幸君） 農林課長でございます。西下委員からの質問で頂きましてお答え
させていただきます。

最初に、利点につきましては、これまでですと水田の作付の現地確認の際でございますが、
紙に印刷した地番図と台帳を照らし合わせながら現地の確認を行ってまいりました。このシス
テム導入後は、GPSの機能によりまして、タブレットの地図を見ながら現地を確認できる
ため、素早く対象の農地を把握できるとともに作付の状況の確認もできるとあります。

また、現地写真もこのタブレットで撮影することができまして、あわせて作付状況のメモ
の保存などもできて、農地の地番と連携させて保存できることから、事務所に戻ってからの
確認時間が短縮されたものでございます。

課題につきましては、菊川市内の地番図、地図データを使用しているものですから、市外
への出作の場所の表示は対応が難しいことや、またタブレット液晶が晴天時に見えにくい、
そういった点もございまして、作業効率が落ちることが見られますが、大きな支障はござい
ませんので、ご質問頂いたシステムを導入した利点は大きかったと判断してるところござい
ます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。水田の農家さんで高齢化とか進んでいると思いま

すけど、使う方は若い方とか、年齢とかは関係なしに使えるようなものなのか、農家の方が使うシステムではないのか、お伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 渡邊係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 農業振興係長でございます。このシステムにつきましては、市の職員が現地調査をするときに使うシステムでございます。今のところ農家の方がこのシステムを使って作業をするというものではございませんので、あくまでも現地確認のときにこういったできるシステム。それから事務所に戻った後に事務処理が簡潔にできるようにできるシステムでございます。

以上でございます。

〔「分かりました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 次、松本委員、お願いします。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

6款2項3目農村公園の管理費、事業成果書の43ページになります。案内板や公園看板等、計画的な補修や修繕ができる体制が必要と考えますが、何か課題があるのか、ないのか。また、予算への反映はどのようにされているのか、お伺いをしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 成瀬農林課課長。

○農林課長（成瀬孝幸君） 農林課長でございます。

市内の農村公園でございますが、市内には5か所ございます。それぞれに広場、トイレ、また遊具ほか、案内板に樹木なども設備が設置されているところでございます。

この市内5か所の農村公園のうち、4か所につきましては、清掃また草刈りなど地元自治会に委託してございます。修理が必要な設備などは、その作業時に発見していただいて、危険な施設については使用中止などの対応を早く取ることもできてございます。そのほかに、職員の目視による確認も実施しておるとともに、また市民の皆さん、利用者からの連絡により対応する場合もございます。

公園の建設、設備の設置してから長い時間が経過しておりますので、遊具などの施設の経年劣化の修繕費等も課題となっております。中でも特に遊具などの場合は事故につながる危険性も高いものですから、毎年、保守点検業務を実施し、必要な修繕については優先順位を定めて、予算の範囲内で修繕対応をしております。

農村公園につきまして、危険防止の観点に加えて、施設設備の経年劣化などの対応も、また当初予算の編成などに併せて、当課としては優先順位を考えながら、予算の確保に努めて

まいりたいと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

各公園へのね、要するに補修要望、各近隣の方々からあるんじゃないかなと思います。そういった面に関して、どのような対応、対処、こういったものを行っているのか、お伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 内田土地改良係長。

○土地改良係長（内田 君） 公園の修理等について要望を受けることはございます。

そんな中でも、一度そういった要望がありますと、現場のほう確認させていただきます。その中で、どうしてもやっぱり遊具等は即事故につながるという危険性があるものですから、そっちの方も優先せざるを得ないという部分があるんですが、当然ながら安全という面と、あと施設としては、同じようにグラウンドであるとか樹木であるとか、案内板もそうです、公園の施設としてはそういったものもあるものですから、危険防止という観点だけではなく、そういったところも優先順位化する中で検討していきたいと考えております。

以上です。

〔発言する者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

市内に農村公園は5か所あるということでありましてけれどね、少し歩きながら見たことあるんですよ。その中で、やっぱり案内看板とかね、いわゆる、その公園の表現をする看板、そういうものが、薄くて全く分からない状況のものがあったんです。

これは昨年度でありますけれど、その都度、農林課のほうに言って、こういうことがありますよ、じゃあ確認をしてみてくださいということで言ってあるんですけども、実質的にその令和2年度の関係であり、令和3年度への予算の反映ができていくかどうかということもね、少し確認をさせていただきたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 内田土地改良係長。

○土地改良係長（内田 君） 今の具体的な場所については、私も把握はしております。その中で要望を受けたのがですね、昨年——というか本年ですか。本年3月1日、記録によりますと、そうなっております。その後、うちの職員が現場確認しまして、当然、3年度の予

算編成後だったものですから、本年度については反映していませんけども、今、うちのほうで行政委託している遊具の点検、そういうのに併せて今、優先順位化を専門家にしてもらっていますので、その中で、やれるかどうかの検討に入っていくと思っております。

以上です。

○17番（松本正幸君） はい、分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（赤堀 博君） 関連はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ次、行きます。じゃあ、私。

6款3項1目の有害鳥獣対策事業費です。わな免許試験3人が受験とあるが、現在、わな、銃・わな、それぞれの活動人数、それから猟友会活動の課題は。お願いします。

成瀬農林課長。

○農林課長（成瀬孝幸君） 農林課長でございます。

すみません、答弁の前に一点お断りさせていただきますが、猟友会の人数は、菊川地区で、菊川支部会員の数としては43名の方が今加入していただいております。今ご質問いただいております、活動人数ということでございますので、ちょっとそのような形の答弁をさせていただきますが、活動人数としましては、通年で実施しておりますイノシシの有害鳥獣捕獲活動では、銃とわなの両方が6名の方、銃のみの方が1名、わなのみの方が26名で、合計33名の方がイノシシの捕獲などを行っていただいております。

課題としましては、この33名の方でございますが、平均年齢が60歳を超えられておりまして、今後、猟友会員の高齢化に伴います会員数の減少が予想されることから、捕獲体制維持のため、捕獲の担い手確保及び組織の若返りが課題となっております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 一点、こないだもちょっと聞き取りしたら、わなをやってくれていて、ニホンカモシカがかかってしまって、それを取り除くためにやったら、頬骨を刺されて、けがをした。そういうところの保険とか何かは、個人でやるんですかね、加入は。

渡邊係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 農業振興係長でございます。

けがの状況にもよると思いますが、猟友会の関係の保険等もありますので、それが適用される場合は、それを処理することになると思います。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 結構です。

関連ありますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

この問題、非常に農業従事者も重要に捉えていると思うんですけども、完全に拡大もして、イノシシが増えているということ、あると思います。

猟友会の平均年齢が60歳という話、「以上」ということでしょうか、これね、もう、本当に70歳、75を超えているんじゃないかと思うくらいの年齢です。私も昨年まで猟友会に入っていました、私が一番若いくらいのね。私はもう既に辞めましたけども。

私のこの今の赤堀議員の質問の、漏れているといいますか、私の質問はちょっと違うんですけども、3人がわなを受けて——これ、3人とも合格したんでしょうか。まず。

○分科会長（赤堀 博君） 渡邊係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 農業振興係長でございます。

3名受けまして、2名が合格いたしました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 銃の免許申請した方は、何人いるんでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 渡邊農業振興係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 農業振興係長でございます。

今、数字については把握しておりませんが、かなりの方がですね、受講はされていると思うんですが、なかなか全員が合格する状況ではないと聞いております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 受験に対して補助金を出すというのは、私はそれで賛成できるんですけどね。狩猟免許を取るときに、銃の場合ですと、約、保険も含めて3万円ぐらいかかるんですよ。ですから、こういったことにも補助金を出すようなことをしないとですね、あの年金生活者の中でこの銃を維持していくというのはなかなか大変な事態です。やはり、この事業を、やはり、なくすわけには絶対いかないですね。

わなを取る方はかなりいますけども、実際にこの下のほうの成果としまして、電気わな……、何というんですか。

〔「電気柵」と呼ぶ者あり〕

○9番（織部光男君） 電気柵をね、50メートル物理的に設置したというようなことが出ていますけども、その上には21人で7件、防止柵を設置ということですけども、ちょっとこの防止柵についての説明をしてくれますか。

○分科会長（赤堀 博君） 柵田で50メートル、柵をやったということです。その説明できますか。

渡邊係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 農業振興係長でございます。

これにつきましては、高さ1メートル15センチの柵を設置して、周囲、柵田のところですね、イノシシが入ってこないように、周囲を囲んだものでございます。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

[発言する者あり]

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

7件、21人でやったという、これはどういうことですか。

○分科会長（赤堀 博君） 渡邊係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 農業振興係長でございます。

これにつきましては、3件の方が共同で申請していただきますと、例えばです、電気柵（ナカ）、電気柵などの補助が受けられる制度でございまして、それが7件申請がありましたので、昨年度はこの補助金を出したというものになります。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） それから、課題に対するというところで、この実施隊ということが今年4月1日に発足したということが書かれているんですけども、この会についてのちょっと説明をお願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 渡邊係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 農業振興係長でございます。

今年の4月に発足式を行いました。これにつきましては、猟友会の、イノシシ等ですね、捕っていただく方が主になりますけれども、その方にですね、常にイノシシ等が出ましたら即対応していただく、というような活動が主な内容となります。

以上です。

[発言する者あり]

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

ちょっと、このイノシシの被害に遭った方の立場で。有害駆除を申請したいと。どういうルートでやればいいのか、ちょっと教えてください。

○分科会長（赤堀 博君） 有害駆除の申請、どういうルートで。

渡邊係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 駆除の申請といいますと、例えばです、イノシシが死んだのを見つけたというとき——で、よろしいでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） そうじゃなくて、イノシシの農作物への被害が出た、どうしたらいいですか。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） そのようなときは、まずは農林課に連絡をしていただきますね。それから、こちらのほうで現地を確認いたしまして、それから——まあ、なかなか、農作物の被害についての補償というのはなかなか難しいものですから、共済等に入っている場合はそちらを使っていたりしております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 9番。

○9番（織部光男君） 被害に遭った方が農林課のほうに、どうもイノシシにやられたみたいだと申請に行くとしますよね、今のお話はそういうことですか。そうすると、農林課はどのような動きをするんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 渡邊係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 農業振興係長でございます。

例えばですね、農地、水田等にイノシシが入ってきて、稲をやられてしまったという場合とか野菜をやられてしまったという場合は、今も申しましたが、必ずしも補償があるわけではございませんが、その周辺のイノシシの状況を把握いたしまして、あくまでもですね、猟友会の皆さんに協力していただいて、イノシシの退治をしていただくとか、そういう対応をしております。

なかなか、イノシシが常に出てくるわけではないものですから、その辺は非常に困難なところもありますが、猟友会の皆さんと協力し合ってますね、対応していただく、対応のほうをしております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。

そういうことなんですよ。農家の方が駆除はできませんので農林課に言って、農林課は猟友会に相談をして。

猟期というものは3か月しかありません。有害駆除は1年中できます。ですから、その権限を持って、有害駆除をやるわけですから、そういったことをしっかりとこれからもやっていただきたいと思いますし、やはり猟友会のメンバーを増やすというのが、この大きな、対策としてはね、必要なことだと私は思いますので、ぜひそういう活動をしていただきたいと思います。

以上で、いいです。

○分科会長（赤堀 博君） 大分、ここ140から120頭を捕ってくれて、少し被害が減ったという報告を受けていますので、ぜひ、活動を続けていただきたいと思います。

次は、西下委員、お願いします。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

21番目の質問で、6款3項2目緑化推進活動費、ここだというのがちょっと分からないんですけど、池村と堤の間の農道にあって、桜やツツジもあるんですけど、特に、管理が行き届いていないが対応はされているのか。特にちょっと地元の方から話がありまして、今、大分老木にもなっている。あと、ツツジも分かんなかった。あったんですけど、つるがひどくて、ちょっと管理が行き届いてないんじゃないか。

あと、ある方によって、農家の方がトラクターで出るときもちょっと見づらいとか、もう思い入れがある方はいないんじゃないかというところがちょっとありましたので、こちら辺をちょっと、まあ水野議員から質問があったと思うんですけど、回答をお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 成瀬農林課長。

○農林課長（成瀬孝幸君） 農林課長でございます。

今、西下議員からご質問頂いた、農道という路線名が市道上平川堂山線という路線になりますが、この路線の桜につきましては、毎年、桜の木の薬剤散布、これ病害虫からの防除やまたあの既に枯れてしまっている木の伐採は、農林課のほうで行ってございます。今年度も、薬剤防除に加え、今ご質問頂きました、桜の幹に巻き付いているくずなどの除去のほうも、この作業を先日実施したところでございます。

あわせ、今後、保持している桜の伐採は引き続き行ってまいります。

また、桜の下に植えられている今ご質問頂きましたツツジでございますが、こちらの剪定につきましては今、数年に一度実施しております。前回は、ちょっとさきになるんですが、平成29年度に全てのツツジの剪定を行いました。その後、地元の方からも私どものほうにお話は頂いてございますが、その声も聞きながら、状況を、現場の状況も見ながら、また剪定の必要があると判断した場合はなるべく早い時期に剪定できるよう今後努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ最後、農林課、最後。言ってくれる。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

22番目の最後の6款3項3目森林整備費ということで、タブレットで52ページ。

①事前調査の回答に基づき現地調査とあるが、境界、流木等の現状はどうであるか。

②として、森林現況調査の内容や回答についての分析を伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 成瀬農林課長。

○農林課長（成瀬孝幸君） 農林課長でございます。

今ご質問は西下議員、併せて赤堀委員からも頂いてございますので、まとめて答弁させていただきます。

初めに、西下委員からの今ご質問頂いた森林現況調査の内容、あと回答についての分析でございますが、この現況調査でございますが、過去の台風などによる被災状況や、また道路などの公共物からの距離などから、早急に整備が必要と判断したモデル地区、これ私どものほうでモデルとして決めさせていただいたんですが、西方の一部、また沢水加、半済、本所、三沢、丹野、この6地区内の一部の森林の所有者に、現在の森林の経営、管理の現況を把握するためのアンケート調査を実施いたしました。

アンケート結果でございますが、森林の整備状況につきましては、「現在、整備を実施している」の回答は全体の約13%でございました。また、森林の管理をほかの方に委託したいけども誰に頼んでいいかが分からない、また誰に頼むかということも今検討中である、そういった回答が約29%でございました。これらの現況調査で分かった所有者の意向や、また現地調査で確認された森林の状況などから、やはり所有者で森林の維持管理を行っていくこと

が大変困難な状況になってきていると考えられます。

今後につきましては、森林所有者との連携も図って、森林の状況に合った整備が実施できますよう、引き続き、今静岡県で行っております「森の力再生事業」ということもあるんですが——などの活用も検討していきたいと考えております。

次に、赤堀委員からも質問いただいておりますが、事前調査の回答に基づき調査とあるが境界また流木などの現状はどうであったかといったご質問頂いております。

境界につきましては、境界杭の確認、また森林の所有者にも同行いただく中、森林奥の境界と、樹種——生えている木の種類ですね——の確認は行いました。現在、現状の森林の立ち木につきましては、木が込み入って光が差し込みにくい状況、状態となっております。また、現場のほう、倒木は少なめであったということで現地調査のほう入った調査士からは報告を受けておるところでございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。

アンケートでは、管理できているのは13%と、まあ1人ぐらいなのかなと思います。今もう管理を委託とか考えているということで、そのアンケートでは行政のほうに費用的に支援をしてほしいとか、やっぱりそういう話がなかったのかどうなのか、お伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 渡邊係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 農業振興係長でございます。

アンケートの結果の方でございまして、なかなかですね、今自分の森林がどこにあるかというのを把握してない所有者も多いものですから、当然、市のほうに手助けをしていただきたいという所有者も中には多く存在しています。

そのため、菊川市といたしましても森林環境譲与税等を有効利用していきたいなと思っておりますが、その前に、森の再生事業が県の事業としてありますので、そちらについて、適用できる場所はそちらの事業で行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 西下。

農林課として——木の種類によって、特に竹が生えてくると、そこやっぱり根が張れないので土砂災害を起こしやすいとか、ある程度、危険度とか、そこら辺も判定してアンケート

を取るところとかを選定したとか、そこら辺は農林課としてどう、考えていたのか、お聞かせください。

○分科会長（赤堀 博君） 渡邊係長。

○農林課主幹兼農業振興係長（渡邊 君） 農業振興係長でございます。

まずは、竹が生い茂って、もともとある樹木に影響を及ぼしているような林も多いものですから、まずは、その辺の竹の伐採から始めていきたいと考えております。

それから、まあ竹ばかりになってしまったところはなかなか難しいものですから、一気に伐採してしまうと、幾ら竹の根っこがあってもですね、崩れてしまうような阻害もありますので、その辺は、ある程度、竹を残しながら伐採していくような方法を取っていかないといけないかなと思っております。

それから、もともとの雑木がかなり密集しているところは、その辺の間伐も行いますが、まずは竹を優先して除去する、そのような方向で事業を進めてまいりたいと思っています。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 事前質疑は終わりましたが、農林課に関わる質問、ほかにございますか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） ありませんか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、農林課に質疑は終了して、続いて茶業振興課の決算審査に移ります。

事前質疑はありませんが、質問のある方はございますか。

〔発言する者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） いいですか。

〔「いいです」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 茶業振興課の質疑はありませんので、決算審査を終了いたします。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の、市長提出議案に関し……

○17番（松本正幸君） ちょこっと待ってください。

○分科会長（赤堀 博君） はい。

○17番（松本正幸君） あのね、茶業振興課の関係なんですけれども、やっぱり、茶業って重要な位置づけがされていて、決算の中で質疑が出なかったというのはちょっと、うまくありませんのでね。ちょこっと、そういうふうに感じたもので、少し戻っていただいて、誰か質問の方をお願いいたします。

〔発言する者あり〕

〔笑声〕

○17番（松本正幸君） 事前質疑ないですが。

〔「タブレット26ページは……」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 26ページ。

〔「説明資料がありますので……」と呼ぶ者あり〕

〔発言する者あり〕

○17番（松本正幸君） ほんじゃ、僕のほうから、ちょこっと、いいですか。

○分科会長（赤堀 博君） うん。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。

6款1項3目茶文化継承事業費ということで、タブレットのほう30ページになります。実質的にこの中で事業を行っているというと、小学校3年のところで「お茶の淹れ方教室」、こういったものしか見当たらないということがありますので、まあ「継承」といいますのでね、当然、3年生にやれば、まあ小学校の途中のクラスでありますので、いいのかもしれませんが、もう少し、そのお茶の、お茶に関わる文化、こういったものを知っていただくためにね、何らかの取組を考えたほうがいいと思うんですよね。もう少し拡大した中での。そういったことで、どのような考え方を持っているのか、お伺いをいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。

まず、「お茶の淹れ方教室」に関しましては、そのほかに出前講座をやったり、また、その「お茶の淹れ方」だけではなくて、茶業協会のこれ事業になるんですけどもT-1グランプリ、今年ちょっとコロナの関係で8月に予定していましたが中止となっておりますが、これは代表者を4年生、5年生、6年生に絞りまして、まず筆記試験ですね、50問のあらゆるお茶に関する質問を、事前に学習して、当日試験を受けてもらう。それから、次に実技試験で、お茶の入れ方だったり、お茶の種類を当てる、目で見たり味わったり、匂いを嗅いだりしてお茶の種類を当てる。そういうことで、まずお茶に触れ合ってもらって、それから大人になっ

て急須でリーフのお茶を飲んでもらう、こういうことをまず体験してもらうということ、学習の一環として実施しておりますので。そのほかにも様々な事業も展開していきたいと考えておりますので、以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問。17番 松本君。

○17番（松本正幸君） 17番です。今、課長のほうから説明がありましたけれども、ほかにも茶業学習とか、茶業学習なんて、前効果があったのか少し分かりませんが、そうしたことで菊川の茶文化継承に関する事業、こういったものの取組みをしておりますよということなんですけれども、自主的にそういった継承事業についての考え方なんですけれども、もう少し掘り起こして新しい取組み、こういったものの考え方をどのように考えているか、少しお伺いしたいと思います。もう少し深掘りして。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） それこそ、今なかなか急須でお茶を飲む習慣というのは減ってきている、これ事実としてあるんですけども、それこそ文化の継承になるんですけども、例えば4月に各小学校、全部の小学校と中学校に目録を渡して、学校でお茶を飲んでもらうように、この目録を渡して、学校のほうから茶葉を各児童、生徒に配ってもらう、そういった事業もやっています。ちょっと小学生対象じゃないんですけども、結婚をされるとお祝いに急須のプレゼントと各ご家庭で使ってもらうように贈呈をしたり、そういったこともやっていますので、特にお茶の文化に触れるということは、少なくとも菊川市の基幹産物であります非常に大事なことだと考えておりますので、ここは今後も力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。お茶の文化に触れるというのは重要なことだという事がありますけれども、やっぱり小学3年生にかかわらず、要するに親子でいわゆるお茶の入れ方教室とかそういったものをやっていく方法もひとつあるかと思いますので、いろいろとなかなか大変な時期だと思いますけれども、頑張ってやっていただきたいと、このように思います。

以上で質問を終わります。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。説明資料27ページのところですが、6款1項3目

の農業振興総務費、この中で事業成果のところ、内容のところ、世界緑茶協会の支援というのがあるんですけど、こちらはまあ負担金を払っていて、菊川市の茶業にどのようなメリットがあったのか、情報もあったのか、それとも発信していないのがあったのか、ここら辺のメリットとかお伺いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。こちらですけれども、各町の生産量に合わせて負担金の額というのが決められています。会長は県知事でございます、各理事の方に各市町自治体も入っていますけれども、世界に向けて、今特に輸出の生産量が令和12年の農水省が定めた目標というのが、現在の5倍ということで設定しておりますので、まずここに向けて、県を筆頭に各お茶を栽培している市町が力を合わせて、いろんな情報提供、情報連携をしております。定期的にいろんな研修会だったり、世界のお茶に関する情報などが、我々のところにメールで発信のほうされてきますので、それらを各生産者や茶商の皆様の方に周知のほうをしております。

以上であります。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。成果についてはもう、皆さんご存知のとおり衰退の一途でありますので、ただ私が残念に思うのは、昨年、一昨年と松本さんがアエルでお茶の開拓史をやって、そして輸出ということで2つの演劇をやりました。そういったことに対しても全く私には無関心としか行政が見えないんです。実際に、海外輸出は増えています。ただ問題は、残留農薬の問題がありますし、3年間の有機栽培をやる場合にはそういった面積の問題とかいろいろありますけれども、やはりやることは決まっているわけです。そういったことに対してのアクションが私にはないように見えますけど。私の意見ですけど。

○分科会長（赤堀 博君） いきますか。赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 例えば、ちょっと歴史的な反対もありますので、例えば図書館で下松市は歴史についての教材であったり置いてあります。こういったものをアエルの演劇の方にも紹介しながら、今後そういったものを劇の方にも紹介しながら、今後そういったものを劇の中に使ってもらおうみたいな話も、今年度させてもらってしております。まだ、輸出に関しましては、委員さんおっしゃるように、かなり今年度、上半期ですけれども輸出量が伸びております。

先日、近隣の茶商のところに、若いなりに販路を持っている茶商のところにまいりました

ところ、市内の茶農業の役員さんたちが、実は海外に向けてどういった有機栽培をやっているかというような勉強に行ったりしているというのも、事実として聞いておりますけれども。そういうふうには、生産者さんもいろいろ販路を拡大するために勉強をされておりますので、そういう方と一緒に行政で考えていきたいと思っています。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに。3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 3番 渡辺です。タブレット29ページの茶園管理推進事業費ですけども、この中で事業の概要の中に品評会出品に対する支援というのがあります。それで掛川地区とか牧之原地区の、牧之原でも完全に今、品評会の内容で負けてしまっているの、もう一回、菊川茶の名前を発祥の地として眺めたいので、費用対策に対して市としても本気で取り組んでほしいと。

それともう一つ、茶園のいわゆる品評会の審査会というのが農協主体で行われていますけれども、その出品が大変減っていますので、茶園をよくするためにもそちらのいわゆる茶園品評会、茶園審査会のほうにもご支援のほうよろしくお願ひしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。委員さんおっしゃるように、品評会に関しましては茶業振興計画にも目標値を定めておまして、それに向けて実施のほうしておるんですけども、確かに委員さんおっしゃるように、過去には大臣賞だったり、産地賞だったり、菊川市の栄光の時代がございました。ただ、今は隣の掛川市さんのほうが、かなりこういった賞をとっていて、そこが基準となっている、実際現状もありますので、例えばその品評会に限らず、アワードだったり個人の栄冠を勝ちとるような、そういった事業の展開というものは。そういった新しい事業にも目を向けながら、菊川市の過去の影響を取り戻すように努力していきたいと思っています。

○3番（渡辺 修君） 手短に、すいませんもう一つ。

○分科会長（赤堀 博君） 3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 自分が一般質問した内容と重なるんですけども、タブレットの31ページに産地パワーアップ事業補助ということで、潮新茶工場の建設に大変お金がかかると。これは全く新しい試みの工場なので必要なんですけれども、今、市内の茶工場は生産能力がありすぎるぐらいあります。足りないのは、少なくなった茶園の生産する人が効率的に茶園を生産できれば、それと見合う活動ができますので、ぜひこういう工場のほうではなくて、産地パワーアップという一つの大きな制度をつくらないといけないんですけども、それでは

なくて残った茶農家が効率的に生産できるような補助金を産地パワーアップで考えていただけたらと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。産地パワーアップ事業なんですけども、これは農水省の国の事業でして、事業費に対して2分の1補助で受ける事業で、昨年度から今年度繰り越し事業で、潮海寺に2つの茶工場がある業者の専用のドリンクとティーカップある工場ということで、これは販路を見つけて、自分たちで経営していこうということで、1つ法人化したという、こういう事例があります。

このように、この産地パワーアップの事業につきましては、いわゆる今までの茶工場経営からひとつの法人として実際に将来に向けて、販売力だったり生産量だったり、そういったものを高めていこうと目標を定める中で、実施するところに補助金が出る事業です。委員さんおっしゃるのが、それも必要なんだけども、さらに個人の茶農家の何か一つ、例えば乗用型の機械を購入したときの補助だったり、そういった部分の援助という話なんですけれども、こういったものも市の補助では、今現在は3戸以上の茶農家がある程度、目標を持って取り組むということに関しての補助です。一つ一つの、審査が個人に対する補助金というのは現在のところないんですけど、やっぱり我々、今後茶業を継続して経営していくためには、今までとはちょっと違うような考え方、将来に向けてどのようにしていくのかというのを、農家さんのほうからお聞きする中で、もしそれがそういった補助金が必要な場合であれば、考えていきますし、まずは茶農地さんとお話をするということに、まずは取り組んでいきたいなというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 7番 小林委員。

○7番（小林博文君） これ苦情ではないんですが、今委員のほうにペットボトル茶の購入等が出ていますが、このペットボトル茶のもともと作っている目的というか、そこをまず、こういう目的というのを教えていただきたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） ペットボトルに関しましては、現在、遠州夢咲農協が夢茶というアルミ缶のボトルがそれまではございました。菊川市に市として何か、当然リーフ、ティーパックのほかに、そうしたニーズを考えると当然、若者世代に買っていただく、飲める

ペットボトルが必要になってくるかと。そういう状況の中で行政としてこういったものを開発をしましてた経緯があります。これ販売するに当たってはある程度ロット数を決められたロット数があるものですから、それがかなり大量生産されています。

これひとつ、委員さんも見ていただければわかるんですけども、年を越すとだいぶ色が変わってくるものですから、今年もそうなんですけど、前半、色が変わらないうちに皆さんに美味しいお茶を飲んでもらうというので、我々が委員さんの皆さん購入していただいたり、そういった働きかけをさせてもらったところでございます。まだまだペットボトルありますので、暑い時期に飲んでもらいたいと。

○分科会長（赤堀 博君） 小林委員。

○7番（小林博文君） 今、売っているところ、北のほうですね。これ苦情じゃないですけど、私たちが飲んで効果があるかというところがまず第1点で、今、イベントができないんで、いろんなところで配れないというところの事情は承知しておりますが、例えばふるさと納税の返礼品の中にも無料で何本か入れていくとか、そういう形の拡大、あとは若者がやっているイベント等で格安で販売するとか、そういう形のほうが、原価を回収するという部分で買うというところは全然否定はしないんですが、そういう何かもっと効果的な使い方というところがないかというのが1点と、もう一点、今言っていた茶の品評会とかそういう質のほうではそういう、急須で入れたりとかのほうで知名度を上げていただきたいです。あと量的にある程度キャパが出るような形で、前から出たと思う、商品開発みたいな感じでお茶のお菓子をつくるとか、市内で飲食店がいろんなお茶使って作っているのあるんですが、それは菊川の人しか食べれない、そうじゃなくて、全国展開できるようなお菓子とかお茶づけとかそういう形の商品を開発して、できればそういう工場が菊川市に来ないかとか、やってる菊川のそういう何かやっている工場でも、お茶を使った効果を見越して何か商品ができないかとかっていう、そういう方法のことで量的な販売につなげられるような検討というか、その点も含めてちょっと、その辺はどう思っているのでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 赤堀茶業振興課長。

○茶業振興課長（赤堀耕二君） 茶業振興課長でございます。先ほど、ペットボトルの目的のところですけども、当然リーフ、ティーパックに加えて一番手ごろなドリンクで菊川茶をPRをする、菊川茶を知ってもらおうというところで、新しいペットボトルなどを開発しています。それから、これをどのように広めているかということなんですけれども、今年も6月補正の関係で説明のほうさせてもらっているんですけども、市内に175の事業所に応援事業所に

なってもらいまして、積極的にこのお茶を購入してもらおうというような事業を展開しております。

これは、例えば関連企業だったり、社員の皆様、ご家族の皆様にご友人、ご親戚だったり、そういったところに積極的にPRしてもらおうということをお願いしております。

それから、新しい商品開発に向けての取組みなんですけれども、県の事業なんですけれども、それこそ今月、今週の月曜日に新商品開発に向けた試験研究の取組みか事業費かを募集して、その内容を審査して優秀なものにつきましては助成金を出すというような、そういった取組みをしておりますので、我々市としても、市内の茶商の皆様にもそういった情報を流すような、そのような取組みをしております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに茶業振興課に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。以上で、茶業振興課の決算審査を終了いたします。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条の第2項の市長提出議案に対して審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行いますので、職員は退席をお願いします。

それでは自由討議を行いますので、ご意見のある委員は挙手をお願いします。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部ですけれども、決算審査ということで、以前1期のときに小林委員なんかも報告書の書き方とか、そういうことも随分議論したこともあります。新人の方は分かりませんかでしょうけども。

結局、行政が事業をやって、その決算報告をするんですけど、その結果がどうだったかということが非常に大切なわけです。予算を使ってやったその成果が。この事業やもうやめるとか、今の有害駆除なんかは絶対やめることはできないわけです。だからどうして僕は挙げるかということを考えなきゃいけない。そういうことで、この決算のことをそのまま予算のほうに、今、令和4年度の予算をやっているわけなんですけども、そういったことに生かさなければならぬというのが、この決算審査の意味なんです。ですからその辺を踏まえて、いろいろ今、質問が出ていますけども、十分な結果が得られているということは私は感じられないわけです。ですから、その辺のところを皆さんがどのように捉えているのか、我々は議

事として執行部に対してどういう要求をしなきゃいけないのかということ、ひとつ考えていただきたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。今、織部委員が言われたことは確かなことだと思います。実質的にこれから、いわゆる令和2年度はまだ少しできていなかったと思うんですけども、事業評価書というものが当然できてきます。ですので、それを各委員に資料としていただくようにさせていただきたいなと思っています。そういうことによって、明らかに事業の内容が分かってくるということによって、決算審査、これが本当にこれから重要になってくるんじゃないかなと思います。

ですので、それまでしばらくの間とか、もう既に終わろうとしているんですけども、やはり令和3年度の決算については、そういう形でやるような方向を考えていきたいと、このように思っております。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにございますか。

○17番（松本正幸君） やっぱり分からないよね、これだけじゃあ、評価というものは。

○分科会長（赤堀 博君） 建設経済部に対する皆さんのご意見、考えをぜひ。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 先ほどのこういう事業につきましても、部長がああいう回答をするわけです。成果がそれじゃあ、何年か前のやつ成果として出せばいいじゃないですか。あそこに成果ということで書いちゃることが全く間違ってますよね。だからそれを我々は指摘しなきゃいけないわけです。やはり、実際にこの事業は何年前から始めて、その結果、移住者はこれだけになったと。何年前からこういうふうが増えてきてますとかということであれば、それは事業としては立派なことだと思います。だから、我々はやはりその成果、費用対効果ということをもっと市民のために、市民の税金を使うということでは重要な役割をしょっているわけですから、ぜひそういう観点で考えていただきたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。織部委員のおっしゃること、そうだなと思うんですけども、例えばさっきパンフレットを置きましたということだったんですけど、その効果についてももう少し確かに踏み込めるなって思うんです。場所、いろんな場所に置いたわけであって、この場所では何枚はけたとかが、そこまでは踏み込める余地はあるなと思います。

あとは、私が質問した外国人の方のプレミアム商品券の配慮についても、例えばQRコー

ドを付けたということだったんですけど、じゃあそのQRコードにどのくらいアクセスがあったかというところも、まだ踏み込む余地があるのかなと思いますので、もうちょっと頑張っていくと、踏み込んで効果に対しての検証というのがまだ余地があると思いますので、そこをぜひ頑張してほしいという意見です。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 次回の、次年度の予算のことを考えて話をさせていただきます。それこそ交通事故の話で、道路の整備が間に合っていない、特に路肩線とかほとんど消えているところも多くて、なかなか予算もかかって、なかなか進まないという意見もあったんですけど、ただそこら辺もやっぱし工夫して、やってないわけではないんですけど、もう少しやっとならば事故が減るとか、地元の要望についても全然受けれてないんじゃないかなという感覚はありますので、そういった予算もこれからちゃんと付けていただければ。先にいけば何人かやっぱりもつはずですので。そういった事業をまた次年度はちゃんと続けてやって、予算も上がればと思うんで、そこは自分として意見があります。建設課のほうはそうですね。

○分科会長（赤堀 博君） 3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 3番です。費用対効果というのが大変大切だと分かりますけども、絶対値じゃなくて相対値というふうに考えなきゃいけないで、じり貧の状態をなんとか食いとめて、例えマイナスでもここまで食いとめたというようなそういう成果もあると思うんで、その辺も評価してあげたいというのと、やっぱりパンフレットをいろんなところに置いて、例えば菊川独自の置いてあるものではなくて、いろんな観光のやつが並んだところに菊川だけないというのが一番寂しいんです。だから、いろんな拠点であるとか、人がたくさん来ていろんなところのパンフレットがあるというような、そういうところに置くような、菊川が漏れないと、ほかの観光地、地域に対してあるのが菊川だけないよというのだけは避けて、それで頑張してほしいとそんなふうに思います。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下。パンフレットの件ですが、パンフレットを作るのなかなか難しく、今作って1枚あればいいかなと思うんですけど、こんなに市町村のものが、他市のものが100枚とか並ぶと全然差別化ができないので、そういったことも含めて、置いたらいいんじゃないかと、なるべく手に取ってもらって、そこら辺もちゃんと考えてくれると思うんですけど、その辺がどういった効果、移住、定住とか交流人口の増加とか、そこら

辺はちゃんと書いてほしいんですけど、そこら辺もまた考えて、来年度の事業に生かしていただければと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

以上で、建設経済部の決算審査を終了いたします。ただいま出されたご意見をもとに分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告をさせていただきます。分科会長報告の作成については正副分科会長に一任を願います。

それじゃあ、13時30分から午後の部を再開します。

休憩 午後 0時25分

続いて、一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会に切り替え、下水道課の一般会計の決算審査を行います。

質疑を行います。はじめに、発言……。

〔「説明資料の43しかないということですね」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ、質疑をお願いします。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番 松本です。4款2項4目平尾下水処理場管理事務費、タブレットのほう41ページになりますでしょうか。質問なんですけれども、113万9,000円の黒字になっているのは、この金額の扱いはどのように考えているのかお伺いをいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 戸塚下水道課長。

○下水道課長（戸塚直見君） 下水道課長でございます。平尾下水処理場管理費の令和2年度黒字決算ということになっておりますが、年度によっては使用料収入で維持管理費を賄うことができず赤字決算となっている年度もあります。そこにつきましては一般財源から補填している状況であり、そのため黒字決算につきましても一般財源扱いとして歳入しております。

ちなみに、令和2年度末の累計決算ということでいきますと、約200万、215万2,000円の赤字、持ち出しとなっております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質疑ありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。実質的に黒字になった時には何らかの、基金でもいいし、そういう形での積立て、そういった方向は考えられないかどうか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 戸塚下水道課長。

○下水道課長（戸塚直見君） この件については、当然、財政課ともいつも予算上で話はして
るんですが、どうしても黒字がある程度ずっと続いたりという格好なら基金は作る、作る
とか、そういった話もあるんですけど、やっぱりどうしても1年ごとに大きく工事をやっ
て、その年が赤字、たまたま年度初めは黒字という、こういうパターンがずっと続いており
ますので、今のところ財政課も基金という対応はしないという格好にはなっておりますが、
また今後いろんな件でまた進んだ時には財政課とまた話し合っていかなければならないかな
と思っております。

○17番（松本正幸君） 分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） ほかに質疑はございますか。よろしいですか。それじゃあ、終了
してよろしいですか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。済みません、説明資料の43ページで、下水道会計、
8款4項3目で、事業内容で公営企業会計の繰出し基準に基づき支出するっていうのである
んですけど、繰出しの基準っていうのはどういったことなのかを分かればお伺いしたい。

○分科会長（赤堀 博君） 戸塚下水道課長。

○下水道課長（戸塚直見君） 下水道課長でございます。繰出し基準というのは、国の繰出し
基準は、分流式公共下水道に要する資本費のうちの、そのうちの経営に伴う収入をもって充
てられないと認められたものに相当する額ということでやっております。

あともう一つは、市の繰出し基準としては、実質の減価償却費イコール、これは計算式に
なりますけど、減価償却費マイナス長期前受戻入金の5分の——10分の5ということでやっ
ております。あと、企業債利子に要する経費としては、償還利子の10分の10という基準でや
っております。

○10番（西下敦基君） 分かりました。

[発言する者あり]

○10番（西下敦基君） そういうことですね。

○（ 君） 準じてやっぱり適正かなと思います。

○（ 君） それはそうですね。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにございますか。終了してよろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、以上で下水道課の一般会計の質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条の第2項の「市長提出議案に関して審査し——審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとする」との規定に基づき、委員間の自由討議を行いますので、職員は退席をしてください。

○（ 君） どうもありがとうございました。

○（ 君） ありがとうございました。

○分科会長（赤堀 博君） 自由討議を行います。御意見のある方はお願いします。7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 7番です。松本議長の質問にもあったとおり、いつも話題に上る平尾の浄水場の関係なんですが、僕の一般質問でも駅北の、じゃあ間違えてきたらどうなるんだった、ここも何か似たような扱いになってしまうのかなということと、さっき出ています下水道の施設へつなげないかっていうような検討とかは、平尾の所はある程度、管路を延ばせばいけるのかもしれないし、そういうところも今後将来的にそういう形で下水道の割合を増やしていくということも考えていかなきゃいけないのかなとも思いますし、それから今言った突然の不慮の事故に関わる形で今まで支出になっているところを見ると、基金というの也要るのかなと思ったんですけど、お伺いするところによるとトータルではまだ黒字に達していないということもありますので、その辺の使用料金っていうのとの兼ね合いもあるんでしょうが、そういうところでもある程度やっぱり蓄えっていうのは、どこかの何を使うっていうのを決めとくとかっていうことでもいいですし、何かそういう基金的な物をちょっと必要になってくるのかなということも案じています。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございました。何かございますか。8番 横山委員。

○8番（横山陽仁君） 下水道料金……、普通は菊川の場合は密集地になって下水道区域以外に合併浄化槽、合併浄化槽というのは大体個人の負担になるのか、抜き取りとか検査とか全部やると年間に3万6,000円から4万近くなるんです。それで、それに対して平尾の下水処理場で恩恵を被っている方々、この下水処理場で下水につなげている人たちの年間そこまでの金額になってないんです。だから、基準としてはやっぱり合併浄化槽の負担金に合わせてみんな平等にすれば、よっぽどほかの人は多分つなぐということになるかもしれませんけれど、

一つの価格とといいますか、負担というのはそこである程度設定できるんじゃないかなと思います。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。ほかにございますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。水をきれいにする方法は下水道もある。そして、合併浄化槽も同じような機能がある。この二つを何が違うかということになりますと、合併浄化槽はあくまでも個人の所有で、自分の責任でやることです。ところが、公共事業としての下水道は、行政が全ての維持管理を今後も永遠に続けなきゃいけない、この事実の違いです。今は20年間で元の本管がまだ破れもしないでしょうけども、これがあと何年かたてば必ずそういう問題に当たります。今の公共道路、橋、全てがその問題です。そういう金が出ていくことが今現実問題に起こっているわけです。わざわざそれをさらに上積みする形で、下水道事業で将来のことを考えずに我々は仕事をしていっていいのかと、無責任過ぎると私は思っています。借金をして将来の世代にっていう国のやり方ももちろん私は反対していますが、行政の市のことも全く同じ基本的な考えです。今生きる我々がいいんじゃないくて、持続可能なSDGsのように先のことを考えなきゃいけないのが我々議員の立場です。

以上。

○分科会長（赤堀 博君） 7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 後ろのほうのは賛成します。前者のほうの織部さんの意見と違う人は全く何も考えていないのではなくて、意見の違いがあることを認めていただきたいと思います。織部さんの意見が正しいのか、私たちが思っている意見が正しいのかは各個人の判断によりますが、私たちもいろいろな利益的なもの、それから将来の負担、そういうものをトータルしてどっちのほうがいいかというところを考えて、考えた末のこの事業の賛成です。この辺は取り違えないように、全く考えていないというのはちょっと失礼だと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。考えの違いはあっていいと思います。それでは、今の下水道事業の見通しなり、どこが必要なところかをもう少し具体的に話をしてみると分かります。

〔「質問の意味が」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。考え方の違いは当然あっていいと思います、私は。

ですから、私の反対理由をはっきりと今言いました。具体的に小林委員の賛成の理由、どういう利点があって、市民のためにはどれだけ利益があるから、将来を考えて、そういう説明をしてください。

○7番（小林博文君） 今までの賛成討論に尽きるんですが、さっきも言ったとおり、最終的に郊外へ行く時にはその判断を迫られる、やめるという考えもあるかと思います。ただ、今、本当に造ってる最中なんです。まだこの前の時点でも半分ちょっと超えたぐらいの辺りを造ってる。ここを今この事業を認可した時点で、認可した時点ですよ、この地域は下水道しかなげなくなります。そこへ合併浄化槽を皆さんつけてくださいということは全部実費になります。そこを事業の認可をしたという所は、もうその時点でそのエリアは下水道につながないと一番不経済な状態に陥ります。

ましてや今言ったように中心市街地に認可した時点で、今認可しちゃってるんで、そこへ合併浄化槽を皆さんしましょうっていうところがどんなに不経済かっていうところを考えると、今さっき言ったとおり利益が一番求めるところへつないでるんであれば、そこはまず今の時点では認可してるんだから続けるべきです。

その先については、まだ議論はしてません。いかに赤字とか黒字とかっていう考えじゃなく、いかに負担を軽減をさせるか、あるいは黒字を目指してもっていくようにするかというところへ、どういうアクセスで、プロセスでたどり着くかという考えの違いはありますが、私たちは、この今やってる事業を進めることについては賛成できるという考えでいます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今の話の中で、小林委員の言ってることで。

[発言する者あり]

○17番（松本正幸君） ちょこっとね、一般会計のほうなんだけど、今の関係は。

○9番（織部光男君） ちょっと議論をしましょう。

○17番（松本正幸君） だから、視点が下水道のほうへ入っちゃってる、下水道事業のほう。

○10番（西下敦基君） 下水道会計の時に自由討議をしていただいているから、。

○17番（松本正幸君） 当然もうやってるじゃないですか。事実的には。

○10番（西下敦基君） 一般会計の繰出したものになります、今の平尾とか、事業にないことをここでやっていただいてもちょっとおかしいと思いますので。

[発言する者あり]

○分科会長（赤堀 博君） 一般会計に関して議論をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それじゃあ、以上で下水道の一般会計の決算審査を終了します。

ただいま出されました御意見等をもとに分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告をさせていただきます。分科会長報告の作成については正副分科会長に一任をお願いします。

閉会 午後 2時22分

開会 午後 2時25分

○分科会長（赤堀 博君） それでは、続いて、消防本部の決算審査を行います。

野中消防長、所管の課名等を述べてください。野中消防長。

○消防長（野中治彦君） 消防長でございます。消防本部では、消防総務課、警防課、予防課、消防署の4課を所管しておりますが、本日の出席職員を紹介させていただきます。私の左隣からになりますけれども、八木次長兼予防課長です。

○消防次長兼予防課長（八木一巳君） 次長兼予防課長の八木です。よろしくお願いします。

○消防長（野中治彦君） 白岩消防総務課長です。

○消防総務課長（白岩 勝君） 白岩です。よろしくお願いいたします。

○消防長（野中治彦君） 二俣消防署長です。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長 二俣です。よろしくお願いします。

○消防長（野中治彦君） 2列目に行きます。伊藤警防課長でございます。

○消防警防課長（伊藤欽文君） 警防課長の伊藤です。本日はよろしくお願いいたします。

○消防長（野中治彦君） 後藤消防総務課主幹兼総務課長でございます。

〔「係長」と呼ぶ者あり〕

○消防長（野中治彦君） 総務係長でございます。

○消防総務課主幹兼総務係長（後藤浩孝君） 主幹兼総務係長の後藤です。よろしくお願いいたします。

○消防長（野中治彦君） 加藤消防総務課庶務係長です。

- 消防総務課庶務係長（加藤守彦君） 庶務係長 加藤です。よろしくお願いします。
- 消防長（野中治彦君） 櫻井警防課主幹兼企画係長です。
- 警防課主幹兼企画係長（櫻井恒太郎君） 主幹兼企画係長 櫻井です。よろしくお願いします。
- 消防長（野中治彦君） 3列目に参ります。小原警防課警防係長です。
- 警防課警防係長（小原文明君） 警防係長の小原です。よろしくお願いします。
- 消防長（野中治彦君） 大林予防課予防係長です。
- 予防課予防係長（大林諭司君） 予防係長の大林です。よろしくお願いします。
- 消防長（野中治彦君） 以上の出席職員となります。

それでは、審査の前に私のほうから少しだけ、7月に熱海市で発生しました土砂災害、これにつきまして菊川市消防本部の派遣状況を少しだけご報告させていただきます。

7月3日土曜日の10時30分頃、報道では10時30分頃になっておりますけれども、正確には10時28分です。この28分に土石流が発生しまして、26名の方が亡くなり、現在も1名の方が行方不明という大変甚大な災害でございました。

消防本部は、県の相互応援協定に基づきまして、発災の当日、この日の夕方から8月3日火曜日までの32日間、1隊が3泊4日のローテーションで11隊、派遣した隊員数でいいますと57名の消防リーダー、隊員を被災地に派遣しまして、土砂や瓦れきを除去して人命検索活動を行っております。

参考までに、県内では熱海市の消防本部を除く全ての15消防本部から延べ1,461隊、5,180人の隊員を派遣しています。また、県外からは緊急消防援助隊による出動としまして、東京や神奈川県をはじめとしまして1都8県から延べ2,025隊、7,740人の隊員を派遣したところでございます。

まだ現在も消防のほうは引き上げておりますけれども、当然地元の消防、また消防団、さらには警察の方、この方たちが検索活動、瓦れきの除去等を行って活動しているということでございます。

報告は以上でございますけれども、それでは、審査のほうをどうぞよろしくお願いいたします。

- 分科会長（赤堀 博君） 大変な状況、活動ありがとうございました。

それでは、事前質疑1名の方から出ております。17番 松本委員。

- 17番（松本正幸君） 17番です。9款1項1目救急活動事業費、タブレットのほうが

7ページにあります。この中で説明資料の中に特定行為資機材という言葉が出てきておりますけれども、指定されていて未整備な物はあるかどうか、また、保守管理はどのようにされているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長でございます。松本議員のご質問にお答えします。

初めに、救急救命士が行う特定行為について説明させていただきます。

まず、傷病者が心肺停止状態に陥ったときに行う行為としまして、点滴による輸液を行うための血管確保と血管からの薬剤投与や人工呼吸により確実に肺に酸素を送り込むために気道確保用のチューブによる気管挿管などを行います。また、輸液につきましては、心肺停止でなくてもショック状態など重篤な場合にも行うことができます。

そのほかに低血糖傷病者にブドウ糖を投与するなど、病院に到着後では病態が悪化することにより処置が困難となる可能性があることから早期に行う必要があり、救急救命士が医師から具体的な指示を受け、現場で行います。

特定行為に使用する資機材は全て消耗品であり、予算化により整備が完了しております。

保守管理についてですが、これらの資機材にはそれぞれ使用期限が決められていますので、期限切れの物を誤って使用したり在庫しないように中間点検や月報で管理し、期限切れの物は訓練で活用しております。

以上となります。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問はありますか。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 特定行為のほうにも触れていただいて説明を頂きましたので、まず、特定行為のほうのいわゆる実施状況、これも説明をお願いしたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。特定行為は2020年中の実績でお答えさせていただきます。気道確保が21件、静脈路確保が31件、薬剤投与が20件、ブドウ糖投与が4件となっております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。特定行為の関係の件数を今説明を頂きましたけれども、こういった行為をする場合、誰かに説明をするということが義務づけられているかどうか。いわゆる親戚の方、いわゆる、何というんですか、もしお父さんがあれでしたらお母さんに

説明するとか、こういうことを行いますよということの説明が必要であるかどうか。

○分科会長（赤堀 博君） 二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。現場でこういった行為を今からやります、この器具を使わせていただきます、こういう効果がありますということを家族に説明の上で実施しております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番の松本です。もう一点だけお願いをしたいと思います。救急隊員の要するに応急処置基準というのが当然あるかと思うんですけども、もう一つは救命士の活動範囲というのが決められているかと思っています。そういったことについて伺いたと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 救急救命士の活動範囲ですが。二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。お答えします。

先ほど資機材の説明のところでも触れましたが、心肺停止状態に陥ったときの血管確保からの薬剤の投与、気道確保のためのチューブの挿管、ブドウ糖の投与、こういったものが救命士だけに与えられている行為となります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） もう一点。17番です。その中に救急外来という言葉が出てくるんですけども、恐らく、何というんですか、救命士の活動範囲をそこまでに拡大する動きがあるということを知っているんですけども、どうでしょう。

○分科会長（赤堀 博君） 白岩総務課長。

○消防総務課長（白岩 勝君） 消防総務課長でございます。救急救命士の活動範囲についてお答えいたします。

現在の救急救命士法では、救命士は活動は救急現場に限られております。病院とかで実習とかをやりますけれども、そのときは医師とか看護師でやっておりますので、現在は救命士は救急活動のみです。

今、多少報道でちょっと私も話を聞いたんですけども、病院に勤めている看護師とかで救急救命士の資格を持っている方がいますけれども、そういう方の範囲を広げるとかというそういう内容ではないかと、ちょっと私も詳しくは分かりませんが、そのような報道

が流れているんじゃないかと思えますけれども、消防職員として採用された救急救命士は救急現場のみの活動に限定されております。

○17番（松本正幸君） 分かりました。ありがとうございます。

○分科会長（赤堀 博君） いいですか。

○17番（松本正幸君） はい。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。松本議員の事業内容のところ、資機材とかその辺のところは分かったんですけど、ここの下に書いてあります新型コロナの訓練、これが非常に有意義だったと今になって思えば思うんですけど、その辺の感想どうでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁いいですか。二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。まず、昨年度の5月だったかちょっと確実な記憶がございませんけれども、菊川病院でまずは入院患者が菊川病院の処置範囲を超えてしまう。こういった場合に専門の病院へ搬送しなきゃいけない。この当時はすごくプライバシーに関して今よりもずっと誹謗中傷とかがありまして秘匿する必要がありました。こういったときに病院の職員とともに誰か分からないような形で、しかしながら、隊員も安全にということで、病院の感染対策室と連携しまして訓練を行いました。こういったことが今につながっておりますので、隊員の感染防止、隊員の着ていくタイベックスというような感染防止衣がありますが、この着方、脱ぎ方、処理の仕方、これを訓練しまして今につながっております。大変これは本当に数をこなしたことによって今スムーズに活動ができております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 野中消防長。

○消防長（野中治彦君） 消防長でございます。ちょっと補足させていただきますけれども、それ以外に昨年4月ですけれども、消防本部の中でも搬送したときのマニュアル、消毒等のマニュアルを作成しました。これで陽性患者、疑いもそうですけれども、搬送した後に帰署、消防本部に救急車が戻ったときには、その隊員は全て現在着ている服を洗濯するとともにシャワーを浴びさせます。その間に救急車を除染といいますか消毒、また、オゾン発生装置でその後に救急車内をさらに消毒をして感染防止の徹底を図っておりますので、そういったことを今は当然ですけれども継続しておりますので、今のところ安心とは言えませんが、感染しないような配慮というか行動は取っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。非常に素晴らしいと思います。こういうことが危機管理意識だと思います。全て想定をして想定外を言わないということで、このままこういう体制を取っていただきたいと思います。本当に頭が下がる思いですので、今後ともよろしくお願いします。

それで1つだけ、50万の委託料の用途をちょっと説明してくれますか。

〔「12節」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 50万4,000円。

〔「50万円」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） 二俣消防署長。

○消防署長（二俣章太郎君） 消防署長です。50万円の委託料の内訳、これにつきまして、保守点検を業者委託している資機材には、救急車に積載して患者さんを搬送するためのストレッチャー、AED機能のついた車外へ持ち出し可能な患者監視装置、呼吸管理をするための人工呼吸器、血中の酸素飽和度を測るためのパルスオキシメーター、収容した患者さんのバイタルを監視する監視モニターと庁舎内の消毒室に備えられましたガーゼや金属製の器具を消毒する高圧蒸気滅菌機、これが内訳になります。

以上です。

○9番（織部光男君） ありがとうございます。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。ほかにございますか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） すいません。10番 西下です。説明資料の20ページのほうになるんですが、9款1項2目の非常備消防総務費というところで、事業実施内容で消防団活性化検討委員会を1回実施したということであるんですけど、なかなか消防団になられる方も大変だと、なかなかコロナで余計にまたなる方も大変かと思うんですけど、このときのはいつ頃やってどんな内容をやったのか。あと、以前、消防団員にお金を報酬振り込むときに団に行くんじゃなくて個人に多分行くようになったと思うんですけど、そこら辺とかは効果があったのか。そこら辺を併せてお伺いできればと思います。

○分科会長（赤堀 博君） 白岩総務課長。

○消防総務課長（白岩 勝君） 消防総務課長でございます。ここの非常備消防費の活性化検討委員会の報償費でございますけれども、年2回分予算が通っております。昨年はコロナの関係で1回ちょっとできなくて書面的な報告で終わっておりますので、1回分の予算を執行

されております。

活性化検討委員会の内容でございますけれども、消防団員確保をはじめとする消防団の活動環境整備についていろいろ検討していただいております。

検討委員の内訳ですけれども、連合自治会の三役の方とか、消防団のOBの方、さらには一般企業の協力事業者になっていただいている中の一般事業の代表の方とか、合計で9名の方が委員としてやっております。

報酬の関係が先ほど出ましたけれども、昨年度、今まで消防団の分団に報酬を一括でやっていたのが個人に全て払うようにいたしました。確かにこの活性化検討委員会でも話を出して、全国的にこの動きがあって、やはり国の資料の中で個人に報酬するべきとのことだということで、菊川市としては昨年度から個人報酬で全て対応しております。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問はありますか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。個人報酬になったときの評価とか、何かやっぱりそのほうがよかったとか、団員の感想があったのか。あと、そうですね、いろいろ要は自治会長会議でも団員には役を持たせないようにという一応そういったこともあって、団員を増やす努力を多分すごくされていると思うので、そこら辺はやっぱりこれからにはなってくるのかなと思うんですけど、そこら辺をお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 白岩総務課長。

○消防総務課長（白岩 勝君） 消防総務課長でございます。活性化検討委員会の検討の中の一つに先ほど言いました役の免除、いわゆる消防団員をやっている間は自治会の役を免除していただいて消防団に専念というか、やはり本人の負担の軽減ということで、昨年度、各地区定例会に回って自治会長にお願いして、一部ですけれども、役の免除とか、あともう一つ、消防団に入る前の新入団員の隊員の説明会、それを自治会長名で案内を出していただきます。そのような形で消防団の負担軽減と活動環境整備をお願いしたと。

報酬が実際消防団に行ってメリットがどうなるか。すいません、そのところはちょっと消防団員からじかには聞いていませんけれども、実際に今まで消防団はボランティアと言いなながらも報酬とか手当が分団のほうに行っていたというのが本人に伝わるものですから、その中でもそれは報酬として頂いてよかったという声があれば一番いいんですけれども、そこら辺はちょっとこれから研究して効果を調べていきたいと思っております。

以上です。

○10番（西下敦基君） 分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） 4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。西下議員の質問に対する答弁で、今、検討委員会で連合自治会とか企業とかOBとかがメンバーというお話だったんですけども、現役の団員はいるのか。もしいないのであれば、現役団員の意見というのはどうやって吸い上げているのか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 白岩総務課長。

○消防総務課長（白岩 勝君） 消防総務課長でございます。委員の中に現役の団員は団長1人だけです。検討委員会を行うその前の段階で作業部会、これは分団長、西部の分団長以上、30名ほどですが、この方が集まって内容を検討したり要望を出したりしています。それを検討委員会に上げる形になりますので、団員の意見を吸い上げて検討委員会にかけています。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。今までのほかの議員の質問とは全く違う質問ですけども、コロナ禍でちょっと前の話ですけど、条例ができて、実際にコロナ患者と接する方の手当が出るということを解決していると思うんです。実際それに対応して現在支払われているということは確認されていますでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 白岩総務課長。

○消防総務課長（白岩 勝君） 消防総務課長でございます。昨日の補正でコロナの県からの供給の関係でちょっと説明させていただきましたけれども、防疫手当ということで団員のコロナの傷病者に接触した者には4,000円、接触せずにコロナに使った資機材を消毒したり、いわゆる救急車の消毒ですね、それに携わった者は3,000円という条例を市のほうで定めていただいております。それに基づいて、実際にあった症例に対して県に請求して、県がそれを払うという形になっていますので、4,000円、3,000円という特勤手当が本人に支払われております。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。ほかにございますか。よろしいですか。

〔発言する者なし〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、以上で質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条の第2項の市長提出議案に対して審議し結論

を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員間の自由討議を行いますので、職員の方はお疲れさまでした。退席してください。

〔「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） お疲れさまでした。

〔「失礼します」と呼ぶ者あり〕

○17番（松本正幸君） 誰の、これ。

○分科会長（赤堀 博君） 消防長、誰か忘れ物。

〔「すいません」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、意見を皆さんから頂きます。発言をお願いします。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。やっぱり消防団の方はなかなか成り手が今は全国的な問題とはなっていますので、ただ、自分が商工会青年部とかに入っていたときにはやっぱりなるべく楽しくためになるようにということで、団員の許可をもらったりとか、勉強しなきゃいけないことがあったりとか、まとめなきゃいけないとか、大変なことはあるんですけど、グループに入ってプラスになることを前面に出す。楽しくなること。上に立つ人は下の者を引き上げたりとか、楽しませるとか努力して、そういった空気がだんだん広まったら「消防団入ってもいいな」という、そういう空気をつくるような感じでだんだんうまくやっていただければなと思います。資格を取れるとか、資格の補助があるとか、あとは今やっていることもたくさんありますけど、なかなかマイナスイメージを消してプラスになって「やってよかった」、そういった形で地域を守っていただくような感じ。地元の方も協力的になるべくは「消防団やってくれてありがとうね」と感謝できるような空気になるように、これからもそうですけれども、消防の本部の方にも頑張っていたきたいなと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございました。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。冒頭に消防長のほうから話がありました熱海の件です。こういうことに対しての備え。私は先ほどのコロナの件を聞いていまして非常に安心を感じ、信頼できるんじゃないかと思ったんですけども、我々が非常事態ということを考えたときには、もちろん土砂崩れもあるでしょうけれども、南海トラフ巨大地震が当面の課題だと私は思っております。そのときには想像できないような事態になって救急車を呼ぶことが物すごく起こると思うんですけども、道路も通れないかもしれないし、いろんな問題が

ある。でも、それを想定、ありとあらゆることを考えてやっていくのが危機管理でありますので、私はそういう意味からも、今年はコロナ禍で防災訓練も中止になっておりますけれども、消防署の中ではそういうことを具体的にやってもらいたいと思っております。ですから、そういう危機管理意識は私は消防署だけの問題ではなくて本庁の問題でもあると思っております。ものですから、ぜひそういった意識も皆さん持っていただきたいなと思います。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。コロナの関係については当然、消防署もそうでしょうし、役所の職員もそうでしょうし、市民もそうだと思います。個人的にもやっぱり危機管理意識を持って対応するというのは当たり前のことだと思います。本当のことだと思います。

元に戻りますけれども、消防の関係については生命と財産を守る、こここのところに本当に尽きるんじゃないかなと思います。皆さんが休んでいるときにも眠らずに活動をしてくれておりますし、そういうことをしてみるとやっぱり感謝しなくちゃいけないなという面も非常にあります。救急業務、こういったものもありますし。

それと、合併の関係、これも少し頓挫しているような状況であるんです。中東遠の関係なんですけれども、既にもう牧之原とかそういったところについては静岡へ編入してやられているということもありますので、合併して果たしていいかどうかというものは少し読めませんが、当然中東遠の司令部というものがありますけれども、基本的に菊川のほうへ情報が流れてきます。そういったものを基にした一つの消防署、こういったものにしていくというのが当然だと思いますし、また、市長が、この辺の市長さんが変わられたということも一つの私は理解じゃないかなと思っておりますので、ぜひそういったことも議会としても重視していきたいと、そういうふうに思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。西下議員がおっしゃった消防団についてなんですけれども、私も入団して団員の方からいろんな課題があるんじゃないかという声は実際に聞くところでありまして、先ほど検討委員会のメンバーが団長がいらっしゃるということなんですけれども、やっぱり課題一番分かっているのは現役の団員で、勧誘活動も現役の団員がしているのです、勧誘に関する課題とかも現役の団員にもっともっと積極的に聞いていくべきで、例えば匿名のアンケートとかそういったのも含めて現役団員の方に聞いてくるということも大事だと思います。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。ほかにございますか。3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 3番です。多分僕らが入る前、語り尽くされていることだと思うんですけど、やっぱり団員の優遇策、先ほど出ましたけど、多分当然これは出ている話だと思うんですけど、若い消防団員の免許が消防車が乗れないというのは多分前から検討されていると思いますけど、その辺はどういう何か対応されているのでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 消防車の。

○3番（渡辺 修君） 運転免許が普通免許だと乗れないという。僕らの世代、自分らの35歳ぐらいから上はもう取った瞬間にそれが乗れる。それから下になると乗れないというそういう状態ですので、それを何か市として免許を取ることにに対する優遇とか。

○分科会長（赤堀 博君） 補助があるじゃんね。

○3番（渡辺 修君） ありますか。

○10番（西下敦基君） 前は出てなかった。出るとか出ないとかぐらいで。ただ、消防車の規格で乗れる場合が出てくるという話があって、その免許を補助しているところは、吉田は結構手厚かったりとか、そういったのは情報はあったけど、菊川でどこまでやっていますかね。最近の話だと思う。

○3番（渡辺 修君） 準中型で5トン。自分は乗れるんです。

○8番（横山陽仁君） 準中型。

○3番（渡辺 修君） 準中型までであれば。

○4番（渥美嘉樹君） 普通免許。

○11番（赤堀 博君） 前は8トンまで乗れた。

○10番（西下敦基君） これからだと思う。

○3番（渡辺 修君） これから。

○10番（西下敦基君） これからの人だと思う。

○17番（松本正幸君） 5トン。

○3番（渡辺 修君） 5トンに限ると書いてあるんですけど。5トンなので消防車は乗れるんです。

○3番（渡辺 修君） うち8だもんね。

○17番（松本正幸君） 8だもんね。

○3番（渡辺 修君） 自分のときは5トン。

○分科会長（赤堀 博君） 何か個人の負担にならないように補助をとというのがありました。

○3番（渡辺 修君） 団員が1人も乗れんじゃ困る。

○17番（松本正幸君） そうだな。

〔発言する者あり〕

○17番（松本正幸君） 8トンだったらおる。

〔発言する者あり〕

○17番（松本正幸君） 8トンなら。

○3番（渡辺 修君） 8トンなら乗れるんだよ、たしか。

○分科会長（赤堀 博君） どうですか。よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、以上で消防本部の決算審査を終了いたします。

ただいま出されましたご意見等を基に分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告させていただきます。分科会長報告の作成につきましては正副分科会長に一任願います。

休憩ですね。

閉会 午後 3時00分

開議 午後 3時02分

○分科会長（赤堀 博君） それでは、続いて、危機管理部の決算審査を行います。

竹内危機管理部長、所管の課名等を述べてください。竹内危機管理部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部です。危機管理部の所管は、危機管理課であります。よろしく申し上げます。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、これより質疑を行います。質疑、答弁に当たっては、必ず事前に挙手をし、指名を受けてから発言するようにお願いします。質疑は、事前通知を提出している委員についても、質疑時間の中で収めて質疑をするようお願いいたします。また、発言する際には、必ず冒頭で、番号、役職名等を述べ、マイクを使用し、はっきりと大きな声で発言するよう願います。限られた時間を有効に活用するため、委員個人の意見について

は、後で予定しております自由討議で述べていただき、ここでは簡潔明瞭な質疑、答弁にご協力願います。

それでは、最初に、事前通知を提出された委員からお願いします。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。1つ目の質問で、9款1項5目防災施設等管理費、タブレット説明資料で12ページです。ここでため池の水位調整を行ったところへ補助金を交付したとあるが、雨天時の後などに実施状況を確認しているのか、そういったことを教えてください。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 木佐森課長。

○危機管理課長（木佐森由巳君） 危機管理課長でございます。西下議員からのため池の水位調整について、雨天時の後などに実施状況を確認しているのかについてお答えいたします。

毎年、年度の始めに自主防災会長宛てに、補助金の説明通知のほうを配付いたしまして、出水期が終わる11月下旬を期限として実績報告書の提出をお願いしております。その中で、たまに水門開閉操作日報の提出を依頼しておりますので、水位調整の実施状況を確認しております。雨天時などの、直接見に行くといった、そういったことではございません。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。やっぱりため池が出水期のときには、水をなるべく少なくしてもらって、降ったらなるべくためていただくようなことをやっぱりしていただくべきだと思うんですけど、ただ、もしかして農業用水を使ったりとかすると、あんまり減らせれないとか、この池はどれぐらいたまるだとか、そういったのとかは、ちゃんとチェックしておかないとまずいと思うんですけど、そこら辺はどうですか。

○分科会長（赤堀 博君） 木佐森危機管理課長。

○危機管理課長（木佐森由巳君） 危機管理課長でございます。今、委員おっしゃるには、ため池の調整能力として管理されているかという、そういったことだと思うんですけど、実際におっしゃられたように、利水として田んぼの水として使われているというものは、もともとため池の機能の中にありますので、その、とにかく出水期前に水位を下げてくださいということをお願いさせてもらっている、そういった状況にあります。

以上です。

○10番（西下敦基君） 分かりました。

○分科会長（赤堀 博君） 次、2番目の質問、松本委員、お願いします。

○17番（松本正幸君） 17番です。9款1項5目大規模地震対策等総務政務事業費、タブレットが14ページになります。感震ブレーカーの設置補助の関係なんですけれども、申請件数を教えていただくことと、あと前年度比較18件減の要因、それから、制度の分析こういったものについて、まず伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 木佐森危機管理課長。

○危機管理課長（木佐森由巳君） 危機管理課長でございます。感震ブレーカー設置補助について、申請件数を減少の要因と分析についてお答えします。

本事業の周知の方法としましては、対象となります65歳以上の世帯の方に通知のほうを発送させていただきまして、そのほかとしましては、広報紙やホームページによって周知のほうを行っておるところです。

申請数になりますが、令和元年度においては、30件に対し、令和2年度は12件となり、18件減少という結果になっております。

令和元年度については、75歳以上の高齢者の世帯から、65歳以上の高齢者の世帯などの対象を拡大したことや、補助対象者に対し、個別に通知を発送し、周知を図ったことにより、申請者の増加につながったと考えております。

まだ3年目でもありますし、補助対象者も変更しておりますので、比較は難しいとは考えております。令和3年度の申請数は17件でありますので、大きな減少ではないというふうに考えております。

ただ、昨今は、地震等がなく、風水害のほうに関心が高まっていることや、揺れが来たときに球体が落ちてブレーカーを下げる簡易的なものが普及していることから、申請者の増加というのは、また今後も考えていかないといけないというふうに考えております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。先ほど65歳以上の世帯ということで答弁を頂いたんですけども、この65歳以上の世帯は、菊川市内では何件あるんですか、対象となる件数、教えていただけますか。

もし分からなければまた後でいいと思いますので、お願いいたします。

それで、年齢制限を設けた、いわゆる高齢者世帯へというようなことなんですけれども、これは全戸対象じゃうまくないんですか。考えたことはございません。この感震ブレーカー

そのものは、ここの菊川市内の企業が作られているのか、基本的にどっかで作った物をこっちへ持ってきているのか分かりませんが、そういったことで、やはり市内企業の育成のためにも、こういった物はPRするほうがいいんじゃないかなと思ひまして、全戸へという形を取ったらどうかな、そういうふうには思ひているんです。どうでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 答弁を求めます。木佐森危機管理課長。

○危機管理課長（木佐森由巳君） 危機管理課長です。補助対象者を増やすという意味で、65歳以上というふうには幅を広げているような、そういった取組のほうをしております。今後、全戸でそういった感震ブレーカーというものが設置が必要かどうかというのは、そういったものがどうかというのにはちょっと研究が必要かなというふうには考えます。今言われた市内企業さんのPRとしても、そういった意味があるのかどうかというの、併せてまた考えていけたらというふうには思ひます。

○分科会長（赤堀 博君） 竹内危機管理部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。企業との関係でちょっと補足させていただきます。ちょっと名前はあるんですけど、市内にある電機部品、ブレーカー等を作っている会社があるものから、うちの危機管理課のところに、皆さん通っていただくと入り口に置いてあるんですが、実際のデモで地震を起こしながらやるのをちょっとお借りしてPRさせてもらっています。それから、これは、例えばですけど、出前講座へ行って、この感震ブレーカーの希望、一人でも多くの方にやっているものから、そのときにも、あの感震ブレーカーの見本、あれを持って行って、ちょっとあそこには企業名が書いてあるんですけど、そういうような形で、これを使ってくださいと市のほうの意ではないんですが、一つの例として、こういう形でというふうな、市内の業者でやらせていただいている実績があります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 17番です。制度として、やはり一人でも多くの方に感震ブレーカーをつけて、安全なまちづくりをするんだという一つの目的やったら、全市民に、世帯に対してやったらどうですかって僕は聞いているんです。なもんで、今後研究するとか、そういったことも踏まえて、課長は答弁をしてくれたんだけど、再度確認いたします。はっきりと述べてください。

○分科会長（赤堀 博君） どうでしょう。全世帯で普及するようにしたらどうですかということ。なかなか難しいですか。木佐森危機管理課長。

○危機管理課長（木佐森由巳君） 危機管理課長でございます。今、実際に先ほどちょっとお答えしたんですけど、65歳以上、今の補助形態にしてからまだ数年しかたっていないものですから、その動きの中で、今後全世帯に拡大が必要であるというふうなことが考えられるんなら、そこは、そういった補助要綱の変更を考えていかなくていけないというふうに考えております。すみません。今、口頭でそのものの即答できませんので、大変申し訳ありません。

○分科会長（赤堀 博君） 17番 松本委員。

○17番（松本正幸君） 補助制度の目的は何ですか、何と書いてあるんですか。

○分科会長（赤堀 博君） 木佐森危機管理課長。

○危機管理課長（木佐森由巳君） 危機管理部長でございます。要綱のほうを読み上げさせていただきますと、趣旨としましては、地震災害時における電気を原因とする火災の発生を住民自ら防止することにより、火災被害の減少及び市民の安全な避難行動を図るためとしております。

以上です。

○17番（松本正幸君） 研究してください。

以上で終わります。

○分科会長（赤堀 博君） 7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 7番です。この件について、もう一点ちょっと検討いただきたいことがあります。前も言ったと思うんですが、補助金の申請をつける側が行うんです。見積り取れとか、型番の型式とか、いろいろ細かいところを、逆にいうとつける側がそんなことをあつていて注文してつける、業者側は分かっていると思うんです。そうすると、一番いいのは、つける業者が補助金を市に申請してもらって、その補助金額を引いた部分で各家庭に設置するというのが、家庭としても、その補助金を申請する手間が省けます。業者側としても、ある程度、安い金額を打ち出した中で補助があつてつけられますよという、業者側もそういうことでつける方が増えれば仕事が増える。前これを言ったら、押し売りみたいなことになると言ったんですけど、これは、業者側が申請しようが、一般の人の申請しようが押し売りというのは起こり得るんで、そこは、業者側に設置を依頼するのは、あくまでも一般の家庭の方というところで指定しておけば、その点の届けの申請の仕方というの、この場を借りていえば、どのものについても市のものは、僕、生ごみ処理機の補助金を申請しましたが、同じような形でした。できれば、家電量販店がそういう申請をするというところが望ましいような気がする。そういうところの改善というのは検討していただけないでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 木佐森危機管理課長。

○危機管理課長（木佐森由巳君） 危機管理課長でございます。今、おっしゃられた家電量販店……

○7番（小林博文君） 感震ブレーカー。

○危機管理課長（木佐森由巳君） 感震ブレーカーの設置について、そういった事業者サイドのほうから補助金申請をされるというふうなことについての可能性についてなんですけど、やはり、そのところがご自身が何をどういうふうにつけるのかというところをしっかりと把握して申請していただきたいという趣旨があると思いますので、そのところは、これまでどおりの申請者の方が、取りつけられる方が申請をしていただくという、そういった申請の流れを継続していきたいというふうに考えております。

○分科会長（赤堀 博君） 7番 小林委員。

○7番（小林博文君） そうしたら、ぜひ申請書類のほうを見直しをお願いしたい、もうちょっと簡単に。あるいは、例えば、地区センターへ行ったら代わりに書いてくれるとか、そういうサービスがないと、行政側ではなかなか気がつかないかもしれませんが、一般の方に書くのには大変不向きなが書類となっております。この辺の見直しというのは、全庁舎的な書類というのを一度見直していただきたいと。

○分科会長（赤堀 博君） 私の姉も今年つけました。本人は何も分からないもので、近所の知り合いの業者が、いいよ、全部申請からやってくれるよということで、それで、配電盤です。その中に収まるものはこんだけの安い分、それから、配電盤に収まらなくて外に取りつけになると、もう少し高くなりますよってすごい丁寧に教えてくれて、結局、配電盤の中に収まる安い機種で済んだ。全て業者がそうやってやってくれると市民も助かりますけれども、本当は市民が申請するというので、その辺をもう少し簡素化になるような申請で済むような、書類の内容を少し精査していただくとありがたいですが。

竹内危機管理部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。小林委員が言われましたけど、今日実は申請書を持ってきていただいた方がいらっしゃいまして、その中で、役場に何回も足を運ばないといけないというお叱りを頂きました。私も元建設課にいたものなんですけど、技術的な面が絡む場合、今度もそうですけど多いと思います。ただ、この電気の関係、正直言って、私たちもブレーカーの種類もたくさんありますし、確かに、先ほど松本委員もありましたが、普及できない原因の中に、そういう書類の複雑さというのも、場合によったらあるかもしれ

ませんので、今小林委員が言われました。全ての市の申請書をそうやってやれるかというのは別ですけど、ちょっと今度見積書にもいろんな電機屋さんが出ているものですから、そういう方と1回確認というんですか、そういうのはさせていただいて、申請書はこうしてもらおうと、電気屋もいいよとかという、全てが改善するというわけにはいかないですが、内容ともう一回精査させていただいて、それを利用して一人でも多くの方に、この制度を使っただけというような感じでちょっと検討させていただきます。よろしくお願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 先ほどの松本委員からの65歳以上の世帯何件かというの分かりました。竹内危機管理部長。

○危機管理部長（竹内浩巳君） 危機管理部長です。今担当に確認させましたが、2,880の方に、今回直接郵送で案内を送らせていただいています。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 松本委員、追加でいいですか。

○17番（松本正幸君） いいです。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ次行きます。渡辺さん。

○3番（渡辺 修君） 3番です。9款1項5目、タブレットの16ページです。1つ目がパンフレット作成で、ちゃこちゃんメール登録者は増えたか。新型コロナウイルス感染症により防災フェア及び防災講演会は中止になったが、その防災啓発事業として、どのようなことを考えているか。出前行政講座の内容見直しをどのような内容か。

2つ目が、ガイドブック作成のために増額補正と繰越しがなければ、予算執行率は49.4%だが、その要因と繰越し事業は、今後の方向性と防災フェアや講座内容の見直しとあるが、具体的にはどういうのがあるのか。お願いします。

○分科会長（赤堀 博君） 木佐森危機管理課長。

○危機管理課長（木佐森由巳君） 危機管理課長でございます。

まず、最初にパンフレットの作成で、ちゃこちゃんメールの登録者は増えたかについてからお答えしたいと思います。

まず、ちゃこちゃんメールの登録パンフレットは、令和2年7月にA4両面のカラー打ち出しを作成いたしまして、全戸に配布のほうをさせていただきました。その結果、令和元年度の同月が67人の登録者数の増加に対し、令和2年度は、過去最多の562人の増加がございま

した。加えまして、出前行政講座や会議等でもパンフレットのほうを配布しまして、登録について啓発のほうを行った結果、パンフレット作成前と作成後の1年間を平均して比較した場合、約120%の増加となりました。

2つ目の新たな防災啓発事業はどのようなことかについてですが、新型コロナウイルス感染症対策としまして、一度に多くの市民を集めての防災講演会や防災資機材の展示等を実施していました防災フェアのほうを見直しいたしまして、体験を通しまして、防災の知識や経験を学べる手段としまして、親子を対象としました防災ワークショップを実施するように変更しております。令和3年度には、新型コロナウイルス感染症対策を徹底する中、8月3日にパッキング、同月11日に防災アウトドア術というのを開催いたしまして、全体で22組、48人の親子が参加してくださいました。

今後、このような防災ワークショップを実施しまして、防災啓発を行っていきたいと考えています。

3つ目の出前行政講座の見直し内容についてですが、令和2年度は講座名を日頃から取り組もう。災害時防災対策についてであり、詳細については内容欄のほうに記載しておりましたが、実際どういった講座を希望されているかは分かりにくかったため、講座を希望される方と直接お話をさせていただき、内容を聞き取りした上で講座を実施しておりました。

令和3年度からは、講座を1つから3つに分類いたしまして、1つは新風水害、原子力災害を対策とした災害への備え講座とし、2つ目は今進めているマイタイムラインを周知するため、マイタイムライン作成講座、3つ目にタグやクロスロードの体験型防災講座として市民の方々が選びやすいように変更しました。

また出前講座をより多く実施するため、ふじのくに防災士菊川市委員会と連携して実施しております。

次に、増額補正と繰り越しがない場合の予算執行率49.4%の要因と繰り越し理由について、こちらについてお答えします。

本予算におきましては、当初91万5,000円を計上しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により、防災フェアを中止いたしましたので、42万9,000円の減額をお認めいただきまして、予算額を47万6,000円としております。

増額の理由と繰り越しの理由についてですが、防災ガイドブックの作成につきましては、県の地震津波対策等減災交付金、こちら交付率3分の1になりますが、これを活用して令和3年度に事業実施するよう計画しておりましたが、しかしながら令和2年度の補正予算に計

上の上、令和3年度に繰り越し事業とした際には、地震津波対策等減債交付金として交付率が2分の1にかさ上げされる。そういった旨の通知がございました。

したがいまして、補正の増額と令和3年度の繰り越しのほうを計上いたしましてお認めいただいたというふうな状況でございます。

なお、防災啓発事業については、補正を2回ほど行っておりまして、補正後の47万6,000円と繰り越し事業89万1,000円を合わせて、予算現額としましては1,136万7,000円となりますので、予算執行率は33%になろうかと思えます。

次の、防災フェアと防災内容については先ほどお答えしたとおりですので、ご容赦いただきたいと思えます。

以上でございます。

○分科会長（赤堀 博君） 再質問ありますか。3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 渡辺です。結局、フェアとか講座が全くできなかったというか、そういうことからガイドブック作成という意味ではないの。

○分科会長（赤堀 博君） 木佐森危機管理課長。

○危機管理課長（木佐森由巳君） 危機管理課長でございます。フェア等ができなかったのがガイドブックを作成したということではなくて、フェアはフェアとして開催を予定しておりましたが、コロナの影響によって開催できなくなりましたので、そちらについては減額のほうをお認めいただいたところ です。

ガイドブックについては、令和3年度の事業費として当初考えておりましたが、令和2年度中にやってそれを繰り越しするならば、その補助率が3分の1から2分の1で対応してくださるといった、そういった通知を頂いたので、そのときに最初の補正だったと思うんですけど、そのときに計上させていただいたとともに、繰り越しのほうをお認めいただいた。そういう状況です。

以上であります。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。

○3番（渡辺 修君） はい。

○分科会長（赤堀 博君） 続いて、4番目、西下委員、お願いします。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。4つ目の質問で9款1項5目防災対策総務費、タブレット説明資料の19ページですね。ふじのくに防災士養成事業補助金の利用は何人か、まずお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 木佐森危機管理課長。

○危機管理課長（木佐森由巳君） 危機管理課長でございます。ふじのくに防災士養成事業補助金の利用者数についてのご質問です。

まず、令和元年度には4人が補助をしていただきました。令和2年度なんですけど、こちら静岡会場、県の事業になるんですけど、静岡会場や浜松会場で講座を実施することで募集を進めておりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、途中からウェブ開催というような方式に変更されました。したがって、令和2年度においては受講された方もいらっしゃるなかったものですから、利用者もなかったとそういった状況です。

ちなみに、令和3年度も同じくウェブ開催というような形で今実施されておりますが、市内から4名の方が今回参加していただいております。こちらの方々申請のほうをいただいております。9月7日から始まっております講座のほうに出席されている。そんな状況でございます。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。ふじのくに、これは防災士の補助金になるんですけど、日本防災士会とかほかの防災士の資格とかの補助とか、そういったものはこれから検討とかはしていないのか。分かればお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 笹瀬係長。

○防災対策係長（笹瀬泰広君） 防災対策係長です。ここではふじのくに防災士の資格と、あと防災士の資格とどういうふうが違うかという話なんですけども、ふじのくには県の主催する事業で、そちらに約8割以上出席していれば、研修など出席していれば、その称号が与えられるというのがあります。それを受けると防災士機構の、日本防災士機構の試験を受ける資格が得られるということなので、ちょっとふじのくにと若干違うというような現状でございます。

その補助金というのは、今現状としてはふじのくにが令和2年度からできたばかりですので、その状況を見つつ、そちらの日本防災士機構の資格のほうも検討していきたいと思っております。

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。

○10番（西下敦基君） はい。

○分科会長（赤堀 博君） じゃあ、最後、渡辺委員お願いします。

○3番（渡辺 修君） 3番です。9款1項5目女性の防災啓発事業費で、タブレット23ページです。令和2年度の講演会は参加者86名のうち女性が4名、令和元年度は参加者198名のうち女性が46名と男性より少ないです。次年度以降、増やす取組についてお伺いします。

○分科会長（赤堀 博君） 木佐森危機管理課長。

○危機管理課長（木佐森由巳君） 危機管理課長でございます。女性の参加者への増加の取組としましては、周知方法としまして自主防災会や地区防災連絡会、防災指導員の皆さんには可能な限り女性の参加を募るお願いのほうをしておるところです。

令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症としまして、参加される方々を防災指導員と自主防災会だけに制限させて開催させていただきましたので、そういった結果で4名の参加というような形になっております。

令和3年度の防災講演会につきましては、今後11月6日の日に開催するよう今準備のほうを進めております。定員に限りがありますが、一般の参加の方を広く募集のほうをしておるところです。今後も、女性が参加しやすい事業というのを検討してまいりますので、検討のほうを進めてまいります。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 3番 渡辺委員。

○3番（渡辺 修君） 3番です。特に都会に行けば行くほどに、密集地に行けば行くほど女性の必要性、田舎に行けば自営業者の農家の男の人というのはいるんですけども、昼間いるのは女性ですので、何とかたくさん女性が、一番役に立つのほうにいるときの女性という、パートにしても何にしてもやっぱりパーセントが高いので、ぜひとも検討をよろしくお願ひしたいと思っております。

○分科会長（赤堀 博君） 要望だね。事前質疑は終わりましたが、その他、危機管理課に対する質疑がありましたらお願いします。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。危機管理ということで、30年以内にもう一度震度7以上、マグニチュードでいうと9ぐらいでしょうか、起こるといわれております。その大地震に対する対策、危機管理課としてどのように、初動体制から始まりまして避難所生活までずっと、統計的にやるべきことは山ほどあるわけですけど、どれだけのことを考えているのか、また機会を見て議会のほうにもそういう報告をしていただきたいなと思っております。

これだけのことを考えていると。議会としてどうでしょうかね、これでというようなところをやはり検討をしていただきたいなと思っております。お願いいたします。

○分科会長（赤堀 博君） 30年以内に確実に起こるって、そういう災害に備える準備はどのくらいしているのか。ぜひ、しっかり検討していただいて、議会のほうに報告を願いたいということですので。西下委員。

○10番（西下敦基君） 菊川市防災計画というのがちゃんと出ていますので、それを見ていただいて、それに違うんじゃないかというのをまた質問していただければいいんじゃないかなと僕は思いますので、報告を求めるといのは往来にもなってきますし、ほんと今必要なことをちゃんと議論として、一般質問できるわけですし、そこら辺で聞けばいいと思います。以上です。

○10番（西下敦基君） 議員の中でちょっと……。

〔発言する者あり〕

○10番（西下敦基君） それを要望するかは、また委員会の中で検討する。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） よろしいですか。それじゃ、以上で危機管理課への質疑を終了いたします。

それでは、ただいまから議会基本条例第11条第2項の市長提出議案に関して審議し、結論を出す場合、議員の相互間の議論を尽くして行政形成に努めるものとする規定に基づき、委員間の自由討議を行いますので、職員は退席をお願いします。お疲れさまでした。

それでは、ただいまから自由討議を行います。ご意見のある委員の挙手を。10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） 10番 西下です。最初、感震ブレイカーの件で私65歳以上でなきゃだめだっていうことだったんですけど、まず20とか枠があれば65歳以上で10個枠が埋まったらそれで終わりではなくて、そこで申請がなかったら枠を広げるとか2段階のような感じで、なるべくしっかりとした予算を使う。そういったことも必要だと思いましたし、あと申請がしづらいついていう話もありましたが、ぜひそれは来年度改善をしてというような方向でしていただければと思います。そういったことを来年度は進めていただくようには、ちょっと自分は思いました。まずそれを今してもらえます。

○分科会長（赤堀 博君） 感震ブレイカーについてですが、ほかにございますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 感震ブレイカーについては、25年前の阪神淡路の教訓です。通電火災

があのかときには起きて、非常に火災で亡くなった方も多かったものですから、それが一つの教訓です。25年前の。ですから、私が議員になってからもその話はもう何度となく出しているんですけども、ちょっとあまりにも行政としてはやるのが遅いということでした。

もちろん熊本地震の教訓もありますし、東日本大震災の教訓もあります。この辺のところは、本部ですね、防災本部についての完成度低かったというのが教訓になっています。だから、我々も議会ももちろんですけども、執行部のほうの対策本部についてのこともしっかりとチェックを入れていかなきゃいけないと思いますので、とにかく30年以内、我々が生きていのかどうか分かりませんが、若い方は当然生きていると思いますし、それなりの対応をしておかないとまずいと思いますので、ぜひ考えていただきたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。17番。

17番（松本正幸君） 17番です。防災関係については東海沖の大震災、東海地震の頃から静岡県については防災対策、そういったものに力を注いできております。それは、南海トラフの大地震につながり今もそのような形で地震対策、そういったものについて防災計画、そういったものをつくりながら、策定しながら順次来ているわけでありましてけれども、当然、日々見直しをするというのは当然のことであって、課題があれば当然そういったところで見直しをする。それが本来の防災計画の在り方だと思うんですね。

熊本とか、そういったところの地震の関係によると、高度計算、こういったものがあまりにも甘すぎるそういったことによって災害の規模、こういったものが大きくなっているということは確かだと思います。ですので、静岡はこれで安心ということではなくて、さらにもう少し大きな地震に備えるような防災計画、また地域においても地域の防災計画をつくらにやいかんと思うんですね。

ですので、防災連絡会、各地区にございます。こういったところで防災マニュアル的な防災計画、こういったものも私、地域防災計画として打ち出すということも必要なことで、進んでいる地区についてはもう既にそういう取組をしております。

ですので、単純に行政のほうにあまりいうということではなくて、基本的なマニュアルは行政でつくっていただく、それ以外については当然、自分たちもその仲間になって地域のことを考える。これが、本来のやっぱりみんなで協働して基本的に進める一つの計画じゃないかなと思うんですね。そういったものをやっぱり思いつつ、事前にもうそういうふうな形で参画をしていただくように、ぜひお願いしたいなと、そういうふうに思っております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。ほかに、よろしいですか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 先ほど、私最初に言った初動計画、それが今これ地震対策の127ページに及んで書かれています。もう、最近書かれていますけども、実際に初動計画をどういうふうな形で、個人がどう動くんだと、それが最も肝心なことなんですよね。

ですから、そういった具体的なものをやはり分かりやすく、議会については小林議員がつくってくれておりますのでいいんですけども、そういったものを、だからこのようなものが危機管理課がつくったものではないと。どれだけこれを理解しているかというのはわかりません。そういった意味で、私のほうはより具体的に市民がこれを見て分かるかといえば分からないと思います。初動体制。そんなことをお願いしておきたいと思います。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。ほかによろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○分科会長（赤堀 博君） それでは、以上で危機管理部の決算審査を終了します。

ただいま出されましたご意見等を基に、分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会にて報告をさせていただきます。

分科会長報告の作成につきましては、正副分科会長に一任を願います。

閉会 午後3時46分

開会 午後 3時47分

○分科会長（赤堀 博君） 続いて、議会事務局の決算審査を行います。赤堀議会事務局長。

○議会事務局長（赤堀剛司君） 議会事務局の赤堀です。今日は大石とともに出席しますのでよろしく申し上げます。

○分科会長（赤堀 博君） それでは、議会事務局の決算審査を行います。

質疑を行います。初めに事前通知を提出された委員の質疑から行います。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。タブレットページで言うと10ページ、議会会議費になります。データの保存期間について。基本的には長期保存がよいと考えるが、データの空

き容量に余裕がないのか伺います。

○分科会長（赤堀 博君） 大石係長。

○係長（大石輝幸君） 事務局の大石です。現在運用している菊川市議会のペーパーレス会議システムの保存容量ですが11.264MB、これは11GBになると思います。

運用を始めてから、令和元年10月からでございますが約2年間経過してる中で、使用容量が4,793MB、4GBでございます。全体では43%、2年間で使ってるかなというような状況でございます。

単純計算ですと、4年分の保存が可能かなと判断しております。こちらのほう容量を上げる場合もできます。ただ、その単位が10GBの単位でございます。それを上げる、オプションで追加することは可能なんですけど、もし10GBを追加した場合は単純に月4万9,500円の使用料がかかります。

現在、こちらのほう契約してるのが99万円ですので、年間として158万4,000円ていうような契約金になるかと思えます。実質可能ではございますが、ここの保存容量につきましては、今後ICT通信チームを中心に議員の皆様と協議しながらデータ保存をどのようにしていくか。

単純にいいますと、議事録、資料につきましては図書室にも議案はございます。各委員会の資料は事務局にあります。保存されてます。5年、10年間という期間はございますが、そういった中で後は自分たちのメモしたものをどうしていくかという形になります。幾らでもお金をかければ保存は可能だと思いますが、ただ大量にそのデータを保存しておいてそれを昔のものを見るかというのと、なかなか見ないかと思えます。

そうしたことも踏まえながら今後、あと2年ほどは入れることが可能ですので、そういったものを検討しながら増やすのか、またデータを整理していくのか、そうしたことを考えていければなと思っております。

説明は以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 追加質問しますか。4番 渥美委員。

○4番（渥美嘉樹君） 4番 渥美です。この質問の趣旨なんですけども、自分は個人的にはやっぱり長期保存がいいと思っていて、自分の体験としてこれ検索機能があるわけですね。決算のときに自分が注目してる事業の名前をぼちぼちって入れると、前年度の予算とかこれ全部一覧で出てくるわけですね。

そうすると、やっぱり議員の議員活動として非常に便利思うので、ぜひ容量を増やす方向

にいてほしいなという思いがあつての、質問じゃないんですけれどもそういった趣旨で質問させていただきました。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） 10番 西下委員。

○10番（西下敦基君） すいません。10番 西下です。関連で質問もらいます。

多分、議員が4年かわるときにメモとかを書いたものとかそういったもののデータというのは果たしてリミットあるもんなのか、それとも令和、平成とかの今までの予算書はどんどん積み重なってると思うので、その容量がほとんどでもうメモとかそういったのはもう微々たるもんのかそこら辺ちょっとぐあいが分からないので、個人としても議員側もこれで切り替わったときに、データを消すところもあると思うんですけどそれがどれぐらい、分かれば、あんましほとんどないのか。

○分科会長（赤堀 博君） 大石係長。

○係長（大石輝幸君） 事務局の大石です。その皆さんがメモした容量というのはこちらでそれは把握はできません。あくまでこちらのほうはPDFデータを入れているものでございますので、そこまでのものは保存してるのかなとは思いますが、議員の改選時には、それが今回ですね、皆様にお伝えしたものがあつたんですけど、もしメモが必要とか残しときたければ、印刷なりデータをはき出すてことをお願いしたかと思ひます。逆にそれをさければ、皆さんされなければ資料は要らないのかなていうのは思ひます。

今回2期目とか残られた議員さんは、多分はき出しとかそういったことはお伝えしたとおひやったのかとは思ひますけど、そういったものも踏まえながら考えていくのが今後の課題かなと思ひておひます。よろしくおひしたいと思ひます。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにござひますか。7番 小林委員。

○7番（小林博文君） ちょっと関連でですね、ちなみに文章等管理の規定としてこの議事録とか予算書、決算書とかは保管期限みたいな決められてるのでしょうか。

○分科会長（赤堀 博君） 大石係長。

○係長（大石輝幸君） 事務局の大石です。まず議案とかそういったもの、議会にかかるとものは永年保存です。これはなくすことができないものでござひます。ただ、あとそれぞれの会議でありますとかそういったものは、やはりすぐに捨てちゃうものはいけませんので、必要なものとして10年保存という形ではとらせておひておひます。

その中で、こういった審議をする部分については、それ以降またとておくかそういった

ものはして、必ず保存期間が過ぎるとき確認を取ります。その中で、余分の資料はそこで捨てさせていただきます。

そういった形で、審議とかそういったものにかかるものはできるだけ長くは取っておきますが、基本は10年、議案とか議会にかかるものは永年ということで、こちらのほうで決めさせていただいております。

以上です。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにございますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 今のその話はね、永久保存しなきゃいけないもの、定例会とか文書化してファイリングしてるじゃないですか。ですから、今のお話というのはタブレット内の話をしてるわけですよ。

○分科会長（赤堀 博君） どうでしょうか。よろしいですか。

それでは、以上で議会事務局分の質疑を終了します。

それでは、ただいまから議会基本条例第11章第2項の市長提出議案に関して、審議し結論を出す場合、議員相互間の議論を尽くして合意形成に努めるものとするとの規定に基づき、委員会の自由討議を行いますので、職員はお疲れさまでした。

それでは、自由討議にご意見のある方。7番 小林委員。

○7番（小林博文君） 今の件なんですけども、タブレットを入れるときにも入れてからも質問したこともありました。容量的な問題で検討してみますという回答があったんですが、今5年分ぐらいということで、一般的にちょっと民間的にISOなんかでやってる文書管理は大体5年というのが主流。

今聞くと、永久保存以外のものは10年で意外と長かったんで、ここの考え方としてこういうところでやったんですけど、この10年分は今年やったらタブレットも10年分必要なのか、逆に10年分あるんだからタブレットからは要らないという考え方もあると思います。

あと私が思ったのは、今までタブレットの前は皆さんは紙でいただいていたんですがどういう周期で、まだ全部持っていられるのか廃棄されてるのかというのを、どちらも、タブレット前にやられた議員のほうからどんな感じか。

僕、3年分しか保管しないようにしようと決めて、3年経過したものは全てここに持ってきて、溶解という処分をするようにして、こっち持ち込んで処理してもらってます。3年分ぐらいしかない。今タブレット化されたんで、紙のものはあと1年分ぐらいしかないと思います。それ含めてですね、どういうふうに保存してるか。たしかね、3年前ももういないん

で、ちょっと様子が変わったり、処理、施行されるとあまりにも、今言ったようにコミバスとかとか長引くようなやつはちょっととっといたりはしてますけど、予算決算書で極端な方は割とここに廃棄しておいていく方もいるんで。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにありますか。9番 織部委員。

○9番（織部光男君） 9番 織部です。渥美議員のようにSNSを使いきっているいろいろなホームページをやっていますが、議会として、私は前々から言ってるように録画を見るなりしても、やはり議会のホームページを独立させるべきだという考えを持っています。

執行部と議会というのは二元代表制ということで、そういう制度になっている以上、菊川のホームページの中に市議会があるのではこれは不自然だと思うんです。ですから、菊川の市議会というホームページを作って、そして渥美議員なんかはそこで自分の活動を報告するなりの、各議員のホームページもそこで開くなり、そして総務建設なり教育福祉なりと、いろいろな問題点、どういったところを議論したかとか、そういうものが市民が自由に見れるような、一般質問は今でも見れますから、それを議会に貼りつけばいいと思うんですけども、そればかりでなくてこういった決算委員会でどういうことを議論したかというのも後で見たい人は見れるとか、教育福祉が今日やったような請願についての議論をどういう内容をやったのか、私たちもそれを議員であっても見れないという現実があります。

だから、そういったことをやはり具体的に、公開の原則というものははっきりと具現化するということを私は議会としてはやるべきだという考えを持っていますから、その辺で皆さんの考え方ですけど。

○分科会長（赤堀 博君） ほかにございますか。小林委員。

○7番（小林博文君） 他の委員会のなかなか傍聴できないところ、前から言っているところで、1点だけ改善されたのは、昨年から分科会の議事録を各分科会の中に保管してありますんで、それで内容、速報版で出たのが残ってるんで正式じゃないかもしれませんが、ある程度、今回でいうと金曜日あたり来るから、3日4日で速報版みたいな議事録は残してもらおうようにしています。皆さん入ってますよね。委員長じゃなくて全員。

○分科会長（赤堀 博君） 全員入っている。

○7番（小林博文君） そういうことなので、そこを見てもらおうようにしているところではあるけれども、内容のやり取りは分かるようになったかなという感もあります。それ以上に今おっしゃるとおりですね、前から言ってる別時間に開催する方法ができないかということも検討する余地あるかと思います。

○分科会長（赤堀 博君） ありがとうございます。

ほかにございますか。よろしいですか。じゃ、以上で議会事務局の決算審査を終了します。ただいま出されましたご意見等をもとに分科会長報告を作成し、一般会計予算決算特別委員会に報告させていただきます。

分科会長報告の作成につきましては、正副分科会長に一任願います。

以上で、総務建設委員会及び一般会計予算決算特別委員会総務建設分科会で予定しておりました全ての審査が終了いたしました。お疲れさまでした。

最後に、小林副委員長、ご挨拶をお願いします。

○副分科会長（小林博文君） お疲れさまでした。全ての昨年度の決算について、2日間でみてなかなか協議するというのは難しいところもありますので、今後の令和3年度に3、4、それから令和4年度の予算編成に向けても、今回の決算審査の結果を生かしていただきたいと思います。

2日間にわたりましてお疲れさまでした。

閉会 午後 4時05分